官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七四）　二
〔府令・省令〕
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通七）　四
〔省　令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇八）　五
○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（環境一二三）　三
〔法規的告示〕
○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働九）　三五
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の規定に基づき、機能要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日を定める告示の一部を改正する件（総務三二〇）
○税務システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件の一部を改正する件（同三二一）　一三〇
○税務システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件の一部を改正する件（同三二二）　一六一
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働三三〇）　一六五
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同三三一）　一六七
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（同三三二）
〔その他告示〕
○マーガリン類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁五）　一七二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二三九）　一七六
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　一七九
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和八年度令和八年六月分）（財務省）　一八二

府　令

○内閣府令第七十四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の二十五第四項及び第四十一条の五十七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等） **第二十六条の五十一**　法第二十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））及び性別 ［二～四　略］ ２　［略］	（貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等） **第二十六条の五十一**　［同上］ 一　本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）及び性別 ［二～四　同上］ ２　［同上］
（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第10号**（第26条の51関係） 貸金業務取扱主任者登録簿 登録番号　登録年月日 ［(1)～(3)　略］ (4)本籍　性別 （日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等） ［(5)・(6)　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］	（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第10号**（第26条の51関係） 貸金業務取扱主任者登録簿 登録番号　登録年月日 ［(1)～(3)　同左］ (4)本籍　性別 （日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍） ［(5)・(6)　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］
（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第11号**（第26条の52関係） 年　月　日 金融庁長官 殿 貸金業協会会長 氏名 貸金業務取扱主任者登録申請書 私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。 ［図略］	（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第11号**（第26条の52関係） 年　月　日 金融庁長官 殿 貸金業協会会長 氏名 貸金業務取扱主任者登録申請書 私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。 ［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］

フリガナ	
本　　籍	
（日本の国籍を有しない者にあっては、その国籍等）	
［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第22号（第30条の30関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

業　務　に　関　す　る　報　告　書

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目　　次

［１～13　略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

［１～４　略］

５　役員の氏名等

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍等及び日本における住所を記載すること。

［３・４　略］

［６～13　略］

フリガナ	
本　　籍	
（日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍）	
［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第22号（第30条の30関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

業　務　に　関　す　る　報　告　書

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目　　次

［１～13　同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［１～４　同左］

５　役員の氏名等

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。

［３・４　同左］

［６～13　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第七号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第四条第一項及び第五条の規定に基づき、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣臨時代理　国務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和八年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定重要電子計算機の届出） **第二条**　［略］ ２　特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内に導入した特定重要電子計算機（当該指定に係る特定社会基盤事業（同項に規定する特定社会基盤事業をいう。第四条第二項第一号において同じ。）の用に供される特定重要設備に係るものに限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定重要電子計算機を導入した日から四月以内」とあるのは、「経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月以内」とする。ただし、当該特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十三条第一項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第五十条第一項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、この限りでない。 ３　［略］ ４　特定重要設備又は構成設備（経済安全保障推進法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）である特定重要電子計算機に係る第一項の届出書については、経済安全保障推進法第五十二条第一項又は第十一項の規定による当該特定重要設備の導入の届出を行っている場合（当該特定重要設備又は当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名（クラウド・コンピューティング・サービス（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十三条第一項に規定するクラウド・コンピューティング・サービスをいう。以下この項において同じ。）の使用に係る特定重要電子計算機にあっては、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称。次項第四号及び次条第三項において同じ。）と同一であり、かつ、当該特定重要設備又は当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名（クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあっては、当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名。次項第五号に	（特定重要電子計算機の届出） **第二条**　［同上］ ２　特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内に導入した特定重要電子計算機（当該指定に係る特定社会基盤事業（同項に規定する特定社会基盤事業をいう。第四条第二項第一号において同じ。）の用に供される特定重要設備に係るものに限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定重要電子計算機を導入した日から四月以内」とあるのは、「経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月以内」とする。 ３　［同上］ ４　特定重要設備又は構成設備（特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって、経済安全保障推進法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）である特定重要電子計算機に係る第一項の届出書については、経済安全保障推進法第五十二条第一項又は第十一項の規定による当該特定重要設備の導入の届出を行っている場合（当該特定重要設備又は当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名（クラウド・コンピューティング・サービス（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十三条第一項に規定するクラウド・コンピューティング・サービスをいう。以下この項において同じ。）の使用に係る特定重要電子計算機にあっては、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称。次項第四号及び次条第三項において同じ。）と同一であり、かつ、当該特定重要設備又は当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名（クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあっては、

おいて同じ。）と同一である場合に限る。）には、当該届出に係る経済安全保障推進法第五十二条第一項に規定する導入等計画書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）又は同条第十一項に規定する緊急導入等届出書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）及び特別社会基盤事業者の連絡先を記載した書面の提出をもって、当該特定重要電子計算機に係る第一項の規定による届出書の提出に代えることができる。

5　［略］

（特定侵害事象等の報告）

第四条　［略］

2　法第五条の規定による報告は、特定侵害事象又は前項の事象（次に掲げる事象を除く。以下この条において「特定侵害事象等」という。）の発生を認知した後、速やかに、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項（同項第三号から第七号までに掲げる事項については、報告をしようとする時点において認知しているものに限る。）を記載した報告書（特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式による報告書をいう。以下この項において同じ。）を提出するとともに、当該特定侵害事象等の発生を認知した日から三十日以内に、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

一　特別社会基盤事業者（経済安全保障推進法第五十三条第一項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第五十条第一項の主務省令で定める基準に該当することとなった者を除く。）が同項の規定による指定を受けた日から六月以内に発生した事象（当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備に係る特定重要電子計算機において発生した事象に限る。）

［二・三　略］

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日前に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の指定を受けた者に対するこの命令による改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項中「する。ただし、当該特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十三条第一項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第五十条第一項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、この限りでない」とあるのは、「する」とする。

3　この命令の施行の日前に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の指定を受けた者に対するこの命令による改正後の第四条第二項第一号の規定の適用については、同号中「特別社会基盤事業者（経済安全保障推進法第五十三条第一項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第五十条第一項の主務省令で定める基準に該当することとなった者を除く。）が同項」とあるのは、「特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項」とする。

省　令

○総務省令第百八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第二項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第五十一号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線を囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名。次項第五号において同じ。）と同一である場合に限る。）には、当該届出に係る経済安全保障推進法第五十二条第一項に規定する導入等計画書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）又は同条第十一項に規定する緊急導入等届出書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）及び特別社会基盤事業者の連絡先を記載した書面の提出をもって、当該特定重要電子計算機に係る第一項の規定による届出書の提出に代えることができる。

5　［同上］

（特定侵害事象等の報告）

第四条　［同上］

2　法第五条の規定による報告は、特定侵害事象又は前項の事象（次に掲げる事象を除く。以下この条において「特定侵害事象等」という。）の発生を認知した後、速やかに、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項（同項第三号から第七号までに掲げる事項については、報告をしようとする時点において認知しているものに限る。）を記載した報告書（特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式による報告書をいう。以下この項において同じ。）を提出するとともに、当該特定侵害事象等の発生を認知した日から三十日以内に、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

一　特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月以内に発生した事象（当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備に係る特定重要電子計算機において発生した事象に限る。）

3　［二・三　同上］

改正後	改正前
（滞納管理に係る帳票要件の標準） **第十三条**　税務システムのうち滞納管理に係る帳票要件の標準は、次のとおりとする（第二号、第三号、第五号、第七号、第十一号から第十三号まで、第十八号、第二十号、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号、第三十三号、第五十五号、第五十六号、第八十二号、第八十三号、第八十八号、第百二十五号、第百二十六号、第百三十号、第百三十四号、第百三十五号、第百三十七号、第百三十八号、第百四十一号、第百四十三号、第百四十七号、第二百六十八号、第二百七十号、第三百六号、第三百十号、第三百十四号、第三百三十四号、第三百三十六号、第三百四十一号、第三百四十三号、第三百四十五号、第三百四十九号、第四百号、第四百九号、第四百十号、第四百十三号、第四百十五号、第四百二十号、第四百四十号から第四百四十二号まで、第四百四十四号及び第四百七十二号に掲げる帳票については、別記様式に従い出力するものとする。）。 ［一～二十六　略］ 二十七　債権差押通知書（債権）（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の三執行機関（返送）用） ［二十八～二百　略］ 二百一　次順位買受申込者の決定（次順位買受申込者用） ［二百二～二百五　略］ 二百六　売却決定取消通知書（買受人用） ［二百七～三百六十二　略］ 三百六十三　相続財産清算人の調査について（照会、伺い） 三百六十四　相続財産清算人の調査について（照会、回答） ［三百六十五～五百三十四　略］	（滞納管理に係る帳票要件の標準） **第十三条**　［同上］ ［一～二十六　同左］ 二十七　債権差押通知書（債権）（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六の三条執行機関（返送）用） ［二十八～二百　同左］ 二百一　次順位買受申込者の決定（次順位申込者用） ［二百二～二百五　同左］ 二百六　売却決定取消通知書（買受人） ［二百七～三百六十二　同左］ 三百六十三　相続財産管理人の調査について（照会、伺い） 三百六十四　相続財産管理人の調査について（照会、回答） ［三百六十五～五百三十四　同左］
（個人住民税に係る帳票要件の標準） **第十四条**　税務システムのうち個人住民税に係る帳票要件の標準は、次のとおりとする（第二十号、第四十七号、第四十八号、第六十七号から第七十号まで、第九十四号、第百五十二号及び第二百十二号に掲げる帳票については別記様式に従い出力するものとする。）。 ［一～六十七　略］ 六十八　扶養親族等の状況について（照会）（事業所） 六十九　扶養親族等の所得状況等について（照会、回答） ［七十～百十一　略］ 百十二　控除対象扶養親族等の確認用リスト（控除対象が五人以上かつ個人番号の記入がある場合） ［百十三～二百十二　略］	（個人住民税に係る帳票要件の標準） **第十四条**　［同左］ ［一～六十七　同左］ 六十八　扶養親族の状況について（照会）（事業所） 六十九　扶養親族の所得状況等について（照会、回答） ［七十～百十一　同左］ 百十二　控除対象扶養親族の確認用リスト（控除対象が五人以上かつ個人番号の記入がある場合） ［百十三～二百十二　同左］
（固定資産税及び都市計画税に係る帳票要件の標準） **第十六条**　税務システムのうち固定資産税及び都市計画税に係る帳票要件の標準（都市計画税にあっては、土地及び家屋に係るものに限る。）は、次のとおりとする（第一号、第七号、第十一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十八号、第三十号から第三十二号まで、第三十六号から第三十八号まで、第五十号、第五十一号、第五十八号、第五十九号、第六十三号から第七十号まで、第八十三号から第八十五号まで、第九十三号から第九十八号まで及び第百号から第百十二号までに掲げる帳票については、別記様式に従い出力するものとする。）。 ［一～百一　略］ 百二　無資産証明書（土地・家屋） 百二の二　無資産証明書（土地・家屋・償却資産） ［百三～百十六　略］	（固定資産税及び都市計画税に係る帳票要件の標準） **第十六条**　［同上］ ［一～百一　同左］ 百二　無資産証明書 ［新設］ ［百三～百十六　同左］

様式第六十三号の二の二（第十三条第三百六号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙一　挿入］	［新設］
様式第六十四号の二の二（第十三条第三百十号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙二　挿入］	［新設］
様式第六十五号の二の二（第十三条第三百十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙三　挿入］	［新設］
様式第六十六号の二の二（第十三条第三百三十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙四　挿入］	［新設］
様式第六十七号の二の二（第十三条第三百三十六号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙五　挿入］	［新設］
様式第七十八号の二（第十三条第四百四十号関係）（適合基準日：令和九年四月一日） ［様式　別紙七　挿入］	様式第七十八号の二（第十三条第四百四十号関係）（適合基準日：令和九年四月一日） ［様式　別紙六　挿入］
様式第七十九号の二（第十三条第四百四十一号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙八　挿入］	［新設］
様式第八十一号の三（第十三条第四百四十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙九　挿入］	［新設］
様式第八十二号（第十三条第四百七十二号関係）（適合基準日：令和九年四月一日） ［様式　別紙十一　挿入］	様式第八十二号（第十三条第四百七十二号関係）（適合基準日：令和八年四月一日） ［様式　別紙十　挿入］
様式第八十四号の三（第十四条第四十七号及び第四十八号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙十二　挿入］	［新設］
様式第八十五号の二（第十四条第六十七号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙十三　挿入］	［新設］
様式第八十六号の二（第十四条第六十八号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙十四　挿入］	［新設］
様式第八十七号の二（第十四条第六十九号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙十五　挿入］	［新設］
様式第八十九号の二（第十四条第九十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙十六　挿入］	［新設］
様式第九十一号の二（第十四条第二百十二号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙十七　挿入］	［新設］
様式第百十三号の二（第十六条第五十八号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙十八　挿入］	［新設］
様式第百十四号（第十六条第五十九号関係） ［様式　別紙二十　挿入］	様式第百十四号（第十六条第五十九号関係） ［様式　別紙十九　挿入］
様式第百二十一号の二（第十六条第六十九号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙二十一　挿入］	［新設］
様式第百二十二号の二（第十六条第七十号関係）（適合基準日：令和十年四月一日） ［様式　別紙二十二　挿入］	［新設］
様式第百三十四号の二（第十六条第百二号の二関係） ［様式　別紙二十三　挿入］	［新設］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第六十三号の二の二（第十三条第三百六号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）　地方税様式１－１（照会本文）

９９９－９９９９　　［別紙一］　●　●　●　●第●●●●号

NN●●年●●月●●日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションＸＸＸＸ号室○○○○○

○○　○○様

●●●長（職務代理者）
●●●●●　印

取引状況等の照会について
（預貯金関係用）

ご多忙のところ恐縮ですが、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る取引状況等をお調べの上、ご回答願います。

なお、回答につきましては、「回答書」にご記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、ご回答願います。

※　この照会は、　　の規定に基づくものです。

記

1　照会対象者及び照会対象期間

(1) 照会対象者（①預貯金者等の名義は異なるが以下の者と同一人の可能性がある者、②住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者を含む。）

住所・所在地等	NNNN		

様式第六十四号の二の二（第十三条第三百十号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）　　地方税様式３－１（照会本文）

９９９－９９９９　　［別紙二］　　第　　号

NN ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションＸＸＸＸ号室○○○○○

○○　○○様

●●●長（職務代理者）　印
●●●●●

契約内容の照会について（□再照会）
（生命保険・共済用）

ご多忙のところ恐縮ですが、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る取引状況等をお調べの上、ご回答願います。

なお、回答につきましては、「回答書」にご記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、ご回答願います。

※　この照会は、　　の規定に基づくものです。

記

1　照会対象者（住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者を含む。）

住所・所在地等	NNNN				

様式第六十五号の二の二（第十三条第三百十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）　　地方税様式４－１（照会本文）

９９９－９９９９

［別紙三］　　第　　号

NN ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションＸＸＸＸ号室○○○○○

○○　○○様

●●●長（職務代理者）　　印

●●●●●

契約内容の照会について（□再照会）
（損害保険・共済用）

ご多忙のところ恐縮ですが、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る取引状況等をお調べの上、ご回答願います。

なお、回答につきましては、「回答書」にご記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、ご回答願います。

※　この照会は、　　国税徴収法第１４１条　　の規定に基づくものです。

記

１　照会対象者（住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者を含む。）

住所・所在地等	NNNN		

様式第六十六号の二の二（第十三条第三百三十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）　［別紙四］
地方税様式２－１（照会本文）

９９９－９９９９

第　　号
NN●●年●●月●●日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
△△△△マンションＸＸＸＸ号室〇〇〇〇〇

〇〇　〇〇様

●●●長（職務代理者）
●●●●●　印

取引状況等の照会について
（証券会社用）

ご多忙のところ恐縮ですが、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る取引状況等をお調べの上、ご回答願います。

なお、回答につきましては、「回答書」にご記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、ご回答願います。

※　この照会は、　国税徴収法第１４１条　の規定に基づくものです。

記

1　照会対象者及び照会対象期間

(1) 照会対象者（住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者を含む。）

住所・所在地等	NNNN		

様式第六十七号の二の二（第十三条第三百三十六号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙五］

999－9999

第　　号
NN ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションXXXX号室○○○○○

○○　○○様

●●●長（職務代理者）　印
●●●●

給与等の支給状況の照会について

ご多忙のところ恐縮ですが、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため、必要がありますので、下記の照会対象者の給与等の支給状況について、別紙「回答書」にご記入の上、○○年○○月○○日までにご回答願います。

※　この照会は、　　の規定に基づくものです。

記

照会対象者

住所	NNNN		

様式第七十八号の二（第十三条第四百四十号関係）（適合基準日：令和九年四月一日）［別紙六］

納付誓約書

●●●長（職務代理者）
●●　●●　様

誓約日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所（所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（名称）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

NNNN

様式第七十八号の二（第十三条第四百四十号関係）（適合基準日：令和九年四月一日）［別紙七］

納付誓約書

●●●長（職務代理者）
●●　●●　　様

誓約日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所（所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（名称）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

NNNN

様式第七十九号の二（第十三条第四百四十一号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙八］

999-9999

NN●●年●●月●●日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションXXXX号室○○○○○

○○　○○様

●●●長（職務代理者）
●●　●●

納付計画書

誓約者	住所 （所在地）	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
	氏名 （名称）	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
滞納者	住所 （所在地）	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
	氏名 （名称）	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

計画回	納付予定日	納付書枚数	納付予定額	納付予定残額	備考
1	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	NNNNNNNNNNNNN
2	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
3	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
4	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
5	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
6	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
7	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
8	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
9	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
10	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
11	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
12	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
13	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
14	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
15	NN●●年●●月●●日	99	999,999,999	999,999,999	
合計		99	9,999,999,999		

【お問い合わせ先】
●●●市役所　●民税課　課税係
999-9999
●●県●●市●●　1－1－1
TEL 111-1111-1111（内線1111）
担当●●

様式第八十一号の三（第十三条第四百四十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙九］

999-9999

（記号）第　　号
NN●●年●●月●●日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションXXXX号室○○○○○

○○　○○様

●●●長（職務代理者）
●●　●●

印

催告書

文書本文NNNN

様式第八十二号（第十三条第四百七十二号関係）（適合基準日：令和八年四月一日）［別紙十］　N/N　頁

未納明細

| 住所(所在地) | NNNN

様式第八十二号（第十三条第四百七十二号関係）（適合基準日：令和九年四月一日）［別紙十一］　　N/N　頁

未納明細

| 住所(所在地) | NNNN

様式第八十四号の三（第十四条第四十七号及び第四十八号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙十二］

XXX-XXXXxxxx
N－－－－－－－－－－9P（２５）－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－7P(32)－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－7P(32)－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－7P(32)－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－7P(32)－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－7P(32)－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－7P(32)－－－－－－－－－－－－－N
カスタマバーコード

NNNNNNNNNNNNNNNNN　ZZZ,ZZZ,ZZ9

N－－－－－－－－－－（２５）－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－（２５）－－－－－－－－－－N
NN●年●月●日
N－－－－９Ｐ（１６）－－－－N
N－－－－９Ｐ（１６）－－－－N
N－－１２Ｐ（１２）－N

イメージ

お問合せ先	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNN　N－－－－－－－－－－（２８）－－－－－－－－－－N　NNNNNN　NNNNN　（単位：円）

▼賦課期日時点氏名・住所
N－－－－－－－－－－－－－－－－（３５）－－－－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－－－－（３５）－－－－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（４８）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（４８）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－N

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NN

通知書番号	X----(20)-----X		
金融機関名	N－－－－（１５）－－－－－N		
（支店名）	N－－－－（１５）－－－－－N		
口座番号	普通　X----(13)---X	振替方法	NNNNN
（口座名義人）	ジュウミンゼイ　タロウ		

	年　税　額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

	NNNNN	NNNNN	NNNNN	NNNNN	NNNNN	NNNNN	NNNNN
納期限	NN●年●月●日	NN●年●月●日	NN●年●月●日	NN●年●月●日	NN●年●月●日	NN●年●月●日	NN●年●月●日
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9
▼一括で納めていただく場合				NNNN	NNNN	NNNNN	NNNNN
＊一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。				---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	N－－－－－－－－9P(20)－－－－－－－－－N
支払者の名称	N－－－－－－－－－－－7P(25)－－－－－－－－－－－－N
支払者の法人番号	XXXXXXXXXXXXX

▼今年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	NNZ9年Z9月	NNZ9年Z9月	NNZ9年Z9月
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9

▼今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
（仮徴収税額）

	NNZ9年Z9月	NNZ9年Z9月	NNZ9年Z9月
年金より特別徴収される額	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

	NNZ9年Z9月	NNZ9年Z9月	NNZ9年Z9月
年金より特別徴収される額	---,---,---,--9	---,---,---,--9	---,---,---,--9

NNNNNN　N－－－－－－－－－－－－（２８）－－－－－－－－－－－－N　NNNNNNNNNN　（単位：円）

▼所得金額等

給与収入	---,---,---,--9
公的年金等収入	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
合計所得金額	---,---,---,--9
繰越控除額	---,---,---,--9
総所得金額等	-,---,---,---,--9

▼所得控除額

NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
控除合計	---,---,---,--9

▼課税標準額

NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9

NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9
NNNNNNNN	---,---,---,--9

▼扶養親族・特親該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親
N	N	ZZ	ZZ	ZZ	ZZ	ZZ	ZZ	ZZ	ZZ	ZZ

▼本人該当区分

未成年者	特障	他障	寡婦	NNNN	勤労学生
N	N	N	N	N	N

▼算出税額

	N　民　税	N　民　税
税額控除前所得割	---,---,---,---	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
NNNNNNNNNN	---,---,---,--9	---,---,---,--9
所得割額	---,---,---,--9	---,---,---,--9
均等割額	---,---,---,--9	---,---,---,--9
森林環境税額		---,---,---,--9
減免額・免除額		---,---,---,--9
年税額（住民税及び森林環境税の額）		---,---,---,--9
給与・公的年金等からの特別徴収税額		---,---,---,--9
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		---,---,---,--9
控除不足額		---,---,---,--9
（うち還付額）		---,---,---,--9

様式第八十五号の二（第十四条第六十七号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙十三］

ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ

９９９-９９９９　　ＮＮ●年●月●日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションＸＸＸＸ号室○○○○○

●●●長（職務代理者）
●●　●●

公印

○○　○○様

ＮＮＮＮ年度　ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ

様式第八十六号の二（第十四条第六十八号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙十四］

NNNNNNNNNNN

９９９-９９９９

NN●年●月●日

○○県○○市○○町○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△マンションＸＸＸＸ号室○○○○○
給与事務担当者様

●●●長（職務代理者）
●●　●●

公印

ZZZZZZZZZ9

ＮＮＮＮ年度　ＮＮＮＮ

様式第八十七号の二（第十四条第六十九号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙十五］

９９９-９９９９
●●●県●●●市●●●１丁目１番地
●●●ビル１Ｆ
●●●●●●●●様
（住民税担当課御中）

○○○発第９９９号
NN●年●月●日

●●●長（職務代理者）
●●　●●

印

NN●年度　市民税・県民税にかかる控除対象配偶者及び扶養親族等の確認について（照会）

平素より、当市税務行政につきましては、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、NN●年度市民税・県民税において、本市の納税義務者が貴管内に住所を有すると思われるものを扶養しています。
つきましては、ご多忙中お手数ですが、下記返送期限までに、該当者のNN●年度住民税課税に係るNN●年分所得状況等を調査の上、至急ご回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

返送期限　NN●年●月●日

納税義務者	フリガナ	アイウエオアイウエオアイウエオ	住所	ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
	氏名	ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ		
調査対象者	フリガナ		住所	
	氏名			
	生年月日			

【お問い合わせ先】
●●●市役所　●民税課　課税係　担当●●
９９９-９９９９
●●県●●市●●　１－１－１
TEL 111-1111（内線1111）

----------切り取り線----------

ＮＮＮＮＮＮ市長
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ　宛
（住民税担当課）

NN　●年　●月　●日

市区町村名　NNNNNNNNNN

NN●年度　控除対象配偶者及び扶養親族等の確認について（回答）

NN●年●月●日≪文書番号≫の照会について、以下のとおり回答します。　　通知番号

納税義務者	フリガナ	ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ	住所	ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
	氏名	ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ		
調査対象者	フリガナ		住所	
	氏名			
	生年月日			

○NN●年度の所得状況

1月1日住民登録	有・無	無の場合の事由	転入・転出・死亡	異動日	
申告状況	確定申告・住民税申告・給報・年報・未申告・その他（　）		転入前・転出先住所		
フリガナ				生年月日	
氏名					

被扶養者所得	収入（　）	円	分離所得(特控前)	円	上記以外の親族に扶養されている場合	扶養区分	配偶者・扶養・専従者・年少扶養・特親
	所得（　）	円				扶養者氏名フリガナ	
	収入（　）	円	分離所得	円		扶養者氏名	
	所得（　）	円	合計所得	円			
被扶養者の障害控除区分			普通・特別			扶養者生年月日	被扶養者との続柄
連絡事項						扶養者住所	
						課税資料の選択	確定申告・住民税申告・給報・年報・未申告・その他（　）
						合計所得	
						住民税額	所　　円 均　　円

調査対象者に扶養控除限度額を超える所得がある場合は、課税資料等の写しを添付していただきますよう併せてお願いいたします。
扶養親族等の所得状況については、原則、情報提供ネットワークシステムを用いて照会しておりますが、当市でシステムを用いて照会できない被扶養者や、重複扶養につきましては、文書にて照会しております。

様式第八十九号の二（第十四条第九十四号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙十六］

NNNNNNNN　NN●年度（NN●年分）

住　所	●●県●●市●●町●丁目●●●番地１１NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN 住民ハイツ　１０３号
氏　名	住民　太郎
生年月日	NN●年　●月●日

▼所得金額等　（円）

給与収入	----,---,---,---
給与所得	----,---,---,---
（うち専従給与収入）	----,---,---,---
年金収入	----,---,---,---
年金所得	----,---,---,---
農業所得	----,---,---,---
NNNNNNNNNNNN	----,---,---,---
＊以下余白＊	**********
合計所得金額	999,999,999,999
繰越控除額	999,999,999,999
総所得金額等	999,999,999,999

▼所得控除額　（円）

雑損控除	999,999,999,999
医療費控除	999,999,999,999
社会保険料控除	999,999,999,999
小規模企業共済等控除	999,999,999,999
基礎控除	999,999,999,999
NNNNNNNNNNNN	999,999,999,999
＊以下余白＊	**********
所得控除合計	999,999,999,999

▼課税標準額　（円）

総所得	999,999,999,999
分離短期一般	999,999,999,999
分離長期特定	999,999,999,999
＊以下余白＊	**********

▼配偶者

控除対象配偶者	控配

▼扶養親族　（人）

特定扶養	1
老人扶養	2
同居老親	1
16歳未満	1
その他	3
特別障害	
同居特障	
その他障害	

▼特定親族　（人）

特定親族	

▼本人該当区分

未成年	
特別障害	
その他障害	
寡婦	
特別寡婦	
寡夫	
ひとり親	該当
勤労学生	
NNNNNN	

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等　（円）

	N　民　税	N　民　税
税額控除前所得割	999,999,999,999	999,999,999,999
調整控除	999,999,999,999	999,999,999,999
配当控除	999,999,999,999	999,999,999,999
住宅借入金等税額控除	999,999,999,999	999,999,999,999
寄附金税額控除	999,999,999,999	999,999,999,999
外国税額控除	999,999,999,999	999,999,999,999
所得割調整額	999,999,999,999	999,999,999,999
配当割譲渡所得割	999,999,999,999	999,999,999,999
所得割額	999,999,999,999	999,999,999,999

▼所得割・均等割　（円）

	N　民　税	N　民　税
減免前所得割	999,999,999,999	999,999,999,999
所得割減免額	999,999,999,999	999,999,999,999
減免後所得割	999,999,999,999	999,999,999,999
減免前均等割	999,999,999,999	999,999,999,999
均等割減免額	999,999,999,999	999,999,999,999
減免後均等割	999,999,999,999	999,999,999,999

▼森林環境税　（円）

	森林環境税
免除前税額	999,999,999,999
免除税額	999,999,999,999
免除後税額	999,999,999,999

▼年税額　（円）

年税額（減免・免除前）	999,999,999,999
年税額（減免・免除後）	999,999,999,999

▼備　考

N－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（７０）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（７０）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（７０）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（７０）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－N
N－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（７０）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－N

上記のとおり相違ないことを証明します。

NN●年●月●日
●●市長

行政　太郎　印

税証第９９９－９９９９９９号

この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

様式第九十一号の二（第十四条第二百十二号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙十七］

NNNNNNNN　　NN●年度（NN●年分）

住　　所	●●県●●市●●町●丁目●●●番地１１ＮＮＮ

様式第百十三号の二（第十六条第五十八号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙十八］

NN99年度　名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）

NN●年●月●日現在

文書番号

納税義務者		
	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

	合計課税標準額（円）	軽減・減免前税額（円）	共用土地税額（円）	軽減税額（円）	減免税額（円）	年税額（円）	固定及び都計の合計年税額（円）
固定資産税							
都市計画税							

第1期（円）		第２期（円）		第３期（円）		第４期（円）		随1（円）		随２（円）	

	合計課税標準額（円）	
土地	固定	
	都計	
家屋	固定	
	都計	
償却資産	固定	

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号		課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）			
登記地目又は種類・用途		登記地積又は床面積（㎡）	建築年	評価額（円）	固	軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）			
現況地目又は構造		現況地積又は床面積（㎡）	現況階層		定	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）			
家屋番号又は共用土地の持分割合		非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根		都	軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）			
備考					計		地積	固定課税標準額（円）	固定負担水準	都計課税標準額（円）	都計負担水準	
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999			9,999,999,999,999		
雑種地		ZZ,ZZZ,ZZ9.99			定	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
市街化田		ZZ,ZZZ,ZZ9.99		9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999			9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999		ZZ,ZZZ,ZZ9.99			計	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、戸数　ZZ9、農地中間管理機構に賃貸権を設定した農地（設定期間１５年以上）　１／２、低開発地域工業開発促進法　全免、市街化区域、生産緑地							小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
							一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
							上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999			9,999,999,999,999		
雑種地		ZZ,ZZZ,ZZ9.99			定	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
市街化田		ZZ,ZZZ,ZZ9.99		9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999			9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999		ZZ,ZZZ,ZZ9.99			計	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
備考							小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
							一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
							上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999			9,999,999,999,999		
雑種地		ZZ,ZZZ,ZZ9.99			定	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
市街化田		ZZ,ZZZ,ZZ9.99		9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999			9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999		ZZ,ZZZ,ZZ9.99			計	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
備考							小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
							一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
							上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999						
居宅		ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年		定	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
木造		ZZ,ZZZ,ZZ9.99	地上Z9 地下Z9	9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999						
XXXXXXXXXXXXXXXXXX		ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺		計	99,999,999,999	99,999,999,999			99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、改築、住宅部分床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、持ち分　Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9/Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等　１／２ 、低開発地域工業開発促進法　全免、新築住宅特例適用最終年　令和3年、新築住宅特例適用床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、市街化区域							小規模住宅用地					
							一般住宅用地					
							上記以外の土地					

備考

NN●年●月●日

●●●長（職務代理者）　●●　●●

印

（号外第１９３号）　官　報　令和８年８月31日　月曜日　25

様式第百十四号（第十六条第五十九号関係）［別紙十九］

NN99年度　名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋）

NN●年●月●日現在

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

文書番号

	合計課税標準額（円）	軽減・減免前税額（円）	共用土地税額（円）	軽減税額（円）	減免税額（円）	年税額（円）	固定及び都計の合計年税額（円）
固定資産税							
都市計画税							

	合計課税標準額（円）	
土地	固定	
	都計	
家屋	固定	
	都計	

第1期（円）		第２期（円）		第３期（円）		第４期（円）		随1（円）		随２（円）	

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号		課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）				
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積（㎡）	建築年			定	軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）				
現況地目又は構造	現況地積又は床面積（㎡）	現況階層		評価額（円）	都	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）				
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根			計	軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）				
備考								地積	固定課税標準額（円）	固定負担水準	都計課税標準額（円）	都計負担水準	
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、戸数　ZZ9、農地中間管理機構に賃貸権を設定した農地（設定期間１５年以上）　１／２、低開発地域工業開発促進法　全免、市街化区域、生産緑地								小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
備考								小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
備考								小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999							
居宅	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年			定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
木造	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	2階建		9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999							
XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺			計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、改築、住宅部分床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、持ち分　Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9/Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等　１／２、低開発地域工業開発促進法　全免、新築住宅特例適用最終年　令和3年、新築住宅特例適用床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、市街化区域								小規模住宅用地					
								一般住宅用地					
								上記以外の土地					

備考

NN●年●月●日

●●●長（職務代理者）　●●　●●

印

様式第百十四号（第十六条第五十九号関係）［別紙二十］

NN99年度　名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋）

NN●年●月●日現在

文書番号

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

	合計課税標準額（円）	軽減・減免前税額（円）	共用土地税額（円）	軽減税額（円）	減免税額（円）	年税額（円）	固定及び都計の合計年税額（円）
固定資産税							
都市計画税							

	合計課税標準額（円）	
土地	固定	
	都計	
家屋	固定	
	都計	

第1期（円）		第２期（円）		第３期（円）		第４期（円）		随1（円）		随2（円）	

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号		課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）				
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積（㎡）	建築年			固定	軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）				
現況地目又は構造	現況地積又は床面積（㎡）	現況階層		評価額（円）	都計	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）				
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根				軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）				
備考								地積	固定 課税標準額（円）	固定 負担水準	都計 課税標準額（円）	都計 負担水準	
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、戸数　ZZ9、農地中間管理機構に賃貸権を設定した農地（設定期間１５年以上）　１／２、低開発地域工業開発促進法　全免、市街化区域、生産緑地								小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
備考								小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999				9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
備考								小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
								上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固	9,999,999,999,999							
居宅	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年			定	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
木造	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	地上Z9 地下Z9		9,999,999,999,999	都	9,999,999,999,999							
XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺			計	99,999,999,999	99,999,999,999				99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、改築、住宅部分床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、持ち分　Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9/Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等　１／２、低開発地域工業開発促進法　全免、新築住宅特例適用最終年　令和3年、新築住宅特例適用床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、市街化区域								小規模住宅用地					
								一般住宅用地					
								上記以外の土地					

備考

NN●年●月●日

●●●長（職務代理者）　●●　●●

印

（号外第１９３号）　官　報　令和８年８月３１日　月曜日　27

様式第百二十一号の二（第十六条第六十九号関係）（適合基準日：令和十年四月一日）［別紙二十一］

NN99年度（賦課年度　NN99年度）　固定資産税・都市計画税（土地・家屋）　課税明細書

NN●年●月●日
●●●長（職務代理者）　●●　●●

納税義務者	住所又は所在地	通知書番号	99999999999999999999
	氏名又は名称		

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号		課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）		
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積（㎡）	建築年		評価額（円）	固定	軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）		
現況地目又は構造	現況地積又は床面積（㎡）	現況階層			都計	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）		
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根				軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）		
備考						小規模住宅用地	地積	固定課税標準額（円）	固定負担水準	都計課税標準額（円）	都計負担水準
						一般住宅用地					
						上記以外の土地					
土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固定	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999		
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99,999,999,999	99,999,999,999		99,999,999,999		
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99999999999	99,999,999,999		99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、戸数　ZZ9、農地中間管理機構に賃貸権を設定した農地（設定期間１５年以上）　１／２、低開発地域工業開発促進法　全免、市街化区域、生産緑地						小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
						一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
						上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固定	9,999,999,999,999					
居宅	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年				99,999,999,999	99,999,999,999		99,999,999,999		
木造	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	地上Z9 地下Z9		9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999					
XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺				99,999,999,999	99,999,999,999		99,999,999,999		
登記氏名又は名称　●●　●●、改築、住宅部分床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、持ち分Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9/Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等　１／２ 、低開発地域工業開発促進法　全免、新築住宅特例適用最終年　令和3年、新築住宅特例適用床面積　Z,ZZZ,ZZ9.99、市街化区域						小規模住宅用地					
						一般住宅用地					
						上記以外の土地					
NN	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX	固定	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999		
NNNNNNNNNNNNN	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99,999,999,999	99,999,999,999		99,999,999,999		
NNNNNNNNNNNNN	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999		
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99999999999	99,999,999,999		99,999,999,999		
備考						小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
						一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
						上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999

様式第百二十二号の二（第十六条第七十号関係）（適合基準日令和十年四月一日）［別紙二十二］

NN99年度（賦課年度　NN99年度）　固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書

NN●年●月●日
●●●長（職務代理者）　●●　●●

納税義務者	住所又は所在地		通知書番号	99999999999999999999
	氏名又は名称			

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号		課税標準額（円）		本則課税標準額（円）	
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積（㎡）	建築年			固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）		軽減税額（円）	
現況地目又は構造	現況地積又は床面積（㎡）	現況階層		評価額（円）		減免税額（円）		相当税額（円）	
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根			都計	課税標準額（円）		本則課税標準額（円）	
備考						前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）		軽減税額（円）	
						減免税額（円）		相当税額（円）	

	小規模住宅用地	地積	固定課税標準額（円）	固定負担水準	都計課税標準額（円）	都計負担水準
	一般住宅用地					
	上記以外の土地					

土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				固定	9,999,999,999,999		99,999,999,999	
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99,999,999,999		99,999,999,999	
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
備考						9,999,999,999,999		99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999

土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				固定	9,999,999,999,999		99,999,999,999	
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99,999,999,999		99,999,999,999	
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
備考						9,999,999,999,999		99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999

土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				固定	9,999,999,999,999		99,999,999,999	
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99,999,999,999		99,999,999,999	
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
備考						9,999,999,999,999		99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999

土地	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
雑種地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99				固定	9,999,999,999,999		99,999,999,999	
市街化田	ZZ,ZZZ,ZZ9.99					99,999,999,999		99,999,999,999	
9999999999999/9999999999999	ZZ,ZZZ,ZZ9.99			9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999		9,999,999,999,999	
備考						9,999,999,999,999		99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				一般住宅用地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999
				上記以外の土地	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999	9.999	9,999,999,999,999	9.999

家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999			
居宅	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年			固定			99,999,999,999	
木造	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	地上Z9 地下Z9				99,999,999,999		99,999,999,999	
XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺		9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999			
備考								99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
				上記以外の土地					

家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999			
居宅	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年			固定			99,999,999,999	
木造	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	地上Z9 地下Z9				99,999,999,999		99,999,999,999	
XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺		9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999			
備考								99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
				上記以外の土地					

家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999			
居宅	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年			固定			99,999,999,999	
木造	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	地上Z9 地下Z9				99,999,999,999		99,999,999,999	
XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺		9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999			
備考								99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
				上記以外の土地					

家屋	所在地XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			XXXXXXXXX		9,999,999,999,999			
居宅	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	平成30年			固定			99,999,999,999	
木造	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	地上Z9 地下Z9				99,999,999,999		99,999,999,999	
XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ZZ,ZZZ,ZZ9.99	スレート葺		9,999,999,999,999	都計	9,999,999,999,999			
備考								99,999,999,999	
						99,999,999,999		99,999,999,999	
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
				上記以外の土地					

様式第百三十四号の二（第十六条第百二号の二関係）［別紙二十三］

【公用】　　NN99年度　固定資産（土地・家屋・償却資産）無資産証明書

NN●年●月●日現在

申請者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

証明書本文記載欄

番号補記＋第９９９９９９９９９９号
NN●年●月●日

●●●長（職務代理者）　●●　●●

印

○環境省令第二十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三十一日

環境大臣　石原　宏高

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免状の申請手続）	（免状の申請手続）
第十五条　法第四十五条第一項の規定により浄化槽管理士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第二号による申請者に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。	**第十五条**　法第四十五条第一項の規定により浄化槽管理士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第二号による申請者に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。
一　戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面	一　戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面
二・三　（略）	二・三　（略）
第十八条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等）の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添えて、環境大臣に免状の書換えを申請することができる。	**第十八条**　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添えて、環境大臣に免状の書換えを申請することができる。

様式第二号（第十五条関係）

（表）

収入印紙
（消印してはならない）

浄化槽管理士免状申請書

ふりがな 氏　名		生年月日	年　月　日生
本　籍			
住　所			
浄化槽管理士となる資格	㋑　年　月　日	浄化槽管理士試験に合格した。 （合格証書番号第　　号）	
	㋺　年　月　日	環境大臣が指定した者が行う講習の課程を修了した。 （修了証書番号第　　号）	

（裏）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

1　浄化槽法第45条第３項の規定により浄化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から１年を経過しない者
2　浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

上記により、浄化槽管理士免状を受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

環境大臣　殿

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
2　「本籍」の欄には、都道府県名を記載すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等を記載すること。

様式第二号（第十五条関係）

（表）

収入印紙
（消印してはならない）

浄化槽管理士免状申請書

ふりがな 氏　名		生年月日	年　月　日生
本　籍			
住　所			
浄化槽管理士となる資格	㋑　年　月　日	浄化槽管理士試験に合格した。 （合格証書番号第　　号）	
	㋺　年　月　日	環境大臣が指定した者が行う講習の課程を修了した。 （修了証書番号第　　号）	

（裏）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

1　浄化槽法第45条第３項の規定により浄化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から１年を経過しない者
2　浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

上記により、浄化槽管理士免状を受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

環境大臣　殿

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第三号（第十六条関係）

第　　号

浄化槽管理士免状

本籍　都道府県名（国籍等）
氏名

年　月　日生

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定により浄化槽管理士免状を交付する。

年　月　日

環境大臣　　印

様式第四号(第十七条関係)

収入印紙（消印してはならない）

浄化槽管理士免状再交付申請書

浄化槽管理士免状番号及び交付年月日	第　　号（　　年　月　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　月　日生
本籍			
住所			
再交付申請の理由			

上記により、浄化槽管理士免状の再交付を受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

環境大臣　　殿

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
　　２　「本籍」の欄には、都道府県名を記載すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等を記載すること。

様式第三号（第十六条関係）

第　　号

浄化槽管理士免状

本籍　都道府県名（国籍）
氏名

年　月　日生

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定により浄化槽管理士免状を交付する。

年　月　日

環境大臣　　印

様式第四号(第十七条関係)

収入印紙（消印してはならない）

浄化槽管理士免状再交付申請書

浄化槽管理士免状番号及び交付年月日	第　　号（　　年　月　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　月　日生
本籍			
住所			
再交付申請の理由			

上記により、浄化槽管理士免状の再交付を受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

環境大臣　　殿

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第五号（第十八条関係）

浄化槽管理士免状書換え申請書

浄化槽管理士免状番号及び交付年月日	第　　号（　年　月　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　月　日生
本籍			
住所			
書換え申請の理由			

収入印紙（消印してはならない）

上記により、浄化槽管理士免状の書換えを受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

環境大臣　殿

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2　「本籍」の欄には、都道府県名を記載すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等を記載すること。

様式第五号（第十八条関係）

浄化槽管理士免状書換え申請書

浄化槽管理士免状番号及び交付年月日	第　　号（　年　月　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　月　日生
本籍			
住所			
書換え申請の理由			

収入印紙（消印してはならない）

上記により、浄化槽管理士免状の書換えを受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

環境大臣　殿

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○こども家庭庁厚生労働省告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月三十一日

こども家庭庁長官　藤原　朋子
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 1　購入基準 (1)～(6)　（略） (7)　電動車椅子 （略） ア・イ　（略） ウ　本体価格	別表 1　購入基準 (1)～(6)　（略） (7)　電動車椅子 （略） ア・イ　（略） ウ　本体価格
名称 / 区分 / 上限価格（円） / 備考 標準形 / 低速用 / 534,900 / （略） 中速用 / 552,500 簡易形 / 切替式 / 433,200 / （略） アシスト式 / 453,800	名称 / 区分 / 上限価格（円） / 備考 標準形 / 低速用 / 486,300 / （略） 中速用 / 502,300 簡易形 / 切替式 / 393,900 / （略） アシスト式 / 412,600
エ・オ　（略） (8)　（略） 2・3　（略）	エ・オ　（略） (8)　（略） 2・3　（略）

○総務省告示第三百二十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第五十一号）第十一条及び第十八条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百五十号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の規定に基づき、機能要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

総務大臣　林　芳正

第三条第二号中「及び別表第四十七の二」を削り、同条第十五号中「及び別表第六十の二」を「から別表第六十の三まで」に改め、同条第四十五号中「別表第九十」の下に「及び別表第九十の二」を加え、同条第四十六号中「別表第九十一」の下に「及び別表第九十一の二」を加え、同条第六十七号中「及び別表第百十二の二」を「から別表第百十二の三まで」に改め、同条第七十五号中「別表第百二十」の下に「及び別表第百二十の二」を加え、同条第七十八号中「及び別表第百二十三の二」を「から別表第百二十三の三まで」に改める。

第四条第六号中「及び別表第百三十一の二」を「から別表第百三十一の三まで」に改め、同条第七号中「及び別表第百三十二の二」を「から別表第百三十二の三まで」に改め、同条第八号中「及び別表第百三十三の二」を「から別表第百三十三の三まで」に改め、同条第九号中「及び別表第百三十四の二」を「から別表第百三十四の三まで」に改め、同条第十号中「及び別表第百三十五の二」を「から別表第百三十五の三まで」に改め、同条第十一号中「及び別表第百三十六の二」を「から別表第百三十六の三まで」に改め、同条第十二号中「及び別表第百三十七の二」を「から別表第百三十七の三まで」に改め、同条第十三号中「別表第百三十八」の下に「及び別表第百三十八の二」を加え、同条第十四号中「別表第百三十九」の下に「及び別表第百三十九の二」を加える。

第六条第二十三号中「、別表第百七十五の二及び別表第百七十五の三」を「から別表第百七十五の四まで」に改め、同条第二十九号中「、別表第百八十一の二及び別表第百八十一の三」を「から別表第百八十一の四まで」に改め、同条第三十九号中「、別表第百九十一の二及び別表第百九十一の三」を「から別表第百九十一の四まで」に改め、同条第四十号中「及び別表第百九十二の二」を「から別表第百九十二の三まで」に改め、同条第四十一号中「無資産証明書」の下に「（土地・家屋）」を、「別表第百九十三」の下に「及び別表第百九十三の二」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四十一の二　省令第十六条第百二号の二に掲げる無資産証明書（土地・家屋・償却資産）　別表第百九十三の三

第六条第四十二号中「、別表第百九十四の二及び別表第百九十四の三」を「から別表第百九十四の四まで」に改め、同条第四十三号中「及び別表第百九十五の二」を「から別表第百九十五の三まで」に改め、同条第四十五号中「、別表第百九十七の二及び別表第百九十七の三」を「から別表第百九十七の四まで」に改め、同条第四十六号中「及び別表第百九十八の二」を「から別表第百九十八の三まで」に改める。

別表第一の0160102の項を次のように改める。

別紙1	挿入

別表第一の0160116の項を次のように改める。

別紙2	挿入

別表第一の0140377の項を次のように改める。

別紙3	挿入

別表第一の0140389の項を次のように改める。

別紙4	挿入

別表第一の0140394の項を次のように改める。

別紙5	挿入

別表第二の0140396の項を次のように改める。

別紙6	挿入

別表第三の0150091の項を次のように改める。

別紙7	挿入

別表第三の0150298の項を次のように改める。

別紙8	挿入

別表第四の0100709の項を次のように改める。

別紙9	挿入

別表第四の0100656の項を次のように改める。

別紙10	挿入

別表第四の0100244の項を次のように改める。

別紙11	挿入

別表第四の0100246の項及び0100247の項を次のように改める。

別紙12	挿入

別表第四の0100249の項を次のように改める。

別紙13	挿入

別表第四の0100251の項を次のように改める。

別紙14	挿入

別表第四の0100273の項を次のように改める。

別紙15	挿入

別表第四の0100578の項の次に次の一項を加える。

別紙16	挿入

別表第六中

0120207		
0120207	を	0120383
0120207		0120384

に、

0120207		
0120207	を	0120386
0120208		0120208

に改める。

別表第六の0120364の項を次のように改める。

別紙17挿入

別表第八の0140080の項を次のように改める。

別紙18挿入

別表第九の0150055の項を次のように改める。

別紙19挿入

別表第九の0150131の項を次のように改める。

別紙20挿入

別表第九の0150230の項を次のように改める。

別紙21挿入

別表第九の0150232の項を次のように改める。

別紙22挿入

別表第九の0150303の項を次のように改める。

別紙23挿入

別表第九の0150307の項を次のように改める。

別紙24挿入

別表第九の0150311の項を次のように改める。

別紙25挿入

別表第九の0150331の項を次のように改める。

別紙26挿入

別表第九の0150333の項を次のように改める。

別紙27挿入

別表第九の0150342の項を次のように改める。

別紙28挿入

別表第九の0150360の項及び0150361の項を次のように改める。

別紙29挿入

別表第九の0150370の項を次のように改める。

別紙30挿入

別表第九の0150397の項を次のように改める。

別紙31挿入

別表第九の0150437の項及び0150438の項を次のように改める。

［別紙32　挿入］

別表第九の0150441の項を次のように改める。

［別紙33　挿入］

別表第九の0150469の項を次のように改める。

［別紙34　挿入］

別表第十の0100042の項及び0100043の項を次のように改める。

［別紙35　挿入］

別表第十の0100047の項及び0100048の項を次のように改める。

［別紙36　挿入］

別表第十の0100066の項から0100070の項までを次のように改める。

［別紙37　挿入］

別表第十の0100095の項を次のように改める。

［別紙38　挿入］

別表第十の0100112の項を次のように改める。

［別紙39　挿入］

別表第十の0100154の項を次のように改める。

［別紙40　挿入］

別表第十の二の0108001の項を次のように改める。

［別紙41　挿入］

別表第十の二の0108003の項を次のように改める。

［別紙42　挿入］

別表第十の二の0108006の項を次のように改める。

［別紙43　挿入］

別表第十二の0120007の項を次のように改める。

［別紙44　挿入］

別表第十二の0120050の項を次のように改める。

［別紙45　挿入］

別表第十二の0120057の項を次のように改める。

［別紙46　挿入］

別表第十二の0120062の項及び0120063の項を次のように改める。

［別紙47　挿入］

別表第十二の0120068の項及び0120069の項を次のように改める。

［別紙48　挿入］

別表第十二の0120091の項及び0120092の項を次のように改める。

［別紙49　挿入］

別表第十二の0120098の項から0120102の項までを次のように改める。

［別紙50　挿入］

別表第十二の0120104の項及び0120105の項を次のように改める。

［別紙51　挿入］

別表第十三の0130037の項を次のように改める。

［別紙52　挿入］

別表第十三の0130099の項を次のように改める。

別紙53　挿入

別表第十九の15の項及び別表第十九の二の15の項を次のように改める。

別紙54　挿入

別表第二十二の67の項を次のように改める。

別紙55　挿入

別表第二十二の二の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙56　挿入

別表第二十二の二の71の項を次のように改める。

別紙57　挿入

別表第二十三の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙58　挿入

別表第二十三の67の項を次のように改める。

別紙59　挿入

別表第二十三の二の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙60　挿入

別表第二十三の二の71の項を次のように改める。

別紙61　挿入

別表第二十四の15の項を次のように改める。

別紙62　挿入

別表第二十七の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙63　挿入

別表第二十八の二の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙64　挿入

別表第二十九のうち納入済通知書の表に次の一項を加える。

別紙65　挿入

別表第三十のうち納入済通知書の表に次の一項を加える。

別紙66　挿入

別表第三十一のうち納入済通知書の表に次の一項を加える。

別紙67　挿入

別表第四十の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙68　挿入

別表第四十のうち領収書部分（継続検査用）の表の10の項を次のように改める。

別紙69　挿入

別表第四十の二の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙70　挿入

別表第四十の二のうち領収書部分（継続検査用）の表の10の項を次のように改める。

別紙71　挿入

別表第四十三の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙72　挿入

別表第四十七を削る。

別表第四十七の二の帳票ＩＤの項中「適合基準日：令和９年４月１日」を削り、同表を別表第四十七とする。

別表第六十の二の次に次の一表を加える。

［別紙73　挿入］

別表第九十の次に次の一表を加える。

［別紙74　挿入］

別表第九十一の次に次の一表を加える。

［別紙75　挿入］

別表第百六の19の項及び20の項を次のように改める。

［別紙76　挿入］

別表第百十二の二の次に次の一表を加える。

［別紙77　挿入］

別表第百二十の次に次の一表を加える。

［別紙78　挿入］

別表第百二十三の二の次に次の一表を加える。

［別紙79　挿入］

別表第百三十一の二の次に次の一表を加える。

［別紙80　挿入］

別表第百三十二の二の次に次の一表を加える。

［別紙81　挿入］

別表第百三十三の二の次に次の一表を加える。

［別紙82　挿入］

別表第百三十四の二の次に次の一表を加える。

［別紙83　挿入］

別表第百三十五の二の次に次の一表を加える。

［別紙84　挿入］

別表第百三十六の二の次に次の一表を加える。

［別紙85　挿入］

別表第百三十七の二の次に次の一表を加える。

［別紙86　挿入］

別表第百三十八の次に次の一表を加える。

［別紙87　挿入］

別表第百三十九の次に次の一表を加える。

［別紙88　挿入］

別表第百四十一の帳票ＩＤの項を次のように改める。

［別紙89　挿入］

別表第百四十二の帳票ＩＤの項を次のように改める。

［別紙90　挿入］

別表第百四十三の帳票ＩＤの項を次のように改める。

［別紙91　挿入］

別表第百四十四の25の項及び26の項を次のように改める。

［別紙92　挿入］

別表第百四十五の帳票ＩＤの項を次のように改める。

［別紙93　挿入］

別表第百四十五の１の項を次のように改める。

［別紙94　挿入］

別表第百四十五の20の項を次のように改める。

［別紙95　挿入］

別表第百四十五の27の項を次のように改める。

［別紙96　挿入］

別表第百四十五の31の項を次のように改める。

［別紙97　挿入］

別表第百四十五の36の項を次のように改める。

［別紙98　挿入］

別表第百四十五の41の項を次のように改める。

［別紙99　挿入］

別表第百四十五の45の項を次のように改める。

［別紙100　挿入］

別表第百四十六の１の項を次のように改める。

［別紙101　挿入］

別表第百四十七の帳票ＩＤの項を次のように改める。

［別紙102　挿入］

別表第百四十七の１の項を次のように改める。

別紙103	挿入	

別表第百四十八の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙104	挿入	

別表第百四十八の１の項及び別表第百四十九の１の項を次のように改める。

別紙105	挿入	

別表第百五十の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙106	挿入	

別表第百五十一の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙107	挿入	

別表第百五十一の17の項を次のように改める。

別紙108	挿入	

別表第百五十一の21の項を次のように改める。

別紙109	挿入	

別表第百五十二中

帳票ＩＤ	0110036	適合基準日：令和８年４月１日

を

帳票ＩＤ	0110036	適合基準日：令和８年４月１日

に改める。

別表第百五十三の二の19の項及び20の項を次のように改める。

別紙110	挿入	

別表第百五十四の三の17の項及び18の項を次のように改める。

別紙111	挿入	

別表第百五十八の23の項及び24の項を次のように改める。

別紙112	挿入	

別表第百五十八の53の項及び54の項を次のように改める。

別紙113	挿入	

別表第百五十九の23の項及び24の項、別表第百六十の23の項及び24の項、別表第百六十の二の23の項及び24の項並びに別表第百六十五の23の項及び24の項を次のように改める。

別紙114	挿入	

別表第百七十五の三の次に次の一表を加える。

別紙115	挿入	

別表第百七十六の80の項を次のように改める。

別紙116	挿入	

別表第百八十の三の次に次の一表を加える。

別紙117	挿入	

別表第百八十一の三の次に次の一表を加える。

別紙118	挿入

別表第百九十一の三の次に次の一表を加える。

別紙119	挿入

別表第百九十二の二の次に次の一表を加える。

別紙120	挿入

別表第百九十三の帳票名称の項中「無資産証明書」の右に「（土地・家屋）」を加え、同表の次に次の二表を加える。

別紙121	挿入
別紙122	挿入

別表第百九十四の三の次に次の一表を加える。

別紙123	挿入

別表第百九十五の二の次に次の一表を加える。

別紙124	挿入

別表第百九十六の14の項を次のように改める。

別紙125	挿入	

別表第百九十六の33の項を次のように改める。

別紙126	挿入	

別表第百九十七の三の次に次の一表を加える。

別紙127	挿入

別表第百九十八の二の次に次の一表を加える。

別紙128	挿入

別表第百九十九の13の項及び別表第二百の13の項を次のように改める。

別紙129	挿入	

別表第二百一の12の項を次のように改める。

別紙130	挿入	

別表第二百三の11の項を次のように改める。

別紙131	挿入	

別表第二百十三の21の項から24の項を次のように改める。

別紙132	挿入

別表第二百十四の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙133	挿入

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別紙1

0160102			1.8.6.		地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく出力	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ出力機能が提供されること。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。なお、システム契約期間の終了時には、その時点での地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令で定義された表形式、ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式でデータ提供ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日

別紙2

0160116			1.11.1.		データ構造	データ構造については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令の規定に準ずる。		

別紙3

0140377			6.2.5.	1		マルチペイメントネットワーク、クレジットカード、スマートフォン払い、共通納税で納付したものに、継続検査用納税証明書が一括及び個別で出力できること。（金融機関からの一括伝送分は除く）	実装必須機能	令和８年４月１日

別紙4

0140494			8.1.2.	2		地方税共同機構が提供する軽ＪＮＫＳ自動連携機能と連携できること。（作成した納付情報データおよび納付予定情報データをＬＧＷＡＮネットワーク内の所定のフォルダに自動で格納できること。）	標準オプション機能	
0140495			8.1.2.	3		過年度分の軽自動車税について、本税及び延滞金等を含め滞納がない車両を対象とし、軽自動車税納付確認システム（軽ＪＮＫＳ）に納付予定情報を作成・出力できること。	実装必須機能	令和10年４月１日

別紙5

0140496			8.2.1.	1	納税管理人の設定	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産清算人、清算人(代表清算人)を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。	実装必須機能	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙6

0140497			8.2.1.	2		税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産清算人、清算人(代表清算人)を設定し、その設定期間を管理できること。	標準オプション機能	

別紙7

0150091			2.3.3.			世帯員及び２．１．12.「関連者登録管理」で登録した関連者（別世帯の親族、同一世帯の非親族（同居人等））にも同様の交渉経過内容の登録を選択できること。	実装必須機能	令和８年４月１日

別紙8

0150381			3.1.10.			指定された送付先以外の情報が（納税管理人が納税義務者名と異なる場合等）宛名に併記できること。	実装必須機能	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙9

0100790			1.3.1.	1	申告書発送対象抽出	以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・年齢 ・未申告者 ・発送希望者 ・生活保護の有無 ・前年個人住民税申告書提出有無 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・前年度、確定申告書提出者 ・事業所・家屋敷課税対象者 ・住民登録外課税者 ・死亡者	実装必須機能	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙10

0100656			5.1.23.			各種照会文書の通知文に根拠法令を印字できること。 なお、帳票要件で規定している帳票名称と根拠法令の対応を以下に例示する。 ＜根拠法令の対応（一例）＞ 当初課税資料確認用文書：地方税法第298条 課税に係わる住所等について（照会・回答）：地方税法第298条 住民登録外扶養照会通知（照会）：地方税法第20条の11、地方税法第298条 扶養調査に関する照会文書：地方税法第298条 扶養親族等の状況について（照会）【事業所】：地方税法第298条 扶養親族等の所得状況等について（照会･回答）：地方税法第298条 所得照会書（事業所・家屋敷課税者）：地方税法第298条 重複扶養申告確認照会文書（同世帯）：地方税法第298条、地方税法施行令第46条の３ 重複扶養申告確認照会文書（別世帯）：地方税法第298条、地方税法施行令第46条の４	標準オプション機能	

別紙11

0100791			1.4.37.	1		ＫＳＫ訂正、ＫＳＫ削除、ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ及びｅ－Ｔａｘ連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータを有効とする。 ※ＫＳＫデータの取込日は、個別に指定もできること。 ・eLTAX5期更改後のデータについては、受付番号と連絡データ作成年月日の組み合わせで最新のデータを有効とする。	標準オプション機能	

別紙12

0100792			1.4.37.	3		ＫＳＫ訂正、ＫＳＫ削除、ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ及びｅ－Ｔａｘ連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・ＫＳＫ新規とＫＳＫ訂正ではＫＳＫ訂正を有効とする。 ・eLTAX5期更改後のデータについては、受付番号と連絡データ作成年月日の組み合わせで最新のデータを有効とする。	標準オプション機能	
0100793			1.4.37.	4		ＫＳＫ訂正、ＫＳＫ削除、ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ及びｅ－Ｔａｘ連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータが「ＫＳＫ削除」、「ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ」又は「ｅ－Ｔａｘ削除」の場合は、そのデータを無効とする。	標準オプション機能	

別紙13

0100794			1.4.38.			国税連携（ＫＳＫ分）データに含まれる納税者番号（税務署整理番号・局署番号・受付番号・台帳番号・異動日・共通番号）を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能	

別紙14

0100795			1.4.65.			確定申告書ＫＳＫデータのうち、第二表のＴＩＦＦ等のデータよりイメージを印刷できること。	標準オプション機能	

別紙15

0100796			1.4.62.	1		他団体への回送用データとして給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、総務省形式のＣＳＶレイアウトを個別の出力及び回送先の地方団体ごとに一括で出力できること。また、確定申告書については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報（年分、局署番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号、共通番号及び連携データ作成年月日等）を出力できること。	実装必須機能（※）	

別紙16

0100797			4.2.4.			過年度分の特別徴収税額決定（変更）通知について、市区町村の判断により当該通知の作成有無の設定ができること。	標準オプション機能	

別紙17

0120382			8.1.18.	1	納税通知書のデジタル化	電子通知希望があった場合は、当初賦課処理後または更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ。）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ。）に係る副本データを一括又は個別に作成し、ｅＬＴＡＸ（通知ＩＦＳ）に登録できること。	実装必須機能	令和９年３月１日

別紙18

0140080	82	還付請求書（郵送）	発生した過誤納の還付を、納税者が地方団体に請求するための請求書。	地方団体の運用により条件を選択できること ・全件 ・口座登録がない納税義務者	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和９年４月１日

別紙19

0150055	55	差押調書（謄本）（動産）（滞納者用）	動産を差し押える際、滞納者に送付する帳票		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙20

0150131	131	交付要求解除通知書（権利者用）	交付要求の解除の際に、権利者に送付する帳票		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 又は令和９年４月１日

別紙21

0150230	231	徴収猶予の期間延長許可通知書	徴収猶予期間延長申請に対し、許可決定を通知する帳票		実装必須帳票	汎用紙	－	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙22

0150232	233	徴収猶予の期間延長不許可通知書	徴収猶予期間延長申請に対し、不許可決定を通知する帳票		実装必須帳票	汎用紙	－	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙23

0150303	306	預貯金等の調査について（照会、回答）	滞納者の預貯金等を調査する帳票		実装必須帳票	汎用紙	－	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙24

0150307	310	生命保険契約について（照会、回答）	滞納者の生命保険契約を調査する帳票		実装必須帳票	汎用紙	－	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙25

0150311	314	損害保険契約について（照会、回答）	滞納者の損害保険契約を調査する帳票		実装必須帳票	汎用紙	－	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙26

0150331	334	証券取引に関する調査について（照会、回答）	滞納者の証券取引を調査する帳票		実装必須帳票	汎用紙	－	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙27

0150333	336	給与等の調査について（照会、回答）	滞納者の給与、賞与、退職金等を調査する帳票		実装必須帳票	汎用紙	－	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙28

0150342	345	被担保債権額について（照会、回答）	地方団体が差し押さえた不動産の担保債権額を調査するため、抵当権を設定した金融機関に照会する帳票		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 又は令和９年４月１日

別紙29

0150360	363	相続財産清算人の調査について（照会、伺い）	決裁用の決議書		標準オプション帳票	－	－	
0150361	364	相続財産清算人の調査について（照会、回答）	滞納者の相続財産清算人の選任の有無を調査するため、裁判所に照会する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	－	

別紙30

0150370	373	自動車登録の調査について（照会、回答）	軽自動車を差押する前に、軽自動車検査協会宛に照会する際に利用する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	－	

別紙31

0150397	400	納期限変更告知書	納期限を変更する際に、滞納者に送付する帳票		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙32

0150437	440	納付誓約書	納付を誓約する帳票		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 又は令和９年４月１日
0150438	441	納付計画書	納付誓約の計画概要		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙33

0150441	444	催告書（差押え言及無）	差押えに言及していない催告書	地方団体により条件が異なるが、差押に至らないと判断した対象者	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙34

0150469	472	未納明細	滞納者の滞納期別の明細書		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 又は令和９年４月１日

別紙35

0100042	外部	42	特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）	地方税法及び森林環境税法（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律）に基づき、決定した税額を納税義務者に対して通知するもの	＜実装必須出力条件＞ ・当初処理・更正処理 ＜標準オプション出力条件＞ ・非課税の対象者 ・即時処理での個別発行及び例月処理時の一括発行 ・事業所の送付希望 ＜実装必須除外条件＞ ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票（除外した場合には除外対象者のリスト（帳票）を出力すること）。 ・税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。ただし、転勤による変更又は新規非課税事業所にも特別徴収通知を発行する。 ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 ＜標準オプション除外条件＞ ・全対象者が非課税の事業所に対する通知作成	実装必須帳票	専用紙		令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日
0100043	外部	43	特別徴収税額変更通知書（納税義務者用）	地方税法及び森林環境税法（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律）に基づき、更正・決定があった場合に、納税義務者に対して更正・決定内容を通知するもの	＜実装必須出力条件＞ ・当初処理・更正処理 ＜標準オプション出力条件＞ ・非課税の対象者 ・即時処理での個別発行及び例月処理時の一括発行 ・事業所の送付希望 ＜実装必須除外条件＞ ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票（除外した場合には除外対象者のリスト（帳票）を出力すること）。 ＜標準オプション除外条件＞ ・全対象者が非課税の事業所に対する通知作成	実装必須帳票	専用紙		令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙36

0100047	外部	47	納税通知書	地方税法及び森林環境税法（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律）に基づき、納税義務者に対して税額を通知するもの	＜実装必須出力条件＞ ・当初処理・更正処理 ・通知日 ・発送日 ＜標準オプション出力条件＞ ・個別対応の事由 ・分離課税に係る所得割分の対象者 ＜除外条件＞ ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票（除外した場合には除外対象者のリスト（帳票）を出力すること）。 ・当初課税時だけでなく、随時更正時でも普通徴収税額に変更のなかった場合は一括発行の対象外とできること（徴収方法の変更の場合は、普徴税額が変わるため納通を発行できること。還付額が発生又は変更になった場合は発行できること）。	実装必須帳票	専用紙		令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日
0100048	外部	48	税額変更通知書	地方税法及び森林環境税法（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律）に基づき、税額変更の必要が生じた場合に、納税義務者に対して税額変更内容を通知するもの	＜実装必須出力条件＞ ・当初処理・更正処理 ・通知日 ・発送日 ＜標準オプション出力条件＞ ・個別対応の事由 ・分離課税に係る所得割分の対象者 ＜除外条件＞ ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票（除外した場合には除外対象者のリスト（帳票）を出力すること）。 ・当初課税時だけでなく、随時更正時でも普通徴収税額に変更のなかった場合は一括発行の対象外とできること（徴収方法の変更の場合は、普徴税額が変わるため納税通知書を発行できること。還付額が発生又は変更になった場合は発行できること）。 ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。	実装必須帳票	専用紙		令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙37

0100066	外部	66	住民登録外扶養照会通知（照会）	他団体宛の扶養親族等の存在確認用の照会文書		実装必須帳票	汎用紙		令和８年４月１日 又は令和10年４月１日
0100067	外部	67	扶養調査に関する照会文書	納税義務者宛の扶養親族等の存在確認用の照会文書		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日
0100068	外部	68	扶養親族等の状況について（照会）（事業所）	事業所宛の扶養親族等の存在確認用の照会文書 被扶養者の特定でまだ未特定の者がいる申告主で、優先資料が給与支払報告書で特別徴収指定番号を持つものの事業所宛を出力する		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日
0100069	外部	69	扶養親族等の所得状況等について（照会、回答）	他団体宛の扶養親族等の所得確認用の照会文書		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日
0100070	外部	70	所得照会書（事業所・家屋敷課税者）	他団体宛の事業所・家屋敷課税対象者の所得確認用の照会文書		実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙38

0100095	外部	95	所得証明書	個人の所得証明書 課税証明書及び非課税証明書としても利用する	＜実装必須出力条件＞ ・課税年度 ・納税義務者	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦／横	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙39

0100112	内部	113	控除対象扶養親族等の確認用リスト（控除対象が五人以上かつ個人番号の記入がある場合）	５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号に記入がある対象を抽出したリスト（データ） なお、他のエラーリストに含めて出力する対応でもよいものとする（ただし、エラー理由による抽出及び並び替えができる形式で出力できること） 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実装必須帳票			令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙40

0100154	外部	153	減免・免除決定通知書	個人住民税の減免や森林環境税の免除が決定した納税義務者宛に送付する		実装必須帳票	汎用紙		令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

0108001	内部	1	調定表	現年分及び過年分、所得割及び均等割並びに市区町村民税及び都道府県民税等の調定情報 集計対象とする異動事由を任意に選択できる	＜実装必須出力条件＞ ・課税年度（現年度、過年度（年度単位）並びに現年度及び過年度（年度単位）） ・調定年度 ・徴収区分（普通徴収（年金含む）、普通徴収（年金含まない）、普通徴収（年金のみ）、特別徴収（年金含む）、特別徴収（年金含まない）、特別徴収（年金のみ）及び全体分） ・特別徴収の課税年度及び調定年度（特別徴収・前年度課税当該年度調定分、特別徴収・当該年度課税当該年度調定分及び特別徴収当該年度課税分翌年度調定分） ・異動分のみ 【指定都市要件】 ＜実装必須出力条件＞ ・課税区・市税事務所 ＜出力項目＞ ・市区町村民税・都道府県民税・森林環境税 ・均等割・所得割 ・前月分、今月増分、今月減分、今月増減及び累計の額と件数 ・異動事由（課税取消分、新規課税分、給与特別徴収から普通徴収への切替分、普通徴収から給与特別徴収への切替分、年金特別徴収から普通徴収への切替分、減免分及び退職分離分）ごとの額と件数 ・調定年度 ・課税年度 ・徴収区分 ・期別毎の額と件数 ※併用徴収については以下の取り扱いとする。 【件数】 ・該当する徴収区分ごとに１件として計上する（重複して計上）。 ・均等割の件数については、重複しないよう計上する。 【額】 ・該当する徴収区分ごとに振り分けて計上する（重複しない）。			令和８年４月１日

別紙42

0108003	内部	3	事業所別受給者別調定額確認リスト	事業所の各月の従業員ごとの月別の調定額を確認するためのリスト	＜実装必須出力条件＞ ・特別徴収義務者指定番号 ・従業員数（○人以上又は以下、範囲で指定） 【指定都市要件】 ＜実装必須出力条件＞ ・課税区 ・市税事務所			令和８年４月１日

別紙43

0108006	外部	6	所得証明書（指定都市用）	個人の所得証明書 課税証明書及び非課税証明書としても利用する	課税項目（課税標準額、所得控除、税額控除等）及び扶養・本人控除項目等を含む 証明書出力項目のうち、以下の項目について、税源移譲前後の額を印字できること。 ＜対象項目＞ ・市区町村民税調整控除 ・市区町村民税住宅借入金等特別税額控除 ・市区町村民税寄附金税額控除 ・市区町村民税所得割調整額 ・市区町村民税減免前所得割額 ・市区町村民税減免額 ・市区町村民税減免後所得割額	汎用紙	Ａ４縦／横	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙44

0120007	外部	7	家屋（補充）課税台帳（閲覧用）	資産ごとに閲覧の用に供するための帳票。家屋１棟ごとに所有者の氏名・住所や、床面積・構造などが記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる家屋を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。（一物件一帳票となること。）	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年１月１日

別紙45

0120050	外部	50	共有者氏名表（償却資産）（外部用）	共有者グループを構成する共有者を記載した帳票。 共有者の一覧表で氏名、住所等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。 ・対象となる共有者を指定できること。	標準オプション帳票	汎用紙	Ａ４横	

別紙46

0120057	外部	57	名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）	納税義務者ごとに、課税標準額の合計額や税額が記載され、当該納税義務者が所有する資産ごとに、評価額、課税標準額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 、令和10年１月１日 又は令和10年４月１日

別紙47

0120062	外部	62	納税通知書（土地・家屋・償却資産）（不定形）	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（土地・家屋・償却資産）の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実装必須帳票	専用紙	不定形（納付書サイズ）	令和８年４月１日 、令和９年３月１日 又は令和９年４月１日
0120063	外部	63	納税通知書（土地・家屋・償却資産）（Ａ４縦）	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（土地・家屋・償却資産）の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年３月１日 又は令和９年４月１日

別紙48

0120068	外部	68	課税明細書（不定形）	課税根拠となる土地一筆又は家屋一棟ごとに所在地・地目・地積、床面積・構造等の明細を記載した帳票。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実装必須帳票	専用紙	不定形（納付書サイズ）	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年１月１日
0120069	外部	69	課税明細書（Ａ４縦）	課税根拠となる土地一筆又は家屋一棟ごとに所在地・地目・地積、床面積・構造等の明細を記載した帳票。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年１月１日

別紙49

0120091	外部	91	更正（賦課）決定通知書（土地・家屋・償却資産）	更正結果を納税義務者に通知するための帳票。 指定した任意の期間内に対象となる納税義務者に係る固定資産税の更正前後の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年３月１日 又は令和９年４月１日
0120092	外部	92	更正（価格）決定通知書（土地・家屋・償却資産）	更正結果を納税義務者に通知するための帳票。 指定した任意の期間内に土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳及び償却資産課税台帳上の情報の更正があった資産（土地・家屋・償却資産）の一覧表で、更正対象となった資産について、更正前後の情報が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４縦	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年１月１日

別紙50

0120098	外部	98	資産証明書	一の納税義務者が所有する土地・家屋ごとに、登記情報・現況情報等が記載され、資産の区分（土地・家屋）ごとに、それらの合計の筆数・棟数・評価額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 、令和10年１月１日 又は令和10年４月１日
0120099	外部	99	償却資産証明書	一の納税義務者について、その所有する償却資産の区分（構築物、機械及び装置、船舶、航空機等）ごとに、価格、課税標準額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日
0120100	外部	100	無資産証明書（土地・家屋）	市区町村内に資産を有していない者について、土地（補充）課税台帳及び家屋（補充）課税台帳に所有する資産が登録されていない旨記載されている。	・対象となる者を指定する。 ※宛名が無い場合は、宛名欄を記載することができること。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日
0120117	外部	117	無資産証明書（土地・家屋・償却資産）	市区町村内に資産を有していない者について、土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳及び償却資産課税台帳に所有する資産が登録されていない旨記載されている。	・対象となる者を指定する。 ※宛名が無い場合は、宛名欄を記載することができること。	標準オプション帳票	汎用紙	Ａ４横	
0120101	外部	101	評価証明書（土地・家屋）	土地・家屋ごとに評価額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 、令和10年１月１日 又は令和10年４月１日
0120102	外部	102	評価証明書（償却資産）	償却資産の区分（構築物、機械及び装置、船舶、航空機等）ごとに評価額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙51

0120104	外部	104	公課証明書（土地・家屋）	土地・家屋ごとに、評価額・課税標準額・相当税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 、令和10年１月１日 又は令和10年４月１日
0120105	外部	105	公課証明書（償却資産）	一の納税義務者について、その所有する償却資産の区分（構築物、機械及び装置、船舶、航空機等）ごとに、評価額・課税標準額・相当税額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実装必須帳票	汎用紙	Ａ４横	令和８年４月１日 、令和９年４月１日 又は令和10年４月１日

別紙52

0130037	外部	37	納税通知書（納付書払い）（納付書一体型圧着はがき）	納付書払い対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書。 必須要件としている用紙（納付書用の専用紙）の標準仕様では納税証明書（継続検査用）や納付書が一体となった様式を想定している。	＜実装必須出力条件＞ 全件 市内／市外（指定した都道府県内／外）／海外 前年度減免対象者（該当／非該当） 死亡者（該当／非該当） 支援措置対象者／処理注意者（該当／非該当） ＜標準オプション出力条件＞ 前年度未納者（該当／非該当） 納税貯蓄組合 金融機関（特定の金融機関を指定しての出力） 現年度減免対象者（該当／非該当） 現年度の新規経年車重課対象（該当／非該当） 郵便番号（指定した範囲） 通知書枚数（指定した範囲） 指定した同一世帯番号 一括納税対象者（該当／非該当）	標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（３面）	

別紙53

0130099	外部	101	廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）	原動機付自転車及び小型特殊車両の廃車申告を行う際に利用する第34号様式（16条関係）。 廃車受付の際にすでにシステム登録されている納税義務者情報や車両台帳情報を印字して出力する。		実装必須帳票	汎用紙		令和８年４月１日 又は令和９年４月１日

別紙54

15	口座振替先	口座名義人	●		アスタリスク表示も可とする。	口座名義人	1	無	全角	30	－	－	－	10	－	

別紙55

67	備考		●			帳票全体の備考。 口座が判明しており振込処理が可能なものに関して、振込予定日（支払日）を印字する等。 個人住民税・森林環境税に係る充当の場合は、「委託納付を含みます」などの文言を印字。 過誤納の詳細の税目が「軽自動車税」の場合は過誤納発生期別の車両番号を表記することも可とする。	1	有	全角	20/4				10		

別紙56

帳票ＩＤ	0140076	適合基準日：令和９年４月１日

別紙57

71	備考		●			帳票全体の備考。 口座が判明しており振込処理が可能なものに関して、振込予定日（支払日）を印字する等。 個人住民税・森林環境税に係る充当の場合は、「委託納付を含みます」などの文言を印字。 過誤納の詳細の税目が「軽自動車税」の場合は過誤納発生期別の車両番号を表記することも可とする。	1	有	全角	20/4				10		

別紙58

帳票ＩＤ	0140149	適合基準日：令和８年４月１日

別紙59

67	備考			●			帳票全体の備考。 口座が判明しており振込処理が可能なものに関して、振込予定日（支払日）を印字する等。 個人住民税・森林環境税に係る充当の場合は、「委託納付を含みます」などの文言を印字。 通脱納の詳細の税目が「軽自動車税」の場合は通脱納発生期別の車両番号を表記することも可とする。	1	有	全角	20/4				10			

別紙60

帳票ＩＤ	0140149	適合基準日：令和９年４月１日

別紙61

71	備考			●			帳票全体の備考。 口座が判明しており振込処理が可能なものに関して、振込予定日（支払日）を印字する等。 個人住民税・森林環境税に係る充当の場合は、「委託納付を含みます」などの文言を印字。 通脱納の詳細の税目が「軽自動車税」の場合は通脱納発生期別の車両番号を表記することも可とする。	1	有	全角	20/4				10			

別紙62

15	振込先口座情報	公金受取口座利用意思確認	●		原則として当該項目を表示していただく想定だが、納税義務者が死亡している場合や納税義務者が法人である場合等の、制度上還付対象者の意思に関わらず当該項目を利用できないことが見込まれる場合は、当該項目をアスタリスク埋め（もしくは非表示）とすることも可とする。	固定値「公金受取口座を利用します」	1	無	全角	-				-				

別紙63

帳票ＩＤ	0140106	適合基準日：令和８年４月１日

別紙64

帳票ＩＤ	0140107	適合基準日：令和９年４月１日

別紙65

34	OCR文字			●	圧着はがき型の納付書は、MPN帳票には該当しないためOCRライン(MTIDに相当する項目を含む)の行数や桁数については、帳票レイアウト上に大まかな印字位置のみを参考として記載し、印字項目・諸元表では詳細な仕様を定義しないこととしている。		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

別紙66

33	OCR文字			●	圧着はがき型の納付書は、MPN帳票には該当しないためOCRライン(MTIDに相当する項目を含む)の行数や桁数については、帳票レイアウト上に大まかな印字位置のみを参考として記載し、印字項目・諸元表では詳細な仕様を定義しないこととしている。		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

別紙67

34	OCR文字			●	圧着はがき型の納付書は、MPN帳票には該当しないためOCRライン(MTIDに相当する項目を含む)の行数や桁数については、帳票レイアウト上に大まかな印字位置のみを参考として記載し、印字項目・誘元表では詳細な仕様を定義しないこととしている。		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

別紙68

帳票ＩＤ	0140129	適合基準日：令和８年４月１日

別紙69

10	領収日付印（証明書部）		●			アスタリスク表示も可とする。	－	－	－	－	－	－	－	－		

別紙70

帳票ＩＤ	0140129	適合基準日：令和９年４月１日

別紙71

10	領収日付印（証明書部）		●			アスタリスク表示も可とする。	－	－	－	－	－	－	－	－		

別紙72

帳票ＩＤ	0140133	適合基準日：令和８年４月１日

別表第六十の三（第三条第十五号関係）

帳票ID	0150055	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	差押調書（謄本）（動産）（滞納者用）	

項番	印字項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表											
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件	
1	送付先	郵便番号		●			送達先欄に印字する郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11			
2	送付先	住所又は所在地		●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11			
3	送付先	氏名又は名称		●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11			
4	送付先	カスタマーバーコード		●			カスタマーバーコードを付す	－	－	－	－	－	－	－	－			
5	用紙区分			●			“（滞納者用）”を印字	1	無	全角	10	－	－		11	－		
6	通知書タイトル			●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	通知書タイトルを印字	1	無	全角	10	－	－		18	－		
7	通知先			●			通知先の氏名を印字 氏名は“ 様”を付ける	1	有	全角	25/2	－	○	－	11	－		
8	文書番号			●			文書番号を印字	1	無	番号型	10	－	－		11	－		
9	通知日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	通知日を印字	1	無	日付型	2	和暦	－		11	－		
10	通知日	年月日		●			通知日を印字	1	無	日付型	9	和暦	－		11	－		
11	通知書本文			●		処分理由を記載可能な場合は、本文に印字。また、印字出来ない場合は別紙を出力。	通知書本文テキストを印字	1	有	全角	40/3	－	－		11	－		
12	発行者名	肩書き		●			首長肩書など。 例）●●●●長 当該項目は手書き欄として利用していただいて差し支えない	1	無	全角	13/2	－	－	－	11			
13	発行者名	首長名		●			首長名など。 例）●●　●● 当該項目は手書き欄として利用していただいて差し支えない	1	無	全角	12	－	－	－	11			
14	公印			●			公印のイメージデータを印字	1	無	－	－	－	－		－	－		
15	滞納者	住所（所在地）		●			滞納者の住所＋全角スペース＋方書を印字	1	有	全角	37/2	－	○		11	－		
16	滞納者	氏名（名称）		●			滞納者の氏名を印字	1	有	全角	37/2	－	○		11	－		
17	滞納金額	別紙未納明細に記載		●			“※明細については、別紙未納明細のとおり”を印字	1	無	全角	20	－	○		11	－		
18	滞納金額	合計（法律による金額）		●			滞納総合計額（3桁カンマ編集）＋“円”を印字	1	無	数値	17	－	－		11	－		
19	滞納金額	滞納処分費		●			①金額が定まっている場合は金額を印字 ②金額が定まっていない場合は“（法律による金額）”を印字	1	無	数値	17	－	－		11	－		
20	財産			●			財産を印字	1	有	全角	47/4	－	○		11	－	桁数超過の場合、“※財産の詳細は、別紙財産目録のとおり”を印字	
21	捜索日時			●		元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	捜索日時を印字	1	無	日付型	31	和暦	－		11	－		
22	滞納処分のために捜索した場所または物			●			捜索物場所を印字 当該項目は手書き欄として利用していただいて差し支えない	1	無	全角	25	－	－		11	－		
23	立会人	日時		●			印字しない（手書き欄としての運用を想定）	－	無	－	－	－	－		－	－		
25	立会人	氏名（名称）		●			印字しない（手書き欄としての運用を想定）	1	無	－	－	－	－		－	－		
26	保管命令文	日時		●			印字しない（手書き欄としての運用を想定）	－	無	－	－	－	－		－	－		
27	保管命令文	氏名（名称）		●			印字しない（手書き欄としての運用を想定）	－	無	－	－	－	－		－	－		
28	備考（帳票全体の備考）			●			備考を印字	1	有	全角	47/2	－	－		11	－		
29	教示文			●			教示文を印字	1	有	全角	95/8	－	－		8	－		
30	お問い合わせ先	お問い合わせ先		●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11			
31	お問い合わせ先	担当部署		●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	1	無	全角	26/2	－	－	－	11			
32	お問い合わせ先	担当者名		●			例）担当●●●	1	無	全角	10	－	－	－	11			
33	お問い合わせ先	郵便番号		●			郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11			
34	お問い合わせ先	所在地		●			所在地	1	無	全角	26/2	－	－	－	11			
35	お問い合わせ先	電話番号（内線番号）		●			電話番号（内線番号）	1	無	全角	26	－	－	－	11			

36	帳票整理番号				●	帳票自体の特定が可能な番号を印字する。	帳票自体の特定が可能な番号を印字	1	無	半角	20	－	－		11	－	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより全数できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第九十の二（第三条第四十五号関係）

帳票ID	0150230	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	徴収猶予の期間延長許可通知書	

項番	印字項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考
	大分類	中分類	小分類			
1	送付先	郵便番号		●		
2	送付先	住所又は所在地		●		
3	送付先	氏名又は名称		●		
4	送付先	カスタマーバーコード		●		
5	公印			●		
6	通知書タイトル			●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
7	文書番号			●		
8	通知日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
9	通知日	年月日		●		
10	発行者名	肩書き		●		
11	発行者名	首長名		●		
12	通知書本文			●		
13	滞納者	住所（所在地）		●		
14	滞納者	氏名（名称）		●		
15	猶予金額	別紙未納明細に記載		●		
16	猶予金額	合計額		●		
17	猶予金額	滞納処分費		●		
18	猶予期間延長時間	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
19	猶予期間延長期間	年月日		●		延長される期間が記載される
20	納付計画	別紙納付計画書に記載		●		
21	該当条項			●		
22	申請日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
23	申請日	年月日		●		
24	備考			●		
25	当初の猶予期間	元号			●	改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
26	当初の猶予期間	年月日			●	
27	担保			●		
28	お問い合わせ先	お問い合わせ先		●		
29	お問い合わせ先	担当部署		●		
30	お問い合わせ先	担当者名		●		

31	お問い合わせ先	郵便番号		●		
32	お問い合わせ先	所在地		●		
33	お問い合わせ先	電話番号（内線番号）		●		
34	帳票整理番号			●		帳票自体の特定が可能な番号を印字する。
35	教示文				●	

別表第九十一の二（第三条第四十六号関係）

帳票ID	0150232	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	徴収猶予の期間延長不許可通知書	

項番	印字項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考
	大分類	中分類	小分類			
1	送付先	郵便番号		●		
2	送付先	住所又は所在地		●		
3	送付先	氏名又は名称		●		
4	送付先	カスタマーバーコード		●		
5	公印			●		
6	通知書タイトル			●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
7	文書番号			●		
8	通知日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
9	通知日	年月日		●		
10	発行者名	肩書き		●		
11	発行者名	首長名		●		
12	通知書本文			●		
13	滞納者	住所（所在地）		●		
14	滞納者	氏名（名称）		●		
15	猶予金額	別紙未納明細に記載		●		
16	猶予金額	合計額		●		
17	猶予金額	滞納処分費		●		
18	不許可事由			●		
19	備考			●		
20	教示文			●		
21	申請日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。
22	申請日	年月日		●		
23	帳票整理番号				●	帳票自体の特定が可能な番号を印字する。
24	お問い合わせ先	お問い合わせ先		●		
25	お問い合わせ先	担当部署		●		
26	お問い合わせ先	担当者名		●		
27	お問い合わせ先	郵便番号		●		
28	お問い合わせ先	所在地		●		
29	お問い合わせ先	電話番号（内線番号）		●		

19	照会内容	顧客基本情報（顧客番号・口座番号等顧客を特定するコード、口座開設年月日及び最終取引年月日を含む。）		●			照会内容を印字	1	有	全角	51/13	―	―	―	11	―	カッコ内は8ポイント		
20	照会内容	その他		●			特記事項を印字	1	有	全角	36/4	―	―	―	11	―			

別表第百十二の三（第三条第六十七号関係）

帳票ID	0150397	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	納期限変更告知書	

項番	印字項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	送付先	郵便番号		●			送達先欄に印字する郵便番号（「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
2	送付先	住所又は所在地		●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11		
3	送付先	氏名又は名称		●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11		
4	送付先	カスタマーバーコード		●			カスタマーバーコードを付す	－	－	－	－	－	－	－	－		
5	文書番号			●			文書番号を印字	1	無	番号型	10	－	－		11	－	
6	通知日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	通知日を印字	1	無	日付型	2	和暦	－		11	－	
7	通知日	年月日		●			通知日を印字	1	無	日付型	9	和暦	－		11	－	
8	発行者名	肩書き		●			首長肩書など。例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
9	発行者名	首長名		●			首長名など。例）●●　●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
10	公印			●			公印のイメージデータを印字	1	無	－	－	－	－		－	－	
11	文書タイトル			●		タイトルに税目を含める	告知書タイトルを印字	1	無	全角	8	－	－		18		
12	文書本文			●		主に根拠法令を記載する	帳票本文テキストを印字	1	有	全角	50/2	－	－		11	－	
13	変更理由			●			変更理由を印字	1	有	全角	50	－	－		11	－	
14	根拠条文			●			根拠条文を印字	1	有	全角	50/2	－	－		11	－	
15	変更後の納期限			●		時刻まで記載できること 元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	変更後の納期限を印字	1	無	全角	18	和暦	－		11	－	－
16	納付（入）場所			●			納付（入）場所を印字	1	無	全角	20	－	－		11	－	
17	納税者	住所（所在地）		●			納税者の住所＋全角スペース＋方書を印字	1	有	全角	37/2	－	○		11	－	
18	納税者	氏名（名称）		●			納税者の氏名を印字	1	有	全角	37/2	－	○		11	－	
19	未納明細	賦課年度		●		元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	賦課年度を印字	8	無	半角	3	和暦	－		11	－	
20	未納明細	課税年度		●		元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	課税年度を印字	8	無	半角	3	和暦	－		11	－	
21	未納明細	税目		●			税目を印字	8	無	全角	2				11		
22	未納明細	期月		●			期月を印字	8	無	全角	2				11		
23	未納明細	通知書番号		●		当初納税通知書に記載される通知書番号を記載する 法人住民税の場合は、法人番号または法人を一意に特定可能な番号を記載する	当初納税通知書に記載される通知書番号を記載する	8	無	半角	20	－	－		11	－	－
24	未納明細	税額		●			金額を表示	20	無	数値	14	－	－		11		
25	未納明細	納期限	元号	●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	納期限を表示	20	無	日付型	2	和暦	－		11		
26	未納明細	納期限	年月日	●			納期限を表示	20	無	日付型	9	和暦	－		11		
27	未納明細	課税情報		●		軽自動車の車両番号、法人住民税の事業年度等、課税にかかる情報を記載する	車両番号、事業年度、記号番号を表示する。	20	無	全角	20	－	－		11		
28	未納明細	合計	税額	●			合計金額を表示	1	無	数値	14	－	－		11		
29	未納明細	税目		●		略称（普徴・固定　等）を使用する場合は、帳票内に凡例を記載すること	税目略称を表示	20	無	全角	2	－	－		11		
30	備考			●			備考を印字	1	有	全角	43/3	－	－		11	－	
31	教示文			●			教示文を印字	1	有	全角	95/8	－	－		8	－	
32	お問い合わせ先	お問い合わせ先		●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11		
33	お問い合わせ先	担当部署		●			例）●●●市役所　●●税課　課税係	1	無	全角	26/2	－	－	－	11		
34	お問い合わせ先	担当者名		●			例）担当●●●	1	無	全角	10	－	－	－	11		
35	お問い合わせ先	郵便番号		●			郵便番号（「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
36	お問い合わせ先	所在地		●			所在地	1	無	全角	26/2	－	－	－	11		
37	お問い合わせ先	電話番号（内線番号）		●			電話番号（内線番号）	1	無	全角	26	－	－	－	11		
38	帳票整理番号				●	帳票自体の特定が可能な番号を印字する。	帳票自体の特定が可能な番号を印字	1	無	半角	20	－	－		11	－	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮

別表第百二十の二（第三条第七十五号関係）

帳票ID	0150438	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	納付計画書	

項番	印字項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表											
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件	
1	送付先	郵便番号		●			送達先欄に印字する郵便番号（「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11			
2	送付先	住所又は所在地		●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11			
3	送付先	氏名又は名称		●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11			
4	送付先	カスタマーバーコード		●			カスタマーバーコードを付す	－	－	－	－	－	－	－	－			
5	通知日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	通知日を表示	1	無	日付型	2	和暦	－		11			
6	通知日	年月日		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	通知日を表示	1	無	日付型	9	和暦	－		11			
7	発行者名	肩書き		●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11			
8	発行者名	首長名		●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	－	－	－	11			
9	文書タイトル			●			「納付計画書」のタイトルを表示	1	無	全角	5	－	－		18			
10	契約者	住所（所在地）		●			契約者住所を表示 住所＋番地＋△＋方書 ※△は全角スペース	1	有	全角	43/2	－	○		11		住所＋番地＋△＋方書 ※△は全角スペース	
11	契約者	氏名（名称）		●			契約者氏名を表示	1	有	全角	43/2	－	○		11			
12	滞納者	住所（所在地）		●			納税義務者住所を表示 住所＋番地＋△＋方書 ※△は全角スペース	1	有	全角	43/2	－	○		11		住所＋番地＋△＋方書 ※△は全角スペース	
13	滞納者	氏名（名称）		●			納税義務者氏名を表示	1	有	全角	43/2	－	○		11			
14	納付計画	計画回		●			計画回を表示	15	無	半角	2	－	－		11			
15	納付計画	納付予定日	元号	●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	納付予定日を表示	15	無	日付型	2	和暦	－		11			
16	納付計画	納付予定日	年月日	●			納付予定日を表示	15	無	日付型	11	和暦	－		11			
17	納付計画	納付書枚数		●			計画回ごとの納付書枚数を表示	15	無	半角	2	－	－		11			
18	納付計画	納付予定額		●			納付予定額を表示	15	無	数値	11	和暦	－		11			
19	納付計画	納付予定残額		●			計画回以降の納付予定額の合算を表示	15	無	数値	11	－	－		11		カンマ編集	
20	納付計画	備考		●			備考を表示	15	有	全角	14/2	－	－		11		印刷画面にて入力した情報を印字すると想定する。	
21	帳票整理番号				●	帳票自体の特定が可能な番号を印字する。	帳票自体の特定が可能な番号を印字	1	無	半角	20	－	－		11			
22	お問い合わせ先	お問い合わせ先		●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11			
23	お問い合わせ先	担当部署		●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	1	無	全角	26/2	－	－	－	11			
24	お問い合わせ先	担当者名		●			例）担当●●●	1	無	全角	10	－	－	－	11			
25	お問い合わせ先	郵便番号		●			郵便番号（「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11			
26	お問い合わせ先	所在地		●			所在地	1	無	全角	26/2	－	－	－	11			
27	お問い合わせ先	電話番号（内線番号）		●			電話番号（内線番号）	1	無	全角	26	－	－	－	11			

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百二十三の三（第三条第七十八号関係）

帳票ID	0150441	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	催告書（差押え言及無）	

項番	印字項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	送付先	郵便番号		●			送達先欄に印字する郵便番号（「999－9999」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
2	送付先	住所又は所在地		●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11		
3	送付先	氏名又は名称		●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11		
4	送付先	カスタマーバーコード		●			カスタマーバーコードを付す	－	－	－	－	－	－	－	－		
5	文書番号			●			文書番号を印字	1	無	番号型	10	－	－		11	－	
6	催告日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	催告日を表示	1	無	日付型	2	和暦	－		11		
7	催告日	年月日		●			催告日を表示	1	無	日付型	9	和暦	－		11		
8	発行者名	肩書き		●			首長肩書など。例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
9	発行者名	首長名		●			首長名など。例）●●　●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
10	公印			●			公印を表示	1	無	－	－	－	－		－	－	
11	文書タイトル			●			催告書タイトルを表示	1	無	全角	3	－	－		18		
12	文書本文			●			催告書本文を表示	1	有	全角	50/8	－	－		11		
13	指定期限	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	指定期限を表示	1	無	日付型	2	和暦			14		
14	指定期限	年月日		●			指定期限を表示	1	無	日付型	9	和暦			14		
15	滞納者	住所（所在地）		●			滞納者住所を表示 住所＋番地＋△＋方書 ※△は全角スペース	1	有	全角	43/2	－	○		11		住所＋番地＋△＋方書 ※△は全角スペース
16	滞納者	氏名（名称）		●			滞納者氏名を表示	1	有	全角	43/2	－	○		11		
17	未納明細	税目		●		略称（普徴・固定　等）を使用する場合は、帳票内に凡例を記載すること	税目略称を表示	10	無	全角	2	－	－		11		
18	未納明細	賦課年度		●		元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	賦課年度を表示	10	無	半角	3	和暦	－		11		例　R03
19	未納明細	課税年度		●		元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	課税年度を表示	10	無	半角	3	和暦	－		11		例　R03
20	未納明細	期月		●			期月を表示	10	無	全角	4	－	－		11		例　１２期
21	未納明細	通知書番号		●		当初納税通知書に記載される通知書番号を記載する 法人住民税の場合は、法人番号または法人を一意に特定可能な番号を記載する	通知書番号を表示	10	無	半角	20	－	－		11		
22	未納明細	未納額		●			金額を表示	10	無	数値	14	－	－		11		
23	未納明細	督促手数料		●			督促手数料を表示	10	無	数値	10	－	－		11		
24	未納明細	延滞金		●			延滞金を表示	10	無	数値	10	－	－		11		
25	未納明細	期別ごとの合計金額		●			期別合計額を表示	10	無	数値	11	－	－		11		
26	未納明細	納期限	元号	●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	納期限を表示	10	無	日付型	2	和暦	－		11		
27	未納明細	納期限	年月日	●			納期限を表示	10	無	日付型	9	和暦	－		11		
28	未納明細	法定納期限等	元号	●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	法定納期限等を表示	10	無	日付型	2	和暦	－		11		
29	未納明細	法定納期限等	年月日	●			法定納期限等を表示	10	無	日付型	11	和暦	－		11		
30	未納明細	督促発送日	元号	●		督促発送日を記載する 元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	督促発送日を表示する。	10	無	日付型	2	和暦	－		11		
31	未納明細	督促発送日	年月日	●			督促発送日を表示する。	10	無	日付型	11	和暦	－		11		
32	未納明細	繰上徴収日	元号	●		繰上徴収日を記載する 元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	繰上徴収日を表示する。	10	無	日付型	2	和暦	－		11		
33	未納明細	繰上徴収日	年月日	●			繰上徴収日を表示する。	10	無	日付型	11	和暦	－		11		
34	未納明細	課税情報		●		軽自動車の車両番号、法人住民税の事業年度等、課税にかかる情報を記載する	車両番号、事業年度、記号番号を表示する。	10	無	全角	20	－	－		11		
35	未納明細	各合計	未納額	●			合計金額を表示	1	無	数値	14	－	－		11		
36	未納明細	各合計	督促手数料	●			合計督促手数料を表示	1	無	数値	10	－	－		11		
37	未納明細	各合計	延滞金	●			合計延滞金を表示	1	無	数値	10	－	－		11		
38	未納明細	各合計	総合計	●			総合計額を表示	1	無	数値	14	－	－		11		
39	未納明細	延滞金計算日	元号	●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	延滞金計算日を表示	1	無	日付型	2	和暦	－		11		
40	未納明細	延滞金計算日	年月日	●			延滞金計算日を表示	1	無	日付型	9	和暦	－		11		
41	備考			●			備考を表示	1	有	全角	50/3	－	－		11		
42	お問い合わせ先	お問い合わせ先		●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11		
43	お問い合わせ先	担当部署		●			例）●●●市役所　●●税課　課税係	1	無	全角	26/2	－	－	－	11		
44	お問い合わせ先	担当者名		●			例）担当●●●	1	無	全角	10	－	－	－	11		
45	お問い合わせ先	郵便番号		●			郵便番号（「999－9999」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
46	お問い合わせ先	所在地		●			所在地	1	無	全角	26/2	－	－	－	11		
47	お問い合わせ先	電話番号（内線番号）		●			電話番号（内線番号）	1	無	全角	26	－	－	－	11		
48	帳票整理番号				●	帳票自体の特定が可能な番号を印字する。	帳票自体の特定が可能な番号を印字	1	無	半角	20	－	－		11		
49	ページ数			●			ページ数を記載	1	無	半角	2	－	－		11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮

別表第百三十一の三（第四条第六号関係）

帳票ID	0100042	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
1	課税年度		●			通知年度 タイトルは以下を想定 「令和NN年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」	3	無	日付型	11	和暦	ー	空欄	12	12	
2	公印		●			公印	3	無	ー	ー	ー	ー	空欄	ー	ー	プレプリントかシステム印字で選択可能
3	帳票名		●		決定・変更のどちらかわかるように出力する	帳票名の「・変更」部分に"===="など	1	無	全角	4	ー	ー	空白	11	11	
4	所得	給与収入	●			所得-給与収入	3	無	数値型	10	ー	ー	空欄	9	9	
5		給与所得（所得金額調整控除後）	●			所得-給与所得（所得金額調整控除後）	3	無	数値型	10	ー	ー	空欄	9	9	
6		その他の所得計	●			所得-その他の所得計	3	無	数値型	10	ー	ー	空欄	9	9	
7	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	●			主たる給与以外の合算所得区分-営業等	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	営業所得を有する場合、「＊」を記載
8		農業	●			主たる給与以外の合算所得区分-農業	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	農業所得を有する場合、「＊」を記載
9		不動産	●			主たる給与以外の合算所得区分-不動産	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	不動産所得を有する場合、「＊」を記載
10		利子	●			主たる給与以外の合算所得区分-利子	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	利子所得を有する場合、「＊」を記載
11		配当	●			主たる給与以外の合算所得区分-配当	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	配当所得を有する場合、「＊」を記載
12		給与	●			主たる給与以外の合算所得区分-給与	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	主たる給与以外の給与所得を有する場合、「＊」を記載
13		雑	●			主たる給与以外の合算所得区分-雑	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	雑所得を有する場合、「＊」を記載
14		譲渡・一時	●			主たる給与以外の合算所得区分-譲渡・一時	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	譲渡・一時所得を有する場合、「＊」を記載
15	総所得金額①		●		10桁の印字が可能なこと。	総所得金額①	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
16	課税標準	総所得③	●			課税標準-総所得③	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
17		山林所得	●			課税標準-山林所得	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
18		分離短期譲渡	●			課税標準-分離短期譲渡	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
19		分離長期譲渡	●			課税標準-分離長期譲渡	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
20		株式等の譲渡	●			課税標準-株式等の譲渡	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
21		上場株式等の配当等	●			課税標準-上場株式等の配当等	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
22		先物取引	●			課税標準-先物取引	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
23	所得控除	雑損	●			所得控除-雑損	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
24		医療費	●			所得控除-医療費	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
25		社会保険料	●			所得控除-社会保険料	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
26		小規模企業共済	●			所得控除-小規模企業共済	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
27		生命保険料	●			所得控除-生命保険料	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
28		地震保険料	●			所得控除-地震保険料	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
29		障・寡・ひ・勤	●			所得控除-障・寡・ひ・勤	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
30		配偶者	●			所得控除-配偶者	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
31		配偶者特別	●			所得控除-配偶者特別	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
32		扶養	●			所得控除-扶養	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
97		特定親族特別	●			所得控除-特定親族特別	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
33		基礎	●			所得控除-基礎	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
34		所得控除合計②	●			所得控除-所得控除合計②	3	無	数値型	14	ー	ー	空欄	9	9	
35	控配		●			控配	3	無	半角	1	ー	ー	空欄	9	9	控配有の場合「＊」を記載

36	老配		●			老配	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	老人控配有の場合「*」を記載
37	扶養親族該当区分	特定	●			扶養親族該当区分-特定	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
38		同老	●			扶養親族該当区分-同老	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
39		老人	●			扶養親族該当区分-老人	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
40		16歳未満	●			扶養親族該当区分-16歳未満	3	無	半角	2	－	－	空欄	9	9	
41		その他	●			扶養親族該当区分-その他	3	無	半角	2	－	－	空欄	9	9	
42		同障	●			扶養親族該当区分-同障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
43		特障	●			扶養親族該当区分-特障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
44		他障	●			扶養親族該当区分-他障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
98	特定親族特別控除該当区分	特親	●			特定親族特別控除該当区分	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
45	本人該当区分	未成年者	●			本人該当区分-未成年者	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人未成年者の場合「*」を記載
46		特障	●			本人該当区分-特障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人特障の場合「*」を記載
47		他障	●			本人該当区分-他障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人他障の場合「*」を記載
48		寡婦	●			本人該当区分-寡婦	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人寡婦の場合「*」を記載
49		ひとり親	●			本人該当区分-ひとり親	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人ひとり親の場合「*」を記載
50		勤労学生	●			本人該当区分-勤労学生	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人勤労学生の場合「*」を記載
51	繰越損失		●			繰越損失	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	繰越損失がある場合「*」を記載
52	摘要		●		導入時に以下の項目から印字対象及び出力の優先順を選択する。 調整控除、配当控除、住宅ローン控除、寄附金控除、外国税額控除、調整措置額、配当割控除額、株式譲渡所得割控除額のうち該当するものがそれぞれ市町村民税・道府県民税別に印字 ふるさと特例控除額、ワンストップ特例控除額、所得金額調整控除額に該当する場合に印字 通知事由を印字 合計所得金額を印字。 なお、上記項目以外にも、地方団体の判断のもと、本項目を用いて適宜必要な項目を印字できることとする。	摘要	3	有	全角	43/4	－	－	空欄	7	7	導入時に以下の項目から印字対象を選択する。 調整控除、配当控除、住宅ローン控除、寄附金控除、外国税額控除、調整措置額、配当割控除額、株式譲渡所得割控除額のうち該当するものがそれぞれ市町村民税・道府県民税別に印字 ふるさと特例控除額、ワンストップ特例控除額、所得金額調整控除額に該当する場合に印字 通知事由を印字 合計所得金額を印字。 なお、上記項目以外にも、地方団体の判断のもと、本項目を用いて適宜必要な項目を印字できることとする。
53	税額	市町村　税額控除前所得割額④	●			税額-市町村　税額控除前所得割額④	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
54		市町村　税額控除額⑤	●			税額-市町村　税額控除額⑤	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
55		市町村　所得割額 ⑥	●			税額-市町村　所得割額 ⑥	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
56		市町村　均等割額 ⑦	●			税額-市町村　均等割額 ⑦	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
57		道府県　税額控除前所得割額④	●			税額-道府県　税額控除前所得割額④	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
58		道府県　税額控除額⑤	●			税額-道府県　税額控除額⑤	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
59		道府県　所得割額 ⑥	●			税額-道府県　所得割額 ⑥	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
60		道府県　均等割額 ⑦	●			税額-道府県　均等割額 ⑦	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
96		森林環境税額⑧	●			森林環境税額 ⑧	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
61		特別徴収税額⑨	●			税額-特別徴収税額⑨	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
62		控除不足額⑩	●			税額-控除不足額⑩	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
63		既充当又は委託納付額⑪	●			税額-既充当又は委託納付額⑪	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、既充当又は委託納付額を記載。
64		既納付額⑫	●			税額-既納付額⑫	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、既納付額を記載。
65		差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	●			税額-差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
66		変更前税額⑬	●			税額-変更前税額⑬	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、特別徴収税合計額（確定前）を記載
67		増減額（⑨－⑬）	●			税額-増減額（⑨－⑬）	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、増減額（特別徴収税額合－変更前税額⑬）を記載

68		変更月	●			税額-変更月	3	無	半角	2	－	－	空欄	9	9	
69	納付額	6月分	●			納付額-6月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
70		7月分	●			納付額-7月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
71		8月分	●			納付額-8月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
72		9月分	●			納付額-9月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
73		10月分	●			納付額-10月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
74		11月分	●			納付額-11月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
75		12月分	●			納付額-12月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
76		1月分	●			納付額-1月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
77		2月分	●			納付額-2月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
78		3月分	●			納付額-3月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
79		4月分	●			納付額-4月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
80		5月分	●			納付額-5月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
81	受給者番号		●			受給者番号	3	無	半角	20/2	－	－	空欄	9	9	
82	氏名		●		賦課期日時点の氏名、現在の氏名、通称名のいずれかを任意に指定して出力。	氏名	3	無	本人氏名型	19	－	○	空欄	9	9	
83	指定番号		●			指定番号	3	無	半角	12	－	－	空欄	10	10	
84	住所		●		＜通常の出力内容＞ ■導入時に、出力する内容を以下のいずれかから選択する。 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給与支払報告書の個人明細で申告された住所を印字 ＜DV等支援措置対象者の場合の出力内容＞ ■納税義務者がDV等支援措置対象者の場合は、個人ごとに以下の中から、出力する内容を選択する。 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給与支払報告書の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない ⑥本人からの申告住所（給与支払報告書とは別に印字する住所はここにしたい等の要望があった場合を想定） ■納税義務者がDV等支援措置対象者で、個人ごとの選択がない場合は、下記の中から選択した情報を一律で印字する。 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給与支払報告書の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない	住所	3	無	住所型	31	－	○	空欄	9	9	
85	通知書番号		●		通知書番号を印字する	通知書番号を印字する	3	無	半角	20	－	－	空欄	10	10	
86	通知日		●			通知日	3	無	日付型	11	和暦	－	空欄	9	9	
87	発行者名	肩書き	●			発行者名-肩書き	1	無	全角	16/2	－	－	空欄	9	9	プレプリントかシステム印字で選択可能
88		首長名	●			発行者名-首長名	1	無	全角	12	－	－	空欄	10	10	プレプリントかシステム印字で選択可能
89	問い合わせ先	お問い合わせ先	●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11		プレプリントかシステム印字で選択可能
90		担当部署	●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	2	有	全角	26	－	－	－	11		
91		郵便番号	●			郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
92		所在地	●			所在地	2	有	全角	26	－	－	－	11		
93		電話番号（内線番号）	●			電話番号（内線番号）	1	無	半角	26	－	－	－	11		
94	特別徴収義務者名		●			特別徴収義務者名	1	有	本人氏名型	31/2	－	○	空欄	9	9	
95	頁番号		●			９９９／９９９（現在頁／総頁数）	1	無	半角	7	－	－	－	11	－	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百三十二の三（第四条第七号関係）

帳票ID	0100043	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	特別徴収税額変更通知書（納税義務者用）	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	課税年度		●			通知年度 タイトルは以下を想定 「令和NN年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）」	3	無	日付型	11	和暦	―	空欄	12	12	
2	公印		●			公印	3	無	―	―	―	―	空欄	―	―	プレプリントかシステム印字で選択可能
3	帳票名		●		決定・変更のどちらかわかるように出力する	帳票名の「・決定」部分に"====="など	1	無	全角	4	―	―	空白	11	11	
4	所得	給与収入	●			所得-給与収入	3	無	数値型	10	―	―	空欄	9	9	
5		給与所得（所得金額調整控除後）	●			所得-給与所得（所得金額調整控除後）	3	無	数値型	10	―	―	空欄	9	9	
6		その他の所得計	●			所得-その他の所得計	3	無	数値型	10	―	―	空欄	9	9	
7	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	●			主たる給与以外の合算所得区分-営業等	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	営業所得を有する場合、「＊」を記載
8		農業	●			主たる給与以外の合算所得区分-農業	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	農業所得を有する場合、「＊」を記載
9		不動産	●			主たる給与以外の合算所得区分-不動産	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	不動産所得を有する場合、「＊」を記載
10		利子	●			主たる給与以外の合算所得区分-利子	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	利子所得を有する場合、「＊」を記載
11		配当	●			主たる給与以外の合算所得区分-配当	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	配当所得を有する場合、「＊」を記載
12		給与	●			主たる給与以外の合算所得区分-給与	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	主たる給与以外の給与所得を有する場合、「＊」を記載
13		雑	●			主たる給与以外の合算所得区分-雑	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	雑所得を有する場合、「＊」を記載
14		譲渡・一時	●			主たる給与以外の合算所得区分-譲渡・一時	3	無	半角	1	―	―	空欄	9	9	譲渡・一時所得を有する場合、「＊」を記載
15	総所得金額①		●		10桁の印字が可能なこと。	総所得金額①	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
16	課税標準	総所得③	●			課税標準-総所得③	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
17		山林所得	●			課税標準-山林所得	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
18		分離短期譲渡	●			課税標準-分離短期譲渡	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
19		分離長期譲渡	●			課税標準-分離長期譲渡	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
20		株式等の譲渡	●			課税標準-株式等の譲渡	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
21		上場株式等の配当等	●			課税標準-上場株式等の配当等	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
22		先物取引	●			課税標準-先物取引	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
23	所得控除	雑損	●			所得控除-雑損	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
24		医療費	●			所得控除-医療費	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
25		社会保険料	●			所得控除-社会保険料	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
26		小規模企業共済	●			所得控除-小規模企業共済	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
27		生命保険料	●			所得控除-生命保険料	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
28		地震保険料	●			所得控除-地震保険料	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
29		障・寡・ひ・勤	●			所得控除-障・寡・ひ・勤	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
30		配偶者	●			所得控除-配偶者	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
31		配偶者特別	●			所得控除-配偶者特別	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
32		扶養	●			所得控除-扶養	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
97		特定親族特別	●			所得控除-特定親族特別	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
33		基礎	●			所得控除-基礎	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	
34		所得控除合計②	●			所得控除-所得控除合計②	3	無	数値型	14	―	―	空欄	9	9	

35	控配		●			控配	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	控配有の場合「*」を記載
36	老配		●			老配	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	老人控配有の場合「*」を記載
37	扶養親族該当区分	特定	●			扶養親族該当区分-特定	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
38		同老	●			扶養親族該当区分-同老	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
39		老人	●			扶養親族該当区分-老人	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
40		16歳未満	●			扶養親族該当区分-16歳未満	3	無	半角	2	－	－	空欄	9	9	
41		その他	●			扶養親族該当区分-その他	3	無	半角	2	－	－	空欄	9	9	
42		同障	●			扶養親族該当区分-同障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
43		特障	●			扶養親族該当区分-特障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
44		他障	●			扶養親族該当区分-他障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
98	特定親族特別控除該当区分	特親	●			特定親族特別控除該当区分	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	
45	本人該当区分	未成年者	●			本人該当区分-未成年者	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人未成年者の場合「*」を記載
46		特障	●			本人該当区分-特障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人特障の場合「*」を記載
47		他障	●			本人該当区分-他障	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人他障の場合「*」を記載
48		寡婦	●			本人該当区分-寡婦	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人寡婦の場合「*」を記載
49		ひとり親	●			本人該当区分-ひとり親	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人ひとり親の場合「*」を記載
50		勤労学生	●			本人該当区分-勤労学生	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	本人勤労学生の場合「*」を記載
51	繰越損失		●			繰越損失	3	無	半角	1	－	－	空欄	9	9	繰越損失がある場合「*」を記載
52	摘要		●		導入時に以下の項目から印字対象及び出力の優先順を選択する。 調整控除、配当控除、住宅ローン控除、寄附金控除、外国税額控除、調整措置額、配当割控除額、株式譲渡所得割控除額のうち該当するものがそれぞれ市町村民税・道府県民税別に印字 ふるさと特例控除額、ワンストップ特例控除額、所得金額調整控除額に該当する場合に印字 通知事由を印字 合計所得金額を印字 なお、上記項目以外にも、地方団体の判断のもと、本項目を用いて適宜必要な項目を印字できることとする。	摘要	3	有	全角	43/4	－	－	空欄	7	7	導入時に以下の項目から印字対象を選択する。 調整控除、配当控除、住宅ローン控除、寄附金控除、外国税額控除、調整措置額、配当割控除額、株式譲渡所得割控除額のうち該当するものがそれぞれ市町村民税・道府県民税別に印字 ふるさと特例控除額、ワンストップ特例控除額、所得金額調整控除額に該当する場合に印字 通知事由を印字 合計所得金額を印字。 なお、上記項目以外にも、地方団体の判断のもと、本項目を用いて適宜必要な項目を印字できることとする。
53	税額	市町村　税額控除前所得割額④	●			税額-市町村　税額控除前所得割額④	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
54		市町村　税額控除額⑤	●			税額-市町村　税額控除額⑤	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
55		市町村　所得割額 ⑥	●			税額-市町村　所得割額 ⑥	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
56		市町村　均等割額 ⑦	●			税額-市町村　均等割額 ⑦	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
57		道府県　税額控除前所得割額④	●			税額-道府県　税額控除前所得割額④	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
58		道府県　税額控除額⑤	●			税額-道府県　税額控除額⑤	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
59		道府県　所得割額 ⑥	●			税額-道府県　所得割額 ⑥	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
60		道府県　均等割額 ⑦	●			税額-道府県　均等割額 ⑦	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
96		森林環境税額⑧	●			森林環境税額 ⑧	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
61		特別徴収税額⑨	●			税額-特別徴収税額⑨	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
62		控除不足額⑩	●			税額-控除不足額⑩	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
63		既充当又は委託納付額⑪	●			税額-既充当又は委託納付額⑪	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、既充当又は委託納付額を記載。
64		既納付額⑫	●			税額-既納付額⑫	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、既納付額を記載。
65		差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	●			税額-差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
66		変更前税額⑬	●			税額-変更前税額⑬	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、特別徴収税合計額（確定前）を記載

67		増減額（⑨－⑪）	●			税額-増減額（⑨－⑪）	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	当初課税に係る通知の場合、記載しない。 更正時期に係る通知の場合、増減額（特別徴収税額⑨－変更前税額⑪）を記載
68		変更月	●			税額-変更月	3	無	半角	2	－	－	空欄	9	9	
69	納付額	6月分	●			納付額-6月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
70		7月分	●			納付額-7月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
71		8月分	●			納付額-8月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
72		9月分	●			納付額-9月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
73		10月分	●			納付額-10月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
74		11月分	●			納付額-11月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
75		12月分	●			納付額-12月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
76		1月分	●			納付額-1月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
77		2月分	●			納付額-2月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
78		3月分	●			納付額-3月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
79		4月分	●			納付額-4月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
80		5月分	●			納付額-5月分	3	無	数値型	14	－	－	空欄	9	9	
81	受給者番号		●			受給者番号	3	無	半角	20/2	－	－	空欄	9	9	
82	氏名		●		賦課期日時点の氏名、現在の氏名、通称名のいずれかを任意に指定して出力。	氏名	3	無	本人氏名型	19	－	○	空欄	9	9	
83	指定番号		●			指定番号	3	無	半角	12	－	－	空欄	10	10	
84	住所		●		＜通常の出力内容＞ ■導入時に、出力する内容を以下のいずれかから選択する。 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給与支払報告書の個人明細で申告された住所を印字 ＜DV等支援措置対象者の場合の出力内容＞ ■納税義務者がDV等支援措置対象者の場合は、個人ごとに以下の中から、出力する内容を選択する。 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給与支払報告書の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない ⑥本人からの申告住所（給与支払報告書とは別に印字する住所はここにしたい等の要望があった場合を想定） ■納税義務者がDV等支援措置対象者で、個人ごとの選択がない場合は、下記の中から選択した情報を一律で印字する。 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給与支払報告書の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない	住所	3	無	住所型	31	－	○	空欄	9	9	
85	通知書番号		●		通知書番号を印字する	通知書番号を印字する	3	無	半角	20	－	－	空欄	10	10	
86	通知日		●			通知日	3	無	日付型	11	和暦	－	空欄	9	9	
87	発行者名	肩書き	●			発行者名-肩書き	1	無	全角	16/2	－	－	空欄	9	9	プレプリントかシステム印字で選択可能
88		首長名	●			発行者名-首長名	1	無	全角	12	－	－	空欄	10	10	プレプリントかシステム印字で選択可能
89	問い合わせ先	お問い合わせ先	●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11		プレプリントかシステム印字で選択可能
90		担当部署	●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	2	有	全角	26	－	－	－	11		
91		郵便番号	●			郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
92		所在地	●			所在地	2	有	全角	26	－	－	－	11		
93		電話番号（内線番号）	●			電話番号（内線番号）	1	無	半角	26	－	－	－	11		
94	特別徴収義務者名		●			特別徴収義務者名	1	有	本人氏名型	31/2	－	○	空欄	9	9	

95	頁番号		●			９９９／９９９（現在頁／総頁数）	1	無	半角	7	－	－	－	11	－	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百三十三の三（第四条第八号関係）

帳票ID	0100047,0100048	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	納税通知書・税額変更通知書	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
16	送付先	郵便番号	●			XXX-XXXXxxxx	1	無	全角	12	―	―	空白	9	9	
18		住所	●			9Pで印字しきれない場合に7Pで印字。 それでも印字できない場合は空白とする。	1	有	宛名住所型	9P 25/7 7P 32/7	―	○	-	9	7	
19		氏名	●			9Pで印字しきれない場合に7Pで印字。 それでも印字できない場合は空白とする。	1	有	宛名氏名型	9P 25/7 7P 32/7	―	○	-	9	7	納税管理人等に送付する場合は、機能要件の規定に従い印字
20		カスタマーバーコード	●			カスタマーバーコード	1	無	―	―	―	―	空白	―	―	
21		返戻入力用バーコード		●		返戻入力用バーコード	1	無	―	―	―	―	空白	―	―	
17		同一世帯で同居の納税義務者の有無		●	郵便料の圧縮のため、同じ世帯を名寄せし、発送する際に使用する同一世帯で同居の納税義務者がいる者を特定するための印	NNNNNNNNNNNNNNNNN 【編集例】 同一世帯で同居の納税義務者の有無：有 同一世帯で同居の納税義務者の有無：無	1	無	全角	18	―	―	印字無し	7	7	
22	引抜き用番号		●		納税通知書の種類ごとに連番を印字する、引抜き処理用の番号 納税通知書の種類は以下の中から 必要なものを導入時に選択する 4期・1期・口座・随時の区分ごと、郵便番号（7桁）ごと、課税年度ごと、徴収方法ごと、郵便番号（指定した桁数の郵便番号（郵便局単位））ごと、納付書の枚数ごと、本人死亡ごと	9999999999	1	無	半角	10	―	―	-	9	9	
138	宛名欄通知文		●		納税義務者本人に決定、変更した旨の通知文を印字する。	「あなたのＮＮＮ民税・Ｎ民税、森林環境税を 本書のとおりＮＮＮしましたので通知します。」 文言を、新規課税、更正の場合に分け、また、 導入時に当該市区町村が市・区・町・村・特別区、都・道・府・県のうち該当する値を設定した上で以下の通り編集する。 【編集例】 <新規課税の場合> あなたの市民税・県民税、森林環境税を 本書のとおり決定しましたので通知します。 ※特別区の場合 あなたの特別区民税・都民税、森林環境税を 本書のとおり決定しましたので通知します。 ※家屋数、事業所課税のみの場合、森林環境税が無い年度の場合 あなたの市民税・県民税を 本書のとおり決定しましたので通知します。 <賦課更正の場合> あなたの市民税・県民税、森林環境税を 本書のとおり変更しましたので通知します。	1	有	全角	25/2	―	―	-	7	7	
29	通知日		●			NNNNNNNNNN 【編集例】 令和２年１０月１５日	1	無	日付型	11	和暦/西暦	―	印字無し	9	9	
30	首長肩書		●			NNNNNNNNNN	1	無	全角	16/2	―	―	-	9	9	
158	首長氏名		●			NNNNNNNNNN	1	無	全角	12	―	―	-	12	12	
2	公印		●			公印イメージ	1	無	―	―	―	―	―	―	―	
3	通知書番号	通知書番号	●		通知書番号を印字する	通知書番号を印字する	1	無	半角	20	―	―	-	9	9	
133	問い合わせ連絡先	担当部署	●			NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	1	無	全角	30	―	―	-	7	7	
134		電話番号	●			NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	1	無	全角	30	―	―	-	7	7	
9	口座情報	金融機関名	●			NNNNNNNNNNNNN	1	無	全角	15	―	―	空白	7	7	
10		支店名	●		省略するか選択できる	NNNNNNNNNNNNN	1	無	全角	15	―	―	空白	7	7	
11		預金種別	●			NN 【編集例】 普通	1	無	全角	2	―	―	空白	7	7	
8		口座番号	●		口座番号の一部又は全部を伏字で表示できること。	XXXXXXXXXXX	1	無	半角	13	―	―	空白	7	9	

13		振替方法	●		各期または全期を印字（２期以降の変更通知書の場合、全期登録者でも各期を選択可能）	NNNNN 【編集例】 各期　or　全期	1	無	全角	5	－	－	空白	7	7	
12		口座名義人	●			NNNNNNNNNNNNNN	1	無	半角	30	－	－	空白	7	7	
14	納税貯蓄組合情報	納税貯蓄組合名		●		NNNNNNNNNNNNN	1	無	全角	15	－	－	空白	7	7	
15		納税貯蓄組合コード番号		●		XXXXXXXXXXXXX	1	無	半角	15	－	－	空白	7	9	
1	帳票名		●			【編集例】 市民税・県民税・森林環境税　納税通知書　兼決定通知書 ・家屋数、事業所課税のみの場合、森林環境税が無い年度の場合 市民税・県民税　納税通知書　兼決定通知書	1	無	全角	28	－	－	－	12	12	
4	課税年度		●		課税対象となる年度 元号から全てシステム印字	NNNNN　NNNN 【編集例】 令和２年度相当	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－	－	12	12	
5	調定年度		●			NNNNNN 【編集例】 令和２年度	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－	－	12	12	
6	納税者	住所	●		賦課期日現在の住所を印字 郵便番号あり ※DV等支援措置の対象者については印字の有無を選択できること。	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	1	有	住所型	35/2	－	－	－	9	9	
7		氏名	●		賦課期日時点の氏名とするか現在の氏名とするかを任意に指定して出力 外国人など通称名の選択が可	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN										

160		年税額の内訳ー年金からの特別徴収税額後	●			999,999,999,999 【編集例】 <新規の場合> 編集しない。 年金特徴税額を編集する。 <変更の場合> 年金特徴税額（変更前）を編集する。 年金特徴税額（変更後）を編集する。	1	無	数値型	15	ー	ー	印字無し	9	9	
26		年税額の内訳ー普通徴収税額前	●			999,999,999,999 【編集例】 <新規の場合> 編集しない。 年金特徴税額を編集する。 <変更の場合> 年金特徴税額（変更前）を編集する。 年金特徴税額（変更後）を編集する。	1	無	数値型	15	ー	ー	印字無し	9	9	
161		年税額の内訳ー普通徴収税額後	●			999,999,999,999 【編集例】 <新規の場合> 編集しない。 年金特徴税額を編集する。 <変更の場合> 年金特徴税額（変更前）を編集する。 年金特徴税額（変更後）を編集する。	1	無	数値型	15	ー	ー	印字無し	9	9	
142	異動（変更）事由		●		納税義務者本人に決定、変更した旨の通知文を印字する。	「下記のとおりＮＮしましたので通知いたします。」文言を、新規課税、変更の場合に分け、以下の例を参考に編集する。 【編集例】 <新規の場合> 下記のとおり決定しましたので通知いたします。 <変更の場合> 下記のとおり変更しましたので通知いたします。	1	無	全角	30/3	ー	ー	－	7	7	
132	備考欄			●	発行時に登録した内容を出力する 家屋敷・事業所課税に該当する場合は、その旨を印字できること	明確な印字領域は設けていないが、異動事由や問い合わせの近辺を想定している。異動事由領域に出力しても差し支えない。	1	有	全角	30/3	ー	ー	空白	9	9	
162	期別税額見出し	期別税額前見出	●		期割税額の見出しを印字する。	条件に応じて以下の文言を印字する。 <新規課税の場合> 期別税額前見出： 期別税額後見出：`新　規` 期別充当額見出：`充当額` 期別納付額見出： 期別差引額見出：`差　引` <賦課更正の場合> 期別税額前見出：`変更前` 期別税額後見出：`変更後` 期別充当額見出：`充当額` 期別納付額見出：`納付済` 期別差引額見出：`差　引`	1	無	全角	3	ー	ー	－	9	9	
163		期別税額後見出	●				1	無	全角	3	ー	ー	－	9	9	
164		期別充当額見出	●				1	無	全角	3	ー	ー	－	9	9	
165		期別納付額見出	●				1	無	全角	3	ー	ー	－	9	9	
166		期別差引額見出	●				1	無	全角	3	ー	ー	－	9	9	
31	普通徴収の期別納付額と納期限	期別	●		全期通用時に印字	NNNNN 【編集例】 第１期	7	無	全角	5	ー	ー	印字無し	7	7	
32		納期限	●		全期通用時に印字	NN●年●月●日 【編集例】 令和２年10月31日	7	無	日付型	11	和暦/西暦	ー	印字無し	7	7	
33		普通徴収税額前	●		金額を記載 期ごとの普通徴収税額を印字	999,999,999,999 【編集例】※□は空白を表す <新規課税の場合> 第１期 納期限　令和　５年　６月３０日 □□□ 新　規　　５，０００ 充当額　　３，５００ □□□ 差　引　　１，５００ <賦課更正の場合> 第１期 納期限　令和　５年　６月３０日 変更前　　３７，８００ 変更後　　４５，０００ 充当額　　０ 納付済　　５，０００ 差　引　　２，２００	7	無	数値型	15	ー	ー	印字無し	9	9	

143		普通徴収税額後	●		金額を記載 期ごとの普通徴収税額を印字	999,999,999,999 【編集例】※□は空白を表す <新規課税の場合> 第１期 納期限　令和　５年　６月３０日 □□□ 新　規　　５，０００ 充当額　　３，５００ □□□ 差　引　　１，５００ <賦課更正の場合> 第１期 納期限　令和　５年　６月３０日 変更前　　３７，８００ 変更後　　４５，０００ 充当額　　０ 納付済　　５，０００ 差　引　　２，２００	7	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
34		充当又は委託納付額	●		金額を記載 充当又は委託納付の対象となる期ごとの充当額を印字	999,999,999,999	7	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
144		納付済額	●		金額を記載 期ごとの納付済額を印字	999,999,999,999	7	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
145		差引納付額	●		金額を記載 期ごとの差引納付額を印字	999,999,999,999	7	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
146	全期前納	全期前納納期限	●		全期前納対象の場合に全期前納の納期限を印字する。 導入時に「全期前納通知書を出力する」を選択する。 <全期前納対象の判定> 以下に全て該当する場合に全期前納対象とする。 ・導入時に「全期前納通知書を出力する」 　が設定されている。 ・現年度課税である（課税年度=調定年度） ・発付日≦普徴1期の納期限である ・普徴1期期割税額>0である ※一括納付書を作成しない場合は、「▼一括で納めていただく場合」の固定文言及び帳票印字項目・識元表の項番146～149（大分類：全期前納）は印字不要とできること。	【編集例】 <全期前納対象の場合> 令和　５年　６月３０日 <上記以外> '＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊'を編集	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－	印字無し	7	7	
147		全期前納納付額	●		全期前納対象の場合に全期前納の納付額を印字する。 ※一括納付書を作成しない場合は、「▼一括で納めていただく場合」の固定文言及び帳票印字項目・識元表の項番146～149（大分類：全期前納）は印字不要とできること。	999,999,999,999 【編集例】 <全期前納対象の場合> 全期前納の納付額を印字する。 <上記以外> '**********'を編集	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
148		全期前納報奨金		●	全期前納対象の場合に全期前納報奨金を印字する。 ※一括納付書を作成しない場合は、「▼一括で納めていただく場合」の固定文言及び帳票印字項目・識元表の項番146～149（大分類：全期前納）は印字不要とできること。	999,999,999,999 【編集例】 <全期前納対象の場合> 全期前納報奨金を印字する。 <上記以外> '**********'を編集	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
149		全期前納差引納付額		●	全期前納対象の場合に全期前納差引納付額（全期前納納付額－全期前納報奨金の額）を印字する。 ※一括納付書を作成しない場合は、「▼一括で納めていただく場合」の固定文言及び帳票印字項目・識元表の項番146～149（大分類：全期前納）は印字不要とできること。	999,999,999,999 【編集例】 <全期前納対象の場合> 全期前納差引納付額（全期前納納付額－全期前納報奨金の額）を印字する。 <上記以外> '**********'を編集	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
40	公的年金から特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類	公的年金の支払者名	●			9Pで印字しきれない場合に7Pで印字。 それでも印字できない場合は空白とする。	1	無	全角	9p:20 7p:25	－	○	印字無し	9	7	
41		支払者の法人番号	●			XXXXXXXXXXXX	1	無	半角	13	－	－	空白	9	9	
42		公的年金の種類	●			9Pで印字しきれない場合に7Pで印字。 それでも印字できない場合は空白とする。	1	無	全角	9p:20 7p:25	－	○	印字無し	9	7	
36	公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月	当年度分の仮特別徴収月	●			ＮＮ29年29月 【編集例】 令和　２年４月	3	無	日付型	11	和暦/西暦	－	印字無し	7	7	
37		当年度分の仮特別徴収金額	●		仮特別徴収月ごとの金額を記載	999,999,999,999	3	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
38		当年度分の特別徴収月	●			ＮＮ29年29月 【編集例】 令和　２年10月	3	無	日付型	11	和暦/西暦	－	印字無し	7	7	
150		年金特徴税額見出前	●			【編集例】 以下の通り編集する。 <新規課税の場合> 通知年税前見出： 通知年税後見出：'新　規' <賦課更正の場合> 通知年税前見出：'変更前' 通知年税後見出：'変更後'	1	無	全角	3	－	－	印字無し	9	9	

151		年金特別税額通知出来	●		1【編集例】「編集する」を選択すると、入力項目の編集ができます。 通常年税額通知出力：「再　掲」 通常年税額訂正の場合：「変更前」 通常年税額出：「変更後」	1	漢	全角	3	—	印字無し	9	9	
39		当年度分の特別徴収金額前	●		特別徴収月二上の金額を記載	3	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
152		当年度分の特別徴収金額後	●		特別徴収月二上の金額を記載	3	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
43		翌年度分の特別徴収月（法第321条の7の3）による通知）	●		N N2項3月 令和　年　4月	3	漢	日付型	11	和暦／西暦	印字無し	7	7	
44		翌年度分の特別徴収金額（法第321条の7の3）による通知）	●		特別徴収月二上の金額を記載	3	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
45	市民税・県民税課税明細タイトル		●		市民税・県民税・森林環境税課税明細書 【編集例】 ※森林環境税、事業所課税のみの場合、森林環境税分無い年度の市民税・県民税課税明細書	1	漢	全角	28	—	印字無し	12	12	
167	課税明細課税年度		●		NNNNN N N●年度	1	漢	日付型	11	和暦／西暦	—	12	12	
168	課税明細課税年度		●		課税年度（本来、課税すべき年度）を（）書きで印字する。	1	漢	日付型	11	和暦／西暦	—	12	12	
169	課税明細課税年度		●		NNNNN N N●年度 【編集例】 令和7年1月1日現在）	1	漢	日付型	11	和暦／西暦	—	12	12	
52	合算所得区分		●		金額を記載 該当する収入がある場合のみ出力	1	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
54		（公的年金等収入）雑（収入金額）	●		金額を記載 該当する収入がある場合のみ出力	1	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
153		所得項目名称	●		所得金額を記載 該当する所得がある場合のみ出力	9	漢	全角	15	—	印字無し	9	9	
46		所得項目金額	●		所得金額を記載	9	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
82	合計所得金額	合計所得金額	●		0以上の金額を記載	1	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
83	繰越控除額	繰越損失の合計	●		前年（「繰越損失」情報共有等の連携を含む。）から繰越された損失額のうち、当年度に繰越控除の対象として当年度分の税額から控除する損失額の合計額を印字。 繰越控除額の合計額を印字。	1	漢	数値型	15	—	印字無し	9	9	
84	総所得金額等	総所得金額等			0以上の金額を記載	1	漢	数値型	17	—	印字無し	9	9	

別紙82

154	所得控除	所得控除項目名称	●		所得控除項目名称を記載 該当する控除がある場合のみ出力	以下の所得控除額がある場合に出力する 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 ※1 勤労学生、障害者控除 配偶者（特別）控除 扶養控除 特定親族特別控除 基礎控除 雑損控除 医療費控除 課税年度が平成３１年度以前は 「寡婦、寡夫控除」 表示しきれない所得についてはその他所得とし、合算して表示する。	11	無	全角	15	－	－	印字無し	9	9	
87		所得控除項目金額	●		所得控除金額を記載	---,---,---,--9 印字対象となった所得控除項目名称に該当する金額を出力する。 該当する所得控除額が存在する場合のみ出力し、存在しない場合は印字しない（空白とする）。 表示しきれない所得についてはその他所得とし、合算して表示する。	11	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
96		所得控除合計	●		金額を記載	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
97	控配		●		該当の有無を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
98	老配		●		該当の有無を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
99	扶養親族該当区分	特定	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
100		同老	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
101		老人	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
102		16歳未満	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
103		その他	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
104		同障	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
105		特障	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
106		他障	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	
177	特定親族特別控除該当区分	特親	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	ZZ	1	無	半角	2	－	－	印字無し	7	7	

155	課税標準	課税標準名称	●		課税標準項目名称を記載 該当する課税標準額がある場合のみ出力	総所得 山林 退職 分離短期譲渡一般 分離短期譲渡軽減 分離長期譲渡一般 分離長期譲渡特定 分離長期譲渡軽課 一般株式等譲渡 上場株式等譲渡 上場株式等配当 先物取引 特例肉用牛 表示しきれない所得についてはその他課税標準とし、合算して表示する。	12	無	全角	15	－	－	印字無し	9	9	
170		課税標準金額	●		金額を記載 該当する課税標準額がある場合のみ出力	---,---,---,--9 印字対象となった課税標準名称に該当する金額を出力する。 該当する課税標準額が存在する場合のみ出力し、存在しない場合は印字しない（空白とする）。 表示しきれない所得についてはその他課税標準とし、合算して表示する。	12	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
107	本人該当区分	未成年者	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
108	本人該当区分	特障	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
109		他障	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
110		寡婦	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
156		ひとり親等名称	●			【編集例】 ＜令和２年度以降＞ ひとり親 ＜上記以外の場合＞ 寡夫　特寡	1	無	全角	4	－	－	印字無し	7	7	
111		ひとり親	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
112		勤労学生	●		該当の人数を記載 該当する場合のみ出力	N 【編集例】 有　or　無	1	無	全角	1	－	－	印字無し	7	7	
171	税額控除	税額控除市区町村見出	●			ＮＮＮＮＮ 市の表記は導入自治体に対応した値とする。 ※特別区の場合、特別区民税と表記できる桁数とする 【編集例】 市民税、区民税、町民税、村民税、特別区民税	1	無	全角	15	－	－	印字無し	9	9	
172		税額控除都道府県見出	●			ＮＮＮＮＮ 県の表記は導入自治体に対応した値とする。 【編集例】 都民税、道民税、府民税、県民税	1	無	全角	15	－	－	印字無し	9	9	
81		税額控除前所得割額（市区町村民税）	●		金額を記載	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
173		税額控除前所得割額（都道府県民税）	●		金額を記載	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
157		税額控除項目名称	●		項目名称を記載 該当する控除がある場合のみ出力	調整控除 配当控除 住宅借入金等特別税額控除 寄附金税額控除 外国税額控除 所得割調整額 配当割・株式譲渡所得割 表示しきれない所得についてはその他税額控除とし、合算して表示する。	8	無	全角	15	－	－	印字無し	9	9	
175		税額控除項目名称（寄附金控除）		●	項目名称を記載 寄附金税額控除の内訳として、()表記で出力 寄附金税額控除の直下での出力を想定	（寄附金特例控除） （ワンストップ特例控除）	8	無	全角	15	－	－	印字無し	9	9	

174		税額控除項目金額	●		金額を記載 該当する控除がある場合のみ出力 市区町村民税分と都道府県民税それぞれを出力	---,---,---,--9 表示しきれない所得についてはその他税額控除とし、合算して表示する。	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
122		市区町村　所得割	●		減免前	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
123		市区町村　均等割	●		減免前	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
124		都道府県　所得割	●		減免前	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
125		都道府県　均等割	●		減免前	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
136		減免額・免除額	●			---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
126		森林環境税額	●		R5年度以前については、項目名及び金額をアスタリスク表示 免除前	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
127		年税額	●			---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
128		給与からの特別徴収税額と公的年金からの特別徴収税額の合計額	●		給与からの特別徴収税額と公的年金からの特別徴収税額の合計額を出力する	---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
131		差引普通徴収税額	●			---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
27		控除不足額	●			---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
28		控除不足額のうち還付額	●			---,---,---,--9	1	無	数値型	15	－	－	印字無し	9	9	
176	宛名番号			●			1	無	半角	12	－	－	空欄	11	9	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百三十四の三（第四条第九号関係）

帳票ID	0100067	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	扶養調査に関する照会文書	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
1	文書番号		●			番号補記＋第９９９９９９９９９号	1	無	番号型	15	－	－	－	11		
2	発行日		●				1	無	日付型	11	和暦/西暦	－	－	11		
3	送付先	郵便番号	●			送達先欄に印字する郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
4		住所又は所在地	●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	18/3	－	○	－	11		
5		氏名又は名称	●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11		納税管理人等に送付する場合は、機能要件の規定に従い印字
6		カスタマーバーコード	●			カスタマーバーコードを付す	－	－	バーコード	－	－	－	－	－		
7	発行者名	肩書き	●			首長職名	1	無	全角	16/2	－	－	－	11		
8		首長名	●			首長氏名	1	無	全角	12	－	－	－	11		
9	公印		●		導入時に印字又は省略を選択	公印イメージ	1	無	－	－	－	－	－	－	－	
11	発行年度		●			NNNN年度	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－	－	－	－	
12	帳票名		●				1	無	全角	28	－	－	－	11	－	
13	照会文	本文	●				5	有	全角	40	－	－	－	11	－	
14		返送期限	●			NN●年●月●日	1	無	日付型	11	－	－	－	11	－	
15	お問い合わせ先	お問い合わせ先	●			【お問い合わせ先】	1	無	全角	9	－	－	－	11		
16		担当部署	●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	1	有	全角	26/2	－	－	－	11		
17		郵便番号	●			郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
18		所在地	●			所在地	1	有	全角	26/2	－	－	－	11		
19		電話番号（内線番号）	●			電話番号（内線番号）	1	無	半角	26	－	－	－	11		
20		担当者名		●	導入時に以下のどちらかを選択する。 ①納税義務者別に担当者を自由入力で登録し、登録した担当者名を出力する ②調査書の発行時に担当者を登録（ユーザマスタから設定）する		1	無	全角	12	－	－	－	11	－	
10	返送先	首長名	●				1	無	全角	12	－	－	－	11	－	
70		肩書	●				1	無	全角	16	－	－	－	11	－	
66	通知書番号		●		項目名及び番号を印字 通知ごとの整理番号とする		1	無	数字	20	－	－	－	11	－	
22	回答者名		●				1	無	全角	26	－	－	－	11	－	
62	回答書本文		●		「扶養親族等の状況について、次の通り回答します。」の定型文を印字		1	無	全角	25	－	－	－	11	－	プレプリント可
21	照会回答欄通番		●				1	無	数字	11	－	－	－	11	－	
23	回答書名	住所	●		回答欄の項目名のみ	住所	1	無	全角	2	－	－	－	11	－	プレプリントも可
24		氏名	●		回答欄の項目名のみ	氏名	1	無	全角	2	－	－	－	11	－	プレプリントも可
71		生年月日	●		回答欄の項目名のみ	生年月日	1	無	全角	13	－	－	－	11	－	
25		電話番号	●		回答欄の項目名のみ	電話番号	1	無	全角	4	－	－	－	11	－	プレプリントも可
26	年度内に扶養親族等として申告した人数		●			Ｚ９	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	

27	現ページ/総ページ数		●			NNL／NN　ページ（現在頁／総頁数）	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
28	未確認の扶養親族等の記入欄	合計人数	●			Ｚ９	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
29		内訳：配偶者有無	●			有無	1	無	全角	1	－	－	－	11	－	
30		内訳：特定扶養親族人数	●			Ｚ９	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
31		内訳：老人扶養親族人数	●			Ｚ９	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
32		内訳：その他扶養親族人数	●			Ｚ９	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
33		内訳：年少（16歳未満）扶養人数	●			Ｚ９	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
72		内訳：特定親族特別控除対象人数	●			Ｚ９	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
34		氏名	●		回答欄の項目名のみ 調査対象者の氏名が明確な場合は印字	氏名	1	無	全角	2	－	－	－	11	－	”調査対象者の氏名が明確な場合”の条件
35		フリガナ	●		回答欄の項目名のみ	（フリガナ）	1	無	半角	6	－	－	－	11	－	プレプリント可
36		生年月日	●		回答欄の項目名のみ	生年月日	1	無	全角	4	－	－	－	11	－	プレプリント可
37		続柄	●		回答欄の項目名のみ	続柄	1	無	全角	2	－	－	－	11	－	プレプリント可
38		居住（同居・別居）	●		回答欄の項目名のみ	同居　別居	1	無	全角	4	－	－	－	11	－	プレプリント可
39		障害種類（該当○・級を記載） 身体・精神・知的　　級	●		回答欄の項目名・選択肢のみ	特別　その他	1	無	全角	5	－	－	－	11	－	プレプリント可
42		所得金額調整控除対象扶養親族の該当有無	●			該当する場合は”○” 該当なしの場合は印字なし	1	無	全角	1	－	－	－	11	－	
40		賦課期日現在の住民登録地	●		回答欄の項目名のみ	NNNN年1月1日現在の住民登録地	1	無	全角	17	和層/西層	－	－	11	－	
41		現住所	●		回答欄の項目名のみ	現住所	1	無	全角	3	－	－	－	11	－	プレプリント可
67	確認のとれた扶養親族等の氏名		●		氏名		6	無	全角	25	－	○	空欄	9	9	
68	確認のとれた扶養親族等の生年月日		●		生年月日		6	無	全角	11	－	○	空欄	9	9	
69	確認のとれた扶養親族等の扶養の種類		●		扶養の種類		6	有	全角	12	－	○	空欄	9	9	
40		賦課期日現在の住民登録地	●		回答欄の項目名のみ	NNNN年1月1日現在の住民登録地	6	無	全角	17	和層/西層	－	－	11	－	
61	確認のとれた扶養親族等の住所（賦課期日現在の住民登録地）		●		複数人いる場合には、複数人の出力 <通常の出力内容> ■導入時に、出力する内容を以下のいずれかから選択 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④住所情報を印字しない <DV等支援措置対象者の場合の出力内容> ■納税義務者がDV等支援措置対象者の場合は、個人ごとに以下の中から、出力する内容を選択 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない ⑥本人からの申告住所（給報とは別に印字する住所はここにしたい等の要望があった場合を想定） ■納税義務者がDV等支援措置対象者で、個人ごとの選択がない場合は、下記の中から選択した情報を一律で印字 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない 方書（アパート・部屋番号等）の印字有無を選択		6	有	全角	25/2	－	○	空欄	9	9	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百三十五の三（第四条第十号関係）

帳票ID	0100068	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	扶養親族等の状況について（照会）【事業所】	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	読元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
1	文書番号		●			番号補記＋第９９９９９９９９９号	1	無	番号型	15	－	－	－	11		
2	発行日		●				1	無	日付型	11	－	－	－	11		
3	送付先	郵便番号	●			送達先欄に印字する郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
4		住所又は所在地	●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	18/3	－	○	－	11		
5		氏名又は名称	●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11		
6		担当部署名＋様	●		共通要件「1.5.1. 送付先の記載」に記載の優先順位で出力する	給与事務担当者様	1	無	全角	10	－	－	－	11		
60		カスタマーバーコード	●			カスタマーバーコードを付す	－	－	バーコード	－	－	－	－	－		
7		事業所指定番号	●			ZZZZZZZZ9	1	無	半角	12	－	－	－	11		
8	発行者名	肩書き	●			首長職名	1	無	全角	16/2	－	－	－	11		
9		首長名	●			首長氏名	1	無	全角	12	－	－	－	11		
10	公印		●		導入時に印字又は省略を選択	公印イメージ	1	無	－	－	－	－	－	－	－	
11	発行年度		●			NNNN年度	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－	－	－	－	
12	帳票名		●				1	無	全角	28	－	－	－	11	－	
13	照会文		●				8	有	全角	35	－	－	－	11	－	
14	記		●			記	1	無	全角	1	－	－	－	11	－	プレプリント可
16	回答希望日		●			N(14) NN●年●月●日	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－	－	11	－	
17	お問い合わせ先	お問い合わせ先	●			【お問い合わせ先】	1	無	全角	9	－	－	－	11		
18		担当部署	●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	1	有	全角	26/2	－	－	－	11		
19		郵便番号	●			郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
61		所在地	●			所在地	1	有	全角	26/2	－	－	－	11		
62		電話番号（内線番号）	●			電話番号（内線番号）	1	無	半角	26	－	－	－	11		
20		担当者名		●	導入時に以下のどちらかを選択する。 ①納税義務者別に担当者を自由入力で登録し、登録した担当者名を出力する ②調査書の発行時に担当者を登録（ユーザマスタから設定）する	担当者名	1	無	全角	10	－	－	－	11	－	
59	通知書番号		●		項目名及び番号を印字 通知ごとの整理番号とする		1	無	数字	20	－	－	－	11	－	

21	照会対象者	住所	●		＜通常の出力内容＞ ■導入時に、出力する内容を以下のいずれかから選択 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④住所情報を印字しない ＜DV等支援措置対象者の場合の出力内容＞ ■納税義務者がDV等支援措置対象者の場合は、個人ごとに以下の中から、出力する内容を選択 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない ⑥本人からの申告住所（給報とは別に印字する住所はここにしたい等の要望があった場合を想定） ■納税義務者がDV等支援措置対象者で、個人ごとの選択がない場合は、下記の中から選択した情報を一律で印字 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない 方書（アパート・部屋番号等）の印字有無を選択	N(45)	1	無	住所型	45	－	○	－	11	－	
22		氏名	●			N(30)	1	無	本人氏名型	30	－	○	－	11	－	
23		受給者番号	●			N(25)	1	無	半角	25	－	－	－	11	－	
24		特別徴収個人番号	●			ZZZZZ	1	無	半角	5	－	－	－	11	－	
25	給与支払報告書記載の扶養親族等人数		●			Z9	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
26	現ページ/総ページ数		●			NN／NN　ページ	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
27	未確認の扶養親族等の記入欄	合計人数	●			Z9	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
28		内訳：配偶者有無	●			有無	1	無	全角	1	－	－	－	11	－	
29		内訳：特定扶養親族人数	●			Z9	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
30		内訳：老人扶養親族人数	●			Z9	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
31		内訳：その他扶養親族人数	●			Z9	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
32		内訳：年少（16歳未満）扶養人数	●			Z9	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
63		内訳：特定親族特別控除対象人数	●			Z9	1	無	半角	2	－	－	－	11	－	
33		氏名	●		回答欄の項目名のみ	氏名	1	無	全角	2	－	－	－	11	－	プレプリント可
34		フリガナ	●		回答欄の項目名のみ	（フリガナ）	1	無	半角	6	－	－	－	11	－	プレプリント可
35		生年月日	●		回答欄の項目名のみ	生年月日	1	無	全角	4	－	－	－	11	－	プレプリント可
36		続柄	●		回答欄の項目名のみ	続柄	1	無	全角	2	－	－	－	11	－	プレプリント可
37		居住（同居・別居）	●		回答欄の項目名のみ	同居　別居	1	無	全角	4	－	－	－	11	－	プレプリント可
38		障害種類（該当なら○） 特別障害・普通障害	●		回答欄の項目名・選択肢のみ	特別　その他	1	無	全角	5	－	－	－	11	－	プレプリント可
39		賦課期日現在の住民登録地	●		回答欄の項目名のみ	NNNN年1月1日現在の住民登録地	1	無	全角	17	和暦/西暦	－	－	11	－	
40		現住所	●		回答欄の項目名のみ	現住所	1	無	全角	3	－	－	－	11	－	プレプリント可
39		賦課期日現在の住民登録地	●		回答欄の項目名のみ	NNNN年1月1日現在の住民登録地 導入時に和暦又は西暦を選択できること	1	無	全角	17	和暦/西暦	－	－	11	－	

60	確認のとれた扶養親族等の氏名		●		氏名		6	無	全角	25	－	○	空欄	9	9	
61	確認のとれた扶養親族等の生年月日		●		生年月日		6	無	全角	11	－	○	空欄	9	9	
57	確認のとれた扶養親族等の住所（賦課期日現在の住民登録地）		●		＜通常の出力内容＞ ■導入時に、出力する内容を以下のいずれかから選択 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④住所情報を印字しない ＜DV等支援措置対象者の場合の出力内容＞ ■納税義務者がDV等支援措置対象者の場合は、個人ごとに以下の中から、出力する内容を選択 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない ⑥本人からの申告住所（給報とは別に印字する住所はここにしたい等の要望があった場合を想定） ■納税義務者がDV等支援措置対象者で、個人ごとの選択がない場合は、下記の中から選択した情報を一律で印字 ①賦課期日時点住所を印字 ②現住所（宛名等の最新）を印字 ③給報の個人明細で申告された住所を印字 ④アスタリスク等の記号を枠内に印字 ⑤住所情報を印字しない 方書（アパート・部屋番号等）の印字有無を選択		6	有	住所型	25/2	－	○	空欄	9	9	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百三十六の三（第四条第十一号関係）

帳票ID	0100069	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	扶養親族等の所得状況等について（照会・回答）	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
1	文書番号		●			番号補記＋第９９９９９９９９９号	1	無	番号型	15	－	－		11		
2	発行日		●			発行日	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－		11		
3	送付先	郵便番号	●			送達先欄に印字する郵便番号（「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
4		住所又は所在地	●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11		
5		首長肩書	●			首長職名	1	無	全角	16/2	－	－		11		
83		首長名	●			首長氏名	1	無	全角	12	－	－	印字無し	11		
6		担当部署名＋御中	●			「（住民税担当課御中）」	1	無	全角	10	－	－		11		
80		カスタマーバーコード	●			カスタマーバーコードを付す	－	－	バーコード	－	－	－	－	－		
7	発行者名	肩書き	●			肩書	1	無	全角	16	－	－		12		
8		首長名	●			首長名	1	無	全角	12	－	－		12		
9	公印		●		導入時に印字又は省略を選択	公印イメージ	1	無	－		－	－		11		
10	発行年度		●			和暦の場合：令和９９年度	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－		12		
11	照会文書名		●			「市民税・県民税にかかる控除対象配偶者及び扶養親族等の確認について（照会）」	1	無	全角	35	－	－		12		市と県は使用する自治体によって変更する。
12	照会文	本文	●				1 6	無	全角	246	－	－		11		
13		返送期限	●				1	無	日付型	11	－	－		11		
14	記		●			「記」	1	無	全角	1	－	－		12		
15	照会書発行連番		●				1	無	半角	5	－	－		11		
17	納税義務者情報（照会部）	氏名フリガナ	●				1	無	全角		－	－		11		
18		氏名	●				1	無	本人氏名型		－	－		11		
16		住所	●				1	無	住所型		－	－		11		
20	調査対象者情報（照会部）	氏名フリガナ	●				1	無	全角		－	－		11		
21		氏名	●				1	無	本人氏名型		－	－		11		
22		生年月日	●				1	無	日付型	11	－	－		11		
19		住所	●				1	無	住所型		－	－		11		
23	お問い合わせ先	お問い合わせ先	●			【お問い合わせ先】	1	無	全角	9	－	－	－	11		
24		担当部署	●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	2	有	全角	26	－	－	－	11		
25		郵便番号	●			郵便番号（「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
26		所在地	●			所在地	2	有	全角	26	－	－	－	11		
27		電話番号（内線番号）	●			電話番号（内線番号）	1	無	半角	26	－	－	－	11		

28		担当者名		●	導入時に以下のどちらかを選択する。 ①納税義務者別に担当者を自由入力で登録し、登録した担当者名を出力する ②調査書の発行時に担当者を登録（ユーザマスタから設定）する	担当者名	1	無	全角	10	－	－	－	11		
29	切り取り線		●			「------切り取り線------」	1	無	全角	65	－	－		11		
30	返信日付記入欄	元号	●		返信用回答書記載日の手書き用	「令和」 返送期限と同じ元号を使用する。	1	無	全角	2	－	－		11		
31		年	●		返信用回答書記載日の手書き用	「年」	1	無	全角	1	－	－		11		
32		月	●		返信用回答書記載日の手書き用	「月」	1	無	全角	1	－	－		11		
33		日	●		返信用回答書記載日の手書き用	「日」	1	無	全角	1	－	－		11		
35	返信用宛先	肩書き	●				1	無	全角	16	－	－		11		
34		首長名	●				1	無	全角	16	－	－		11		
36		地方団体名	●				1	無	全角	11	－	－		11		
37		担当部署名	●			「（住民税担当課）」	1	無	全角	8	－	－		11		
38	発行年度		●			回答書のタイトルに追加する年度	1	無	全角	6	－	－		11		
39	回答文書名		●			「控除対象配偶者及び扶養親族等の確認について（回答）」	1	無	全角	24	－	－		11		
81	回答文	令和〇年〇月〇日≪文書番号≫の照会について、以下のとおり回答します。	●			発行日＋文書番号＋「の照会について、以下のとおり回答します。」	1	無	全角	46	－	－		11		
40	納税義務者情報（回答部）	住所	●			納税義務者の住所	1	有	住所型	14/2	－	－		11		
41		氏名フリガナ	●				1	無	全角	25	－	－		11		
42		氏名	●				1	無	本人氏名型	14	－	－		11		
44	調査対象者情報（回答部）	住所	●			当市が把握している被扶養者の住所	1	有	住所型	14/3	－	－		11		
45		氏名フリガナ	●				1	無	全角	25	－	－		11		
46		氏名	●				1	無	本人氏名型	14	－	－		11		
47		生年月日	●				1	無	日付型	11	－	－		11		
82	課税年度		●				1	無	全角	6	－	－		11		
48	調査対象の所得状況等記入欄	1月1日住民登録有無の選択	●		回答欄の項目名のみ	「1月1日住民登録有無」	1	無	全角	10	－	－		11		
49		無の場合の理由	●		回答欄の項目名のみ	「無の場合の理由」	1	無	全角	7	－	－		11		
54		異動日	●		回答欄の項目名のみ	「異動日」	1	無	全角	3	－	－		11		
56		申告状況	●		回答欄の項目名のみ	「申告状況」	1	無	全角	4	－	－		11		
53		転入前・転出先住所	●		回答欄の項目名のみ	「転入前・転出先住所」	1	無	全角	9	－	－		11		
50		氏名フリガナ	●		回答欄の項目名のみ	「フリガナ」	1	無	全角	4	－	－		11		
51		氏名	●		回答欄の項目名のみ	「氏名」	1	無	全角	2	－	－		11		
52		生年月日	●		回答欄の項目名のみ	「生年月日」	1	無	全角	4	－	－		11		
57		収入（　）	●		回答欄の項目名のみ	「収入（　）」	1	無	全角	4	－	－		11		
58		所得（　）	●		回答欄の項目名のみ	「所得（　）」	1	無	全角	4	－	－		11		
59		収入（　）	●		回答欄の項目名のみ	「収入（　）」	1	無	全角	4	－	－		11		
60		所得（　）	●		回答欄の項目名のみ	「所得（　）」	1	無	全角	4	－	－		11		
61		分離所得（特別控除前）	●		回答欄の項目名のみ	「分離所得（特別控除前）」	1	無	全角	11	－	－		11		
62		分離所得	●		回答欄の項目名のみ	「分離所得」	1	無	全角	4	－	－		11		
63		合計所得	●		回答欄の項目名のみ	「合計所得」	1	無	全角	4	－	－		11		

77	被扶養者の障害控除区分		●		「普通」か「特別」を丸する	「普通・特別」	1	無	全角	5	－	－		11		
75	連絡事項記入欄		●		回答欄の項目名のみ	「連絡事項」	1	無	全角	4	－	－		11		
64	ほかの者の扶養親族・専従者の場合記入欄	配偶者・扶養・専従者・年少扶養・特定親族特別控除の対象となっているかの選択	●		回答欄の項目名のみ	「配偶者・扶養・専従者・年少扶養・特親」	1	無	全角	12	－	－		11		
67		扶養者氏名フリガナ	●		回答欄の項目名のみ	「扶養者氏名フリガナ」	1	無	全角	9	－	－		11		
66		扶養者氏名	●		回答欄の項目名のみ	「扶養者氏名」	1	無	全角	5	－	－		11		
68		扶養者生年月日	●		回答欄の項目名のみ	「扶養者生年月日」	1	無	全角	7	－	－		11		
69		被扶養者との続柄	●		回答欄の項目名のみ	「被扶養者との続柄」	1	無	全角	8	－	－		11		
65		扶養者住所	●		回答欄の項目名のみ	「扶養者住所」	1	無	全角	5	－	－		11		
73		課税資料の選択	●		回答欄の項目名のみ	「課税資料の選択」	1	無	全角	7	－	－		11		
70		合計所得	●		回答欄の項目名のみ	「合計所得」	1	無	全角	4	－	－		11		
71		住民税額所得割額	●		回答欄の項目名のみ	「所」	1	無	全角	1	－	－		11		
72		住民税額均等割額	●		回答欄の項目名のみ	「均」	1	無	全角	1	－	－		11		
76	通知書番号		●		通知書番号を印字する	通知書番号を印字する	1	無	半角	20	－	－		11		
78	注意書き		●		「調査対象者に扶養控除限度額を超える所得がある場合は、課税資料等の写しを添付していただきますよう併せてお願いいたします。」	「調査対象者に扶養控除限度額を超える所得がある場合は、課税資料等の写しを添付していただきますよう併せてお願いいたします。」	1	無	全角	59	－	－		8		
79	注意書き		●		「扶養親族等の所得状況については、原則、情報提供ネットワークシステムを用いて照会しておりますが、当市でシステムを用いて照会できない被扶養者や、重複扶養につきましては、文書にて照会しております。」	「扶養親族等の所得状況については、原則、情報提供ネットワークシステムを用いて照会しておりますが、当市でシステムを用いて照会できない被扶養者や、重複扶養につきましては、文書にて照会しております。」	1	無	全角	95	－	－		8		

※　単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

95　令和８年８月31日　月曜日　官　報　（号外第193号）

別表第百三十七の三（第四条第十二号関係）

帳票ID	0100070	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	所得照会書（事業所・家屋敷課税者）	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
1	文書番号		●			番号補記＋第９９９９９９９９９号	1	無	番号型	15	－	－		11		
2	発行日		●			発行日	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－		11		
3	送付先	郵便番号	●			送達先欄に印字する郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
4		住所又は所在地	●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11		
5		首長肩書	●			首長職名	1	無	全角	16	－	○		11		
53		首長名	●			首長氏名	1	無	全角	12	－	－	印字無し	11		
6		担当部署名＋御中	●			（住民税担当課御中）	1	無	全角	10	－	－		11		
55		カスタマーバーコード	●			カスタマーバーコードを付す	－	－	バーコード	－	－	－	－	－		
7	発行者名	肩書き	●				1	無	全角	16/2	－	－		12		
8		首長名	●				1	無	全角	12	－	－		12		
9	公印		●		導入時に印字又は省略を選択	公印イメージ	1	無	－		－	－		11		
10	発行年度		●			照会文書タイトル前の年度 「令和９９年度」	1	無	日付型	11	－	－		11		
11	照会文書名		●			照会文書タイトル 「住民税課税状況について（照会）」	1	無	全角	15	－	－		11		
12	照会文	本文	●				1	有	全角		－	－		11		
13	記		●			記	1	無	全角	1	－	－		11		
14	返送期限		●			返送期限日	1	無	日付型	11	和暦/西暦	－		11		
15	お問い合わせ先	お問い合わせ先	●			【お問い合わせ先】	1	無	全角	9	－	－	－	11		
16		担当部署	●			例）●●●市役所　●民税課　課税係	2	有	全角	26	－	－	－	11		
17		郵便番号	●			郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
18		所在地	●			所在地	2	有	全角	26	－	－	－	11		
19		電話番号（内線番号）	●			電話番号（内線番号）	1	無	半角	26	－	－	－	11		
20		担当者名		●	導入時に以下のどちらかを選択する。 ①納税義務者別に担当者を自由入力で登録し、登録した担当者名を出力する ②調査書の発行時に担当者を登録（ユーザマスタから設定）する	担当者名	1	無	全角	10	－	－	－	11		
22	調査対象者情報（照会部）	氏名フリガナ	●				1	無	全角	40	－	－		11		
24		生年月日	●				1	無	日付型	11	和暦/西暦	－		11		
23		氏名	●				1	無	本人氏名型	38	－	－		11		
21		住所	●				1	無	住所型	38	－	－		11		
43	きりとり線		●		照会文と回答欄の切り離し用の線	----切り取り線----	1	無	全角	60	－	－		11		
44	宛先	首長肩書	●			肩書	1	無	全角	16	－	－		11		
50		首長名＋宛	●			首長名＋宛	1	無	全角	12	－	－		11		
45	回答日	回答　年月日	●			「年△△月△△日」	1	無	日付型	11	－	－		11		扶養親族の照会では元号の印字も行われている。
51		自治体名	●			自治体名	1	無	全角	11	－	－		11		

52	発行年度		●			回答書のタイトルに追加する年度	1	無	全角	6	－	－		11		
54	回答タイトル		●			住民税課税状況について（回答）	1	無	全角	20	－	－		11		
46	回答文	令和〇年〇月〇日≪文書番号≫の照会について、以下のとおり回答します。	●			発行日＋文書番号＋「の照会について、以下のとおり回答します。」	1	無	全角	46	－	－		11		
48	通知書番号		●		通知書番号を印字する	通知書番号を印字する	1	無	半角	20	－	－		11		
26	調査対象者情報（回答部）	氏名フリガナ	●				1	無	本人氏名型	40	－	－		11		
28		生年月日	●				1	無	日付型	11	和暦/西暦	－		11		
27		氏名	●				1	無	本人氏名型	38	－	－		11		
25		住所	●				1	無	住所型	38	－	－		11		
29	回答欄	住民登録有無の選択	●		回答欄の項目名のみ	「住民登録」	1	無	全角	4	－	－		11		
30		無の場合の理由	●		回答欄の項目名のみ	「無の場合の理由」	1	無	全角	7	－	－		11		
31		氏名フリガナ	●		回答欄の項目名のみ	「フリガナ」	1	無	全角	4	－	－		11		
33		生年月日	●		回答欄の項目名のみ	「生年月日」	1	無	全角	4	－	－		11		
32		氏名	●		回答欄の項目名のみ	「氏名」	1	無	全角	2	－	－		11		
34		住所	●		回答欄の項目名のみ	「住所」	1	無	全角	2	－	－		11		
35		課税資料の選択（給報・年報・確定申告書・住民税申告書・資料なし・未申告・その他）	●		回答欄の項目名のみ	「課税資料」	1	無	全角	4	－	－		11		
36		所得内訳	●		回答欄の項目名のみ	「所得内訳」	1	無	全角	4	－	－		11		
37		合計所得金額	●		回答欄の項目名のみ	「合計所得金額」	1	無	全角	6	－	－		11		
38		配偶者控除等の選択（一般の控除対象配偶者・老人控除対象配偶者・控除対象配偶者を除く同一生計配偶者・無）	●		回答欄の項目名のみ	「配偶者控除等」	1	無	全角	6	－	－		11		
39		扶養人数	●		回答欄の項目名のみ	「扶養人数」	1	無	全角	4	－	－		11		
40		本人該当の選択（生活扶助・障害者・寡婦・ひとり親・未成年）	●		回答欄の項目名のみ	「本人該当」	1	無	全角	4	－	－		11		
42	均等割の課税の有無		●			「均等割の課税の有無」	1	無	全角	9	－	－		11		
41	連絡事項記入欄		●		回答欄の項目名のみ	「連絡事項」	1	無	全角	4	－	－		11		
47	回答者		●			送付先自治体名	1	無	全角	7	－	－		11		
49	注意書き		●		回答時の参考に以下の固定文言を印字。 ※住民登録無しの場合は、理由として異動事由（転出・転入・死亡）と事象が発生した時期（可能な限り具体的な日付）について記載してください。 ※「転入前・転出先住所」を把握している場合、課税資料として「その他」を選択した場合は連絡事項として詳細を記載してください。	※住民登録無しの場合は、理由として異動事由（転出・転入・死亡）と事象が発生した時期（可能な限り具体的な日付）について記載してください。 ※「転入前・転出先住所」を把握している場合、課税資料として「その他」を選択した場合、被扶養者の場合は連絡事項として詳細を記載してください。	1	無	全角	35	－	－		11		固定文言を印字

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百三十八の二（第四条第十三号関係）

帳票ID	0100095	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	所得証明書	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	帳票名		●		「所得証明書」の固定文言を印字 なお、個人住民税と森林環境税の課税状況が異なる場合であっても、別々の証明書を出力するのではなく、同一証明書の中で記載されるものとなる。 <個人住民税が非課税で森林環境税が課税の場合> 「非課税証明書」が出力され、森林環境税の項目は課税額を印字	発行時の指定は課税状況により以下の見出しを切り替えて編集する。 <所得証明書を選択した場合> ・「所得証明書」を印字 <課税証明書を選択した場合> ・「課税証明書」を印字 <課税証明を選択時、非課税者（被扶養者で申告がない場合を含む）に該当する場合> ・「非課税証明書」を印字	1	無し	全角	12	－	－		18		
13	証明年度		●		「証明書発行年度（証明対象年分）」の形式で出力 【印字例】 令和２年度（令和元年分）	課税対象年度を記載する	1	無し	日付型	14	和暦	－		9		
3	証明書対象者	住所	●		賦課期日時点の住所とするか現在の住所とするか導入時に選択 転出者の場合は、印字内容の任意入力が可能		1	無し	住所型	40/2	－	○		11		
4		氏名	●		印字内容の任意入力が可能 外国人など通称名の選択が可 賦課期日時点の氏名とするか現在の氏名とするかは導入時に選択		1	連続	本人氏名型	40/2	－	○		11		
5		生年月日	●			日本人の場合　生年月日型（日本人） 外国人の場合　生年月日型（外国人）	1	無し	日付型	11	和暦/西暦	－		11		
16	収入・所得の内訳	合計収入・所得の内訳（種類名）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※収入・所得がある全ての種類を印字 ※証明する所得が全くない場合や、印字されている種類以外に所得がない場合は「＊以下余白＊」と印字 ※該当を出力する場合は以下の順で印字する 【収入】 給与収入、 （うち障従給与収入）、 年金収入 【所得】 営業所得、農業所得、 不動産所得、利子所得、 配当所得、 給与所得、（うち所得金額調整控除）、 公的年金等雑所得、業務雑所得、その他雑所得、 譲渡・一時所得、 山林所得、 退職所得、 特別控除前・分離短期譲渡所得、 特別控除後・分離短期譲渡所得、 特別控除前・分離短期譲渡-軽減所得、 特別控除後・分離短期譲渡-軽減所得、 特別控除前・分離長期譲渡所得、 特別控除後・分離長期譲渡所得、 特別控除前・分離長期譲渡一般良住宅等所得、 特別控除後・分離長期譲渡一般良住宅等所得、 特別控除前・分離長期譲渡一居住用財産所得、 特別控除後・分離長期譲渡一居住用財産所得、 株式等の譲渡所得、 上場株式等の配当等所得、 先物取引所得 特定居住用財産の譲渡損失 表示しきれない所得についてはその他所得とし、合算して表示する。	所得金額を19個まで記載する。 余白が発生する場合、最後に印字した項目の次に名称の部分は「＊以下余白＊」を記載する。 ・【収入】に記載された項目は、金額○0 ・【所得】に記載された項目は、申告された所得の種類を0を含め表示 ・給与年金は収入も ・分離は特別控除前、後	1～19	無し	全角	－	－	－		9		
17		合計収入・所得の内訳（金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※証明する所得が全くない場合や、印字されている種類以外に所得がない場合は「**********」と印字	余白が発生する場合、最後に印字した項目の次に「**********」を記載する。		無し	数値型	14	－	－		9		
14	合計所得金額		●		印字有無を出力時に任意に選択 0円の場合、0円を印字 ただし、被扶養者で本人の申告が無い場合は、合計所得金額欄は「0」でなく、アスタリスクを印字	合計所得金額を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9		
35	繰越控除額		●		印字有無を出力時に任意に選択	繰越損失控除額を印字する	1	無し	数値型	14	－	－		9		
34	総所得金額等		●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「**********」を表示	総所得金額等を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9		
15	合計所得金額説明		●		備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。	「合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。」を記載する。	1	無し	全角	－	－	－		9		

19	所得控除	所得控除の内訳（種類名）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「＊以下余白＊」と印字 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 特定親族特別控除 基礎控除 雑損控除 医療費控除 表示しきれない所得控除についてはその他所得控除とし、合算して表示する。	所得控除を13個まで記載する。 余白が発生する場合、最後に印字した項目の次に名称の部分は「＊以下余白＊」を記載する。	1～13	無し	全角	－	－	－		9		
20		所得控除の内訳（金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	余白が発生する場合、最後に印字した項目の次に「**********」を記載する。		無し	数値型	14	－	－		9		
21		所得控除合計	●		※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	所得控除合計を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9		
32	課税標準額	区分ごとの名称	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「＊以下余白＊」を表示 総所得 山林 退職 分離短期譲渡一般 分離短期譲渡軽減 分離長期譲渡一般 分離長期譲渡特定 分離長期譲渡軽課 一般株式等譲渡 上場株式等譲渡 上場株式等配当 先物取引 特例肉用牛 表示しきれない所得控除についてはその他課税標準とし、合算して表示する。	課税標準額を6個まで記載する。 余白が発生する場合、最後に印字した項目の次に名称の部分は「＊以下余白＊」を記載する。	1～6	無し	全角	－	－	－		9		
33		区分ごとの金額	●		印字有無を出力時を任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「**********」を表示	余白が発生する場合、最後に印字した項目の次に「**********」を記載する。		無し	数値型	14	－	－		9		
37		（一般・老人）控除対象配偶者の有無	●		※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「****」を表示	以下の区分で印字すること。 ・控除対象配偶者の場合は"控配" ・控除対象配偶者老人の場合は"控配老" ・同一生計配偶者の場合は"同配"	1	無し	全角	－	－	－		9		証明年度によってタイトルを打ち分ける（控除対象配偶者、同一生計配偶者）
52		（一般・老人）同一生計配偶者の有無		●	※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「****」を表示	以下の区分で印字すること。 ・同一生計配偶者老人の場合は"同配老"	1	無し	全角	－	－	－		9		証明年度によってタイトルを打ち分ける（控除対象配偶者、同一生計配偶者）
36	人的控除内訳		●		※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「****」を表示	老人（同居）、特定、16歳未満、その他、障害者（特別、同居、その他）の人数	8	無し	数値型	2	－	－		9		
56		特定親族特別控除対象者の人数	●		※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「****」を表示	特定親族特別控除対象者の人数	1	無し	数値型	2	－	－		9		
38		本人控除該当の有無・内訳	●		※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「****」を表示	未成年、特別障害、その他障害、寡婦、 特別寡婦、寡夫、ひとり親、勤労学生 ※該当する場合に見出しと、「該当」を印字する。該当しない場合は空白とする。 ※年度により存在しない控除については、印字しないことを選択できること。（行は詰めず欄はそのままとする。）	1	無し	全角	－	－	－		9		
22	税額控除等	税額控除前所得割額（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税、都道府県民税の税額控除前所得割額を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9		
23		調整控除額（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税分及び都道府県民税分調整控除額（項目名称及び金額）を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9		
25		配当控除（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税分及び都道府県民税分配当控除（項目名称及び金額）を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9		

99　令和８年８月31日　月曜日　官　報　（号外第193号）

26		住宅借入金等特別税額控除額（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税分及び都道府県民税分住宅借入金等特別税額控除額（項目名称及び金額）を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
27		寄附金税額控除額（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税分及び都道府県民税分寄附金税額控除額（項目名称及び金額）を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
28		外国税額控除（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税分及び都道府県民税分外国税額控除（項目名称及び金額）を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
29		所得割調整額（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税分及び都道府県民税分所得割調整額（項目名称及び金額）を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
30		配当割額・株式等譲渡所得割額控除額（項目名称及び金額）	●		印字有無を出力時に任意に選択 ※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合は「**********」と印字	市区町村民税分及び都道府県民税分配当割額・株式等譲渡所得割額控除額（項目名称及び金額）を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
31		所得割額（項目名称及び金額）	●		※所得証明書を発行する際に印字の有無を選択 ※印字しない場合「**********」を表示	市区町村民税分及び都道府県民税分市区町村民税、都道府県民税の所得割額を記載する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
7	所得割・均等割	減免前所得割額	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	市区町村民税分及び都道府県民税分に分けて印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
9		所得割減免額	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	市区町村民税分及び都道府県民税分に分けて印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
53		減免後所得割額	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	市区町村民税分及び都道府県民税分に分けて印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
54		減免前均等割額	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	市区町村民税分及び都道府県民税分に分けて印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
55		均等割減免額	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	市区町村民税分及び都道府県民税分に分けて印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
11		減免後均等割額	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	市区町村民税分及び都道府県民税分に分けて印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
46	森林環境税額	免除前森林環境税額	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、または森林環境税が非課税となる場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」 ＜個人住民税が非課税で森林環境税が課税の場合＞ 「非課税証明書」が出力され、森林環境税の項目は課税額を印字		1	無し	数値型	14	－	－		9			
47		森林環境税免除額	●		免除がある場合は、免除前、免除後をそれぞれ印字 印字有無を出力時に任意に選択 印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」 ＜個人住民税が非課税で森林環境税が課税の場合＞ 「非課税証明書」が出力され、森林環境税の項目は課税額を印字	森林環境税の免除額を印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			
48		免除後森林環境税額	●		印字有無を出力時に任意に選択 印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」 ＜個人住民税が非課税で森林環境税が課税の場合＞ 「非課税証明書」が出力され、森林環境税の項目は課税額を印字		1	無し	数値型	14	－	－		9			
6	年税額	年税額減免・免除前	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	個人住民税および森林環境税の年税額を印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9			

50		年税額減免・免除後	●		印字有無を出力時に任意に選択 被扶養者で本人の申告がない場合、印字する情報を選択し設定する。 ①「０」 ②「**********」	個人住民税および森林環境税の年税額を印字する。	1	無し	数値型	14	－	－		9		
45	備考	特記事項等	●		導入時に、以下の中から印字する情報を選択し、設定 ・被扶養者で本人の申告がない場合 「この証明書は記載省略のない書式です。　**部分は該当がないため表示されません」 ・被扶養者の場合　「被扶養者」 ・家屋敷が設定されている場合 「地方税法第２４条第１項第２号該当　地方税法第２９４条第１項第２号該当」 ・配当割額・株式等譲渡所得割額控除額がある場合 「税額は源泉徴収、配当割額・株式等譲渡所得割額控除後、１００円未満の端数処理後の金額です」 ・青色申告者の事業所得は青色申告特別控除後の金額 ・白色事業専従者―配有、他○人 ・分離譲渡所得は特別控除適用前の金額 ・「青色申告」（青色申告している方の証明書に印字） ・自由記入（出力画面にて制御　自由な言葉を入れられる） ・租税条約非課税者の場合「租税条約非課税者」 ・個人住民税が非課税の場合、該当する文言を印字 「地方税法第295条第1項第1号該当により非課税」 「地方税法第295条第1項第2号該当により非課税」 「地方税法第295条第3項該当により非課税」 「地方税法第24条の5第1項第1号及び第295条第1項第1号該当により非課税」 「地方税法第24条の5第1項第2号及び第295条第1項第2号該当により非課税」 「地方税法第24条の5第1項第3号及び第295条第3項該当により非課税」 ・森林環境税が非課税の場合、該当する文言を印字 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項第1号該当により非課税」 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項第2号該当により非課税」 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項第3号該当により非課税」	非課税条文、被扶養情報、任意の文言など	4	無し	全角	50/4	－	－		9		
41	証明文		●		例：上記のとおり相違ないことを証明する。 印字内容の任意入力が可能	「上記のとおり、相違ないことを証明します。」など、任意に設定する内容を記載する。	1	無し	全角	40	－	－		11		
2	文書番号		●			番号補記＋第９９９９９９９９９号	1	無し	番号型	－	－	－		12		
51	発行番号			●			1	無し	全角	任意	－	－		11		
44	発行日		●			発行年月日を記載する。	1	無し	日付型	11	和暦	－		11		
40	首長肩書		●		例：○○県▲▲市長　××　□□	肩書を記載する。	1	無し	全角	16/2	－	－		11		
49	首長氏名		●			首長名を記載する。	1	無し	全角	12	－	－		11		
42	公印		●				1	無し	－	－	－	－		－		
43	ただし書き（電子公印について）	この証明書は黒色の電子公印を使用しています。	●			「この証明書は黒色の電子公印を使用しています。」を記載する。	1	無し	全角	－	－	－		11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百三十九の二（第四条第十四号関係）

帳票ID	0100154	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	減免・免除決定通知書	

項番	印字項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	文書番号		●			番号補記＋第９９９９９９９９９号	1	無	数値型	15	－	－	－	11		
2	通知日		●			＜和暦を選択した場合＞ 令和Ｚ９年Ｚ９月Ｚ９日 ＜西暦を選択した場合＞ ９９９９年Ｚ９月Ｚ９日 ※選択した日付編集仕様で印字	1	無	日付型	11	－	－	－	11		
4	送付先	郵便番号	●			送達先欄に印字する郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
5		住所又は所在地	●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11		
6		氏名又は名称	●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11		納税管理人等に送付する場合は、機能要件の規定に従い印字
7		カスタマーバーコード	●			カスタマーバーコードを付す	－	－	バーコード	－	－	－	－	－		
8	発行者名	肩書き	●				1	有	全角	16/2	－	－	－	11		
9		首長名	●				1	無	全角	12	－	－	－	11		
3	公印		●			公印イメージ	1	無	－	－	－	－	－	－		
10	帳票名	市区町村	●			導入自治体に合わせて、市／区／町／村を設定する。 タイトルは以下の文言を想定。 ①個人住民税の減免及び森林環境税の免除がある場合 「Ｎ民税・Ｎ民税・森林環境税　減免・免除決定通知書」 ②個人住民税のみが減免となる場合 「Ｎ民税・Ｎ民税　減免決定通知書」 ③森林環境税のみが免除となる場合 「森林環境税　免除決定通知書」	1	無	全角	1	－	－	－	14		
11		都道府県	●			導入自治体に合わせて、都／道／府／県を設定する。	1	無	全角	1	－	－	－	11		
12	控え			●		控え出力の場合、控え分に『（控）』を設定	1	無	全角	3	－	－	－	11		
13	通知文	通知文本文	●		出力時に和暦又は西暦を選択する想定される文言について、必要に応じて出力できること。	導入自治体に合わせて設定する。 以下の文言を想定。 ①個人住民税の減免及び森林環境税の免除がある場合 「NNNN年XX月XX日付けで申請のありました○民税・○民税の減免及び森林環境税の免除については、地方税法第４５条、第３２３条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第１１条並びに△△○税条例第□□条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。」 ②個人住民税のみが減免となる場合 「NNNN年XX月XX日付けで申請のありました○民税・○民税の減免については、地方税法第４５条及び第３２３条並びに△△○税条例第□□条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。」 ③森林環境税のみが免除となる場合 「NNNN年XX月XX日付けで申請のありました森林環境税の免除については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第１１条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。」 ※○には導入自治体に合わせて、市区町村、都道府県を設定する。△△には導入自治体名を設定する。□□には各自治体の減免に関する条例を設定する。	2	無	全角	50	－	－	－	11		
14	減免情報	課税年度	●			＜和暦を選択した場合＞ 令和Ｚ９年度 ＜西暦を選択した場合＞ ９９９９年度 ※選択した日付編集仕様で印字	1	無	全角	6	和暦	－	－	11		
15		減免・免除決定内容	●				1	無	全角	20	－	－	－	11		
16		減免・免除理由	●				1	無	全角	15	－	－	－	11		
17		賦課期日住所	●			賦課期日時点の住所を設定する。	2	有	住所型	40	和暦	○	－	11		
18		納税者氏名	●			賦課期日時点の氏名を設定する。	1	無	本人氏名型	40	和暦	○	－	11		
19		税額		●		999,999,999,999	1	無	数値型	14	－	－	印字無し	9	9	
20		減免・免除額		●		999,999,999,999	1	無	数値型	14	－	－	印字無し	9	9	
21	教示文	市区町村１	●			導入自治体に合わせて、市／区／町／村を設定する。	1	無	全角	1	－	－	－	10		
22		市区町村２	●			導入自治体に合わせて、市／区／町／村を設定する。	1	無	全角	1	－	－	－	10		
23		市区町村３	●			導入自治体に合わせて、市／区／町／村を設定する。	1	無	全角	1	－	－	－	10		
24	お問い合わせ先	お問い合わせ先	●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11		
25		担当部署	●			例）●●市役所　●民税課　課税係	2	有	全角	26	－	－	－	11		
26		郵便番号	●			郵便番号 （「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
27		所在地	●			所在地	2	有	全角	26	－	－	－	11		
28		電話番号（内線番号）	●			電話番号（内線番号）	1	無	半角	26	－	－	－	11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別紙89

帳票ＩＤ	0110001	適合基準日：令和８年４月１日

別紙90

帳票ＩＤ	0110002	適合基準日：令和８年４月１日

別紙91

帳票ＩＤ	0110004	適合基準日：令和８年４月１日

別紙92

25		均等割月数	●		算定期間中において事務所等を有していた月数 【指定都市要件】 行政区ごとの均等割月数、均等割額を出力できること。	例）6月	1	無	半角	2	―	―	空白	10	―	
26		この申告により納付すべき均等割額	●		【指定都市要件】 行政区ごとの均等割月数、均等割額を出力できること。		1	無	半角	12	―	―	空白	10	―	カンマ区切りに編集する。

別紙93

帳票ＩＤ	0110010	適合基準日：令和８年４月１日

別紙94

1	法人管理番号		●				1	無	半角	任意	―	―	空白	9	―	※法人管理番号以下全ての項目において、ブランク発行可の制御を行えること。

別紙95

20	予定申告額	①前事業年度の法人税割額（⑪の金額）	●				1	無	半角	14	－	－	空白	11	－	末尾2桁は固定文字列とする。 非表示も可とする。

別紙96

27	前事業年度の法人税割額の明細	（特別控除取戻税額等） ⑤課税標準となる法人税額	●				1	無	半角	14	－	－	空白	11	－	非表示も可とする。

別紙97

31		⑪外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	●				1	無	半角	14	－	－	空白	11	－	非表示も可とする。

別紙98

36		⑭⑪のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	●				1	無	半角	14	－	－	空白	11	－	非表示も可とする。

別紙99

41	前事業年度の期間：事業年度開始	元号		●		例）令和	1	無	全角	2	－	－	空白	10	－	以下、前０埋めは行わない。 元年は「1」表記とする。

別紙100

45	前事業年度の期間：事業年度終了	元号		●		例）令和	1	無	全角	2	－	－	空白	10	－	以下、前０埋めは行わない。 元年は「1」表記とする。

別紙101



別紙102

帳票ＩＤ	0110016	適合基準日：令和８年４月１日

別紙103



別紙104

帳票ＩＤ	0110019	適合基準日：令和８年４月１日

別紙105



別紙106

帳票ＩＤ	0110024	適合基準日：令和８年４月１日

帳票ＩＤ	0110027	適合基準日：令和８年４月１日

別紙108

17	申告情報（予定申告の場合）	前事業年度の法人税割額		●			1	無	半角	12	－	－	空白	10	－	カンマ区切りに編集する。	

別紙109

21		前事業年度の法人税割額の明細情報		●			1	無	半角	12	－	－	空白	10	－	カンマ区切りに編集する。	

別紙110

19	登記情報	登記事由	●		ただし、未登記の場合は原因事項を記載するもの。 備考に印字する。	登記事由	1	無	全角	6	－	－	空白	11		
20	登記情報	備考	●		登記事由・原因事由等を印字する欄。	登記情報・現況情報の備考	1	有	全角	50/5	－	－	空白	11		

別紙111

17	登記情報	登記事由	●		ただし、未登記の場合は原因事由を記載するもの。 備考に印字する。	登記事由	1	無	全角	6	－	－	空白	11		
18	登記情報	備考	●		登記事由・原因事由等を印字する欄。	登記情報・現況情報の備考	1	有	全角	50/5	－	－	空白	11		

別紙112

23	資産情報明細	課税標準の特例	率	●			特例率	20	無	半角	5	－	－	－	11	－	「99/99」で出力
24	資産情報明細	課税標準の特例	コード	●			特例コード	20	無	半角	4	－	－	－	11	－	

別紙113

53	資産情報明細	課税標準の特例	率	●		複写式（入力用）											※複写想定のため記載なし
54	資産情報明細	課税標準の特例	コード	●		複写式（入力用）											※複写想定のため記載なし

別紙114

23	資産情報明細	課税標準の特例	率	●			特例率	20	無	半角	5	－	－	－	11	－	「99/99」で出力
24	資産情報明細	課税標準の特例	コード	●			特例コード	20	無	半角	4	－	－	－	11	－	

107　令和８年８月31日　月曜日　官　報　（号外第193号）

別表第百七十五の四（第六条第二十三号関係）

帳票ＩＤ	0120057	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）	

項番	表示項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	請元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通		帳票タイトル	●		※明細行が不足する場合は、次頁に同様の帳票を作成し記載する。	帳票タイトル「名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）」	1	無	全角	24	－	－	－	12		
2	共通		課税年度	●			課税年度	1	無	日付型	11	和暦	－	－	8		「令和XX年度」と表記
3	共通		発行年月日	●			発行年月日	1	無	日付型	11	和暦	－	－	8		「令和XX年XX月XX日」と表記
4	共通		賦課期日現在	●			賦課期日	1	無	日付型	13	和暦	－	－	8		「令和XX年XX月XX日現在」と表記
5	共通	発行者名	肩書き		●	・本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 ・印字有無を団体が選択できること。	首長肩書など。 例）●●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
6	共通	発行者名	首長名		●	・本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 ・印字有無を団体が選択できること。	首長名など。 例）●●●●●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
7	共通		文書番号	●		・本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。	番号補記＋第９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	－	－	空白	8		
8	共通		電子公印	●		・本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。	電子公印	1	無	－	－	－	－	空白	任意		
9	共通		備考	●			全体の備考	1	有	全角	45/4	－	－	空白	6		
10	共通		ページ	●			ページNN／NNページ形式で編集	1	無	半角	15	－	－	－	11		
11	納税義務者情報		住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	－	○	空白	8		
12	納税義務者情報		氏名又は名称	●			納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	20/2	－	○	空白	8		
13	納税管理人等情報		住所又は所在地		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	納税管理人住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	－	○	空白	8		
14	納税管理人等情報		氏名又は名称		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	納税管理人氏名又は名称	1	有	全角	20/2	－	○	空白	8		
15	土地・家屋		資産区分（土地・家屋の別）	●			資産区分（土地・家屋の別）	4	無	全角	2	－	－	－	8		
16	土地	現況情報	所在地	●			土地の所在地番	4	無	全角	50	－	○	空白	8		
17	土地	現況情報	従前地又は仮換地の所在地		●	・印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字	従前地又	4	有	全角	9/4	－	○	空白	7		
18	土地	登記情報	登記名義人氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考の２行目に編集する。	4	有	全角	76	－	○	空白	7		
19	土地		不動産番号	●			不動産番号	4	無	半角	13	－	－	空白	7		
20	土地	現況情報	物件番号		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	4	有	全角	12	－	－	空白	8		
21	土地	登記情報	地目	●			登記地目名称	4	無	全角	10	－	○	空白	8		
22	土地	登記情報	地積（㎡）	●			登記地積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
23	土地	現況情報	地目	●			現況地目名称	4	無	全角	10	－	○	空白	8		
24	土地	現況情報	地積（㎡）	●			現況地積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
25	土地	現況情報	土地の上に存する住宅の戸数		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	土地の上に存する住宅の戸数	4	無	半角	3	－	－	空白	7		「ZZ9」と表記
26	土地	現況情報	小規模住宅用地地積（㎡）	●			小規模住宅用地地積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
27	土地	現況情報	一般住宅用地地積（㎡）	●			一般住宅用地地積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）

28	土地	現況情報	上記以外の地積（㎡）	●			上記以外の地積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
29	土地		評価額	●			土地の評価額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
30	土地	固定資産税	前年度課税標準額又は比準課税標準額	●			固定資産税 土地の前年度課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
31	土地	固定資産税	本則課税標準額	●			固定資産税 本則課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
32	土地	固定資産税	小規模住宅用地負担水準	●			固定資産税 小規模住宅用地負担水準	4	無	半角	1,3	－	－	空白	8		「9.999」と表記
33	土地	固定資産税	一般住宅用地負担水準	●			固定資産税 一般住宅用地負担水準	4	無	半角	1,3	－	－	空白	8		「9.999」と表記
34	土地	固定資産税	上記以外の負担水準	●			固定資産税 小規模住宅用地及び一般住宅用のどちらにも該当しない土地の負担水準	4	無	半角	1,3	－	－	空白	8		「9.999」と表記
35	土地	固定資産税	負担調整率		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	固定資産税 負担調整率	4	無	半角	1,3	－	－	空白	7		「9.999」と表記
36	土地	固定資産税	課税標準額	●			固定資産税 課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
37	土地	固定資産税	小規模住宅用地課税標準額	●			固定資産税 小規模住宅用地課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
38	土地	固定資産税	一般住宅用地課税標準額	●			固定資産税 一般住宅用地課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
39	土地	固定資産税	上記以外の課税標準額	●			固定資産税 上記以外の課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
40	土地	固定資産税	相当税額	●			固定資産税 相当税額	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
41	土地	都市計画税	前年度課税標準額又は比準課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 前年度課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
42	土地	都市計画税	本則課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 本則課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
43	土地	都市計画税	小規模住宅用地負担水準	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 小規模住宅用地負担水準	4	無	半角	1,3	－	－	空白	7		「9.999」と表記
44	土地	都市計画税	一般住宅用地負担水準	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 一般住宅用地負担水準	4	無	半角	1,3	－	－	空白	7		「9.999」と表記
45	土地	都市計画税	上記以外の負担水準	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 小規模住宅用地及び一般住宅用のどちらにも該当しない土地の負担水準	4	無	半角	1,3	－	－	空白	7		「9.999」と表記
46	土地	都市計画税	負担調整率		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	都市計画税 負担調整率	4	無	半角	1,3	－	－	空白	7		「9.999」と表記
47	土地	都市計画税	課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 土地の課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
48	土地	都市計画税	小規模住宅用地課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 小規模住宅用地課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
49	土地	都市計画税	一般住宅用地課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 一般住宅用地課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）

50	土地	都市計画税	上記以外の課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 上記以外の課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
51	土地	都市計画税	相当税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 土地の相当税額	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
52	土地	現況情報	区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	●			土地の区分所有の持分割合	4	無	半角	29	－	－	空白	8		「ZZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
53	土地		課税標準の特例措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 複数類型が登録されている場合の優先順位についてはパッケージの実装方法に委ねることとする。	土地の課税標準の特例措置の類型	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
54	土地		非課税地積	●			非課税地積	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
55	土地		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 複数類型が登録されている場合の優先順位についてはパッケージの実装方法に委ねることとする。	土地の非課税措置の類型	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
56	土地		税額の減額措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 複数類型が登録されている場合の優先順位についてはパッケージの実装方法に委ねることとする。	土地の税額の軽減措置の類型	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
57	土地		減免措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 複数類型が登録されている場合の優先順位についてはパッケージの実装方法に委ねることとする。	土地の減免措置の類型	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
58	土地		都市計画区分		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	都市計画区分	4	無	全角	7	－	－	空白	7		
59	土地		生産緑地		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	生産緑地	4	無	全角	6	－	－	空白	7		
60	土地		軽減税額	●			土地の軽減税額	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
61	土地		減免税額	●			土地の減免税額	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
62	土地		備考	●			土地の備考	4	有	全角	80/2	－	○	空白	7		
63	土地		合計筆数		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。 登記の筆数なのか、評価対象土地のレコード数で管理している筆数かはシステムの実装に委ねる。	合計筆数	1	無	数値型	6	－	－	－	8		「ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
64	土地		合計評価額		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	土地合計評価額	1	無	数値型	13	－	－	－	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
65	土地	固定資産税	合計課税標準額	●		※共用土地を所有する場合、共用土地部分の課税標準額を除く。	固定資産税 合計課税標準額	1	無	数値型	13	－	－	－	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
66	土地	都市計画税	合計課税標準額	●		※共用土地を所有する場合、共用土地部分の課税標準額を除く。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 合計課税標準額	1	無	数値型	13	－	－	－	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
67	家屋	現況情報	所在地	●			家屋の所在地番	4	無	全角	50	－	○	空白	8		
68	家屋	登記情報	登記名義人氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考の２行目に編集する。	4	有	全角	76	－	○	空白	7		
69	家屋		不動産番号	●			不動産番号	4	無	半角	13	－	－	空白	8		
70	家屋		家屋番号	●			家屋番号	4	有	全角	9/2	－	－	空白	8		
71	家屋		従前の家屋番号		●	家屋番号が変更された家屋については、従前の家屋番号を「資産ごとの備考欄」に印字する。	従前の家屋番号	4	有	全角	9/2	－	－	空白	7		
72	家屋		物件番号		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	4	有	全角	12	－	－	空白	8		
73	家屋	現況情報	建築年	●			建築年	4	無	日付型	11	和暦	－	空白	8		「令和XX年」と表
74	家屋	現況情報	建築年月日		●	本項目を印字する場合は建築年項目は不要。	建築年月日	4	無	日付型	11	和暦	－	空白	8		「令和XX年XX月XX日」と表記
75	家屋	現況情報	増改築の別		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	増改築の別	4	無	全角	2	－	－	空白	7		「増築」又は「改築」と表記
76	家屋	登記情報	種類	●			種類名称	4	無	全角	10	－	○	空白	8		
77	家屋	現況情報	構造	●			構造名称	4	無	全角	10	－	○	空白	8		
78	家屋	現況情報	屋根	●			屋根名称	4	無	全角	10	－	○	空白	8		
79	家屋	現況情報	用途	●		「登記地目又は種類・用途」欄に印字する。	用途名称	4	無	全角	10	－	○	空白	8		
80	家屋	現況情報	階層	●			現況階層 「地上Z9地下Z9」形式で編集	4	無	全角	9	－	－	空白	8		
81	家屋	登記情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積が印字される。	登記床面積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
82	家屋	現況情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積に持ち分相当の共用部分の床面積を加えた床面積が印字される。	現況延床面積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）

83	家屋	現況情報	住宅部分床面積（㎡）		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	現況住宅部分床面積（㎡）	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
84	家屋		評価額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の評価相当額が印字される。	家屋評価額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし） 令和10年度課税分の帳票において本改訂が反映されていれば、令和9年度課税の帳票において対応する必要はない。
85	家屋	現況情報	区分所有家屋における1棟全体の評価額	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	家屋評価額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		
86	家屋	現況情報	区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の持分按分した評価相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 本項目は、区分所有家屋がタワーマンションの場合にのみ印字する想定。	家屋評価額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		
87	家屋	固定資産税	課税標準額	●		区分所有家屋である場合は、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。	固定資産税 家屋課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
88	家屋	固定資産税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の専有部分ごとの課税標準相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	固定資産税 家屋課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		
89	家屋	固定資産税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。	固定資産税 家屋相当税額	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
90	家屋	都市計画税	課税標準額	●		区分所有家屋である場合は、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税 家屋課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
91	家屋	都市計画税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の専有部分ごとの課税標準相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	都市計画税 家屋課税標準額	4	無	数値型	13	－	－	空白	7		
92	家屋	都市計画税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。	都市計画税	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロ
93	家屋	現況情報	区分所有の持分割合		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	家屋の区分所有の持分割合	4	無	半角	29	－	－	空白	7		「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
94	家屋		課税標準の特例措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 複数類型が登録されている場合の優先順位についてはパッケージの実装方法に委ねることとする。	家屋の課税標準の特例措置の類型	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
95	家屋		非課税床面積	●			非課税床面積	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
96	家屋		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 複数類型が登録されている場合の優先順位についてはパッケージの実装方法に委ねることとする。	家屋の非課税措置の類型	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
97	家屋		税額の減額措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する	家屋の税	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
98	家屋		減免措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 複数類型が登録されている場合の優先順位についてはパッケージの実装方法に委ねることとする。	家屋の減免措置の類型	4	無	全角	20	－	－	空白	7		
99	家屋		都市計画区分		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字す	都市計画	4	無	全角	7	－	－	空白	7		
100	家屋		新築住宅特例適用最終年の表示		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	新築住宅特例適用最終年の表示	4	無	日付型	11	和暦	－	空白	7		「令和XX年」と表記
101	家屋		新築住宅特例適用床面積		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字す	新築住宅	4	無	数値型	8,2	－	－	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」
102	家屋		軽減税額	●			家屋の軽減税額	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
103	家屋		減免税額	●			家屋の減免税額	4	無	数値型	11	－	－	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
104	家屋		備考	●			家屋の備考	4	有	全角	80/2	－	○	空白	7		
105	家屋		合計棟数		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。登記の棟数なのか、評価対象家屋のレコード数で管理している棟数かはシステムの実装に委ねる。	合計棟数	1	無	数値型	6	－	－	空白	8		「ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
106	家屋		合計評価額		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	家屋合計評価額	1	無	数値型	13	－	－	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
107	家屋	固定資産税	合計課税標準額	●			固定資産税合計課税標準額	1	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
108	家屋	都市計画税	合計課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税合計課税標準額	1	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
109	償却資産		課税標準額	●			償却資産課税標準額	1	無	数値型	13	－	－	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）

110	償却資産		数量		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	償却資産の合計の数量	1	無	数値型	13	−	−	空白	8		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
111	土地	固定資産税	免税点未満		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	土地の免税点判定	1	無	全角	9	−	−	空白	8		「土地免税点以上」又は「土地免税点未満」と表記
112	家屋	固定資産税	免税点未満		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	家屋の免税点判定	1	無	全角	9	−	−	空白	8		「家屋免税点以上」又は「家屋免税点未満」と印字
113	償却資産	固定資産税	免税点未満		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	償却資産の免税点判定	1	無	全角	9	−	−	空白	8		「償却資産免税点以上」又は「償却資産免税点未満」と印字
114	資産計	固定資産税	合計課税標準額	●			固定資産税合計課税標準額	1	無	数値型	13	−	−	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
115	資産計	固定資産税	軽減税額	●			固定資産税軽減税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
116	資産計	固定資産税	減免税額	●			固定資産税減免税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
117	資産計	固定資産税	軽減・減免前税額	●			固定資産税算出税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
118	資産計	固定資産税	共用土地税額	●			固定資産税区分所有家屋の底地である土地の税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
119	資産計	固定資産税	年税額	●			固定資産税年税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
120	共通	固定資産税	税率		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	固定資産税税率	1	無	半角	1,3	−	−	空白	8		例）1.432%
121	資産計	都市計画税	合計課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税合計課税標準額	1	無	数値型	13	−	−	空白	7		「Z,ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
122	資産計	都市計画税	軽減税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税軽減税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
123	資産計	都市計画税	減免税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税減免税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
124	資産計	都市計画税	軽減・減免前税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税算出税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
125	資産計	都市計画税	共用土地税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税区分所有家屋の底地である土地の税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
126	資産計	都市計画税	年税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都市計画税年税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
127	共通	都市計画税	税率		●	印字する場合は「全体の備考欄」に印字する。	都市計画税税率	1	無	半角	1,3	−	−	空白	8		例）0.321%
128	資産計	固定資産税及び都市計画税	年税額	●			年税額	1	無	数値型	11	−	−	空白	8		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
129	資産計	固定資産税及び都市計画税	各期税額	●			各期税額	6	無	数値型	11	−	−	空白	7		「ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9」と表記（前ゼロなし）
130	土地	固定資産税	共用土地課税標準額		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	土地の固定資産税共用土地の課税標準額	1	無	数値型	13	−	−	−	18		
131	土地	都市計画税	共用土地課税標準額		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	土地の都市計画税共用土地の課税標準額	1	無	数値型	13	−	−	−	18		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

80	家屋	現況情報	階層	●			現況階層「地上Z9 地下Z9」形式で編集	4	無	全角	9	−	−	空白	8		

別表第百八十の四（第六条第二十八号関係）

帳票ID	0120068	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	課税明細書（不定形）	

項番	表示項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通		帳票タイトル	●		都市計画税を課税しない団体は、タイトルから都市計画税という文言を削除した状態で表示する。 ※明細行が不足する場合は、次頁に同様の帳票を作成し記載する。	帳票タイトル "固定資産税・都市計画税（土地・家屋）　課税明細書"	1	無	全角	24	―	―	―	12		
2	共通		課税年度	●			課税年度 帳票タイトルの左側に印字。 例）NN3年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	12		
3	共通		賦課年度	●			賦課年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	12		
4	共通		発行年月日	●			発行年月日（発送日）	1	無	日付型	11	和暦	―	―	7		
5	共通		通知書番号	●			通知書番号	1	無	番号型	20	―	―	―	9		
6	共通	発行者名	肩書き	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	―	―	―	8		
7	共通	発行者名	首長名	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	―	―	―	8		
8	共通		ページ	●			ページ NN／NN　ページ形式で編集	1	無	半角	15	―	―	―	7		
9	納税義務者情報		住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	―	○	―	7		
10	納税義務者情報		氏名又は名称	●			納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	20/2	―	○	―	7		
11	土地・家屋		資産区分（土地・家屋の別）	●			資産区分 "土地"もしくは"家屋"	3	無	全角	2	―	―	―	7		
12	土地	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は備考に印字する。	登記名義人氏名又は名称	3	有	全角	17/2	―	○	―	6		
13	土地	現況情報	所在地	●			土地の所在地	3	有	全角	28	―	○	―	7		
14	土地	登記情報	不動産番号	●			不動産番号	3	無	半角	13	―	―	―	6		
15	土地	現況情報	物件番号		●	印字する場合は備考に印字する。	物件番号	3	有	全角	12	―	―	空白	6		
16	土地	登記情報	地目	●			登記地目名称	3	無	全角	24	―	―	―	6		
17	土地	現況情報	地目	●			現況地目名称	3	無	全角	24	―	―	―	6		
18	土地	登記情報	地積（㎡）	●			登記地積	3	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
19	土地	現況情報	地積（㎡）	●			課税地積	3	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
20	土地	現況情報	課税地積のうち小規模住宅用地地積（㎡）		●	表示/非表示を選択可とする。	小規模住宅地積 小数点以下2桁	3	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
21	土地	現況情報	課税地積のうち一般住宅用地地積（㎡）		●	表示/非表示を選択可とする。	一般住宅用地積 小数点以下2桁	3	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
22	土地	現況情報	課税地積のうち上記以外の地積（㎡）		●	表示/非表示を選択可とする。	上記以外の地積 小数点以下2桁	3	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
23	土地		区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	●		当該土地に区分所有家屋が存する場合に印字される項目とする。	区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	3	無	半角	29	―	―	―	7		「ZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
24	土地	現況情報	非課税措置の適用を受ける地積（㎡）	●			非課税地積 小数点以下2桁	3	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
25	土地	現況情報	非課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	非課税事由	3	無	全角	24	―	―	―	6		
26	土地	現況情報	評価額	●			土地評価額	3	無	数値型	13	―	―	―	6		
27	土地		備考	●			土地の備考	3	有	全角	80/2	―	○	―	6		
28	家屋	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は備考に印字する。	登記名義人氏名又は名称	3	有	全角	17/2	―	○	―	6		
29	家屋	現況情報	所在地	●			家屋の所在地	3	有	全角	28	―	○	―	7		
30	家屋	登記情報	不動産番号	●			不動産番号	3	無	半角	13	―	―	空白	6		
31	家屋	登記情報	家屋番号	●			家屋番号	3	無	全角	18	―	―	―	6		
32	家屋	現況情報	物件番号		●	印字する場合は備考に印字する。	物件番号	3	有	全角	12	―	―	空白	6		
33	家屋	現況情報	建築年	●			建築年次 例 "平成30年"	3	無	日付型	11	和暦	―	―	6		
34	家屋	現況情報	建築年月日		●	本項目を印字する場合は建築年項目は不要。	建築年月日 例 "平成30年12月12日"	3	無	日付型	11	和暦	―	―	6		
35	家屋		主棟と附属棟の別		●	「主棟」「附属棟」等と印字する方法のほか、「1-1」「1-2」等番号で印字する方法も可能 印字する場合は備考に印字する。	"主棟"もしくは"附属棟" 増築区分を元に出力	3	無	全角	3	―	―	―	6		
36	家屋	現況情報	構造	●			構造名称	3	無	全角	5	―	―	―	6		
37	家屋	登記情報	種類	●			種類名称	3	無	全角	15	―	―	―	6		
38	家屋	現況情報	用途	●			用途名称	3	無	全角	15	―	―	―	6		
39	家屋	現況情報	屋根	●			屋根名称	3	無	全角	5	―	―	―	7		
40	家屋	現況情報	階層	●			現況階層 「地上Z9 地下Z9」形式で編集	3	無	全角	9	―	―	―	7		
41	家屋	現況情報	増改築区分		●	印字する場合は備考に印字する。	増築区分 "有"もしくは"無"	3	無	全角	1	―	―	―	6		
42	家屋	現況情報	区分所有家屋の持分割合		●	印字する場合は備考に印字する。	家屋の区分所有の持分割合	3	無	半角	29	―	―	空白	6		「ZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）

43	家屋	登記情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積が印字される。	登記床面積1階 + 登記床面積1階以外	3	無	数値型	8,2	－	－	－	6		
44	家屋	現況情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積に持ち分相当の共用部分の床面積を加えた床面積が印字される。	床面積1階 + 床面積1階以外	3	無	数値型	8,2	－	－	－	6		
45	家屋		備考	●			家屋の備考	3	有	全角	80/2	－	○	－	6		
46	家屋	現況情報	非課税措置の適用を受ける床面積（㎡）	●			非課税床面積 小数点以下2桁	3	無	数値型	8,2	－	－	－	6		
47	家屋	現況情報	非課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	非課税事由	3	無	全角	24	－	－	－	6		
48	家屋	現況情報	評価額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の評価相当額が印字される。	家屋評価額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		令和10年度課税分の帳票において本改訂が反映されていれば、令和9年度課税の帳票において対応する必要はない。
49	家屋	現況情報	区分所有家屋における1棟全体の評価額	●		印字する場合は備考に印字する。	家屋評価額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
50	家屋	現況情報	区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の持分按分した評価相当額。 印字する場合は備考に印字する。 本項目は、区分所有家屋がタワーマンションの場合にのみ印字する想定。	家屋評価額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
51	土地	固定資産税	小規模住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。	固定負担水準率	3	無	半角	1,3	－	－	－	6		
52	土地	固定資産税	一般住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。	固定負担水準率	3	無	半角	1,3	－	－	－	6		
53	土地	固定資産税	上記以外の負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。	固定負担水準率	3	無	半角	1,3	－	－	－	6		
54	土地	都市計画税	小規模住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都計負担水準率	3	無	半角	1,3	－	－	－	6		
55	土地	都市計画税	一般住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都計負担水準率	3	無	半角	1,3	－	－	－	6		
56	土地	都市計画税	上記以外の負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都計負担水準率	3	無	半角	1,3	－	－	－	6		
57	土地	固定資産税	本則課税標準額	●			本則課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
58	土地	都市計画税	本則課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	本則課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
59	土地	固定資産税	課税標準額	●			土地課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
60	土地	固定資産税	前年度課税標準額又は比準課税標準額	●			前年度課税標準額又は比準課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
61	家屋	固定資産税	課税標準額	●		区分所有家屋である場合は、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。	家屋課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
62	家屋	固定資産税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の専有部分ごとの課税標準相当額。 印字する場合は備考に印字する。	家屋課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
63	土地	都市計画税	課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	土地課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
64	土地	都市計画税	前年度課税標準額又は比準課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	前年度課税標準額又は比準課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
65	家屋	都市計画税	課税標準額	●		区分所有家屋である場合は、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	家屋課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
66	家屋	都市計画税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の持分按分した課税標準相当額。 印字する場合は備考に印字する。	家屋課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
67	土地	固定資産税	小規模住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。	小規模住宅用地課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
68	土地	固定資産税	一般住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。	一般住宅用地課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
69	土地	固定資産税	上記以外の課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。	上記以外の課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
70	土地	都市計画税	小規模住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	小規模住宅用地課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
71	土地	都市計画税	一般住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	一般住宅用地課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
72	土地	都市計画税	上記以外の課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	上記以外の課税標準額	3	無	数値型	13	－	－	－	6		
73	土地		課税標準の特例措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	特例区分	3	無	全角	24	－	－	－	6		
74	土地		減免措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	減免区分	3	無	全角	24	－	－	－	6		
75	土地		不均一課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	不均一課税区分	3	無	全角	24	－	－	－	7		
76	土地	固定資産税	軽減税額	●			（土地）固定軽減税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
77	土地	都市計画税	軽減税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（土地）都計軽減税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
78	家屋		課税標準の特例措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	特例区分	3	無	全角	24	－	－	－	6		
79	家屋		税額の減額措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	軽減区分	3	無	全角	24	－	－	－	6		
80	家屋		減免措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	減免区分	3	無	全角	24	－	－	－	6		

81	家屋		不均一課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	不均一課税区分	3	無	全角	24	－	－	－	7		
82	家屋	固定資産税	軽減税額	●			（家屋）固定軽減税額 ＋ 固定区分所有分軽減税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
83	家屋	都市計画税	軽減税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（家屋）都計軽減税額 ＋ 都計区分所有分軽減税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
84	家屋		新築住宅特例適用最終年の表示		●	印字する場合は備考に印字する。	新築住宅特例適用最終年 例“平成30年”	3	無	日付型	8	－	－	－	6		
85	土地	固定資産税	減免措置による減免税額	●			（土地）固定物的減免税額 ＋ 固定区分所有分物的減免税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
86	土地	都市計画税	減免措置による減免税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（土地）都計物的減免税額 ＋ 都計物的区分所有分減免税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
87	家屋	固定資産税	減免措置による減免税額	●			（家屋）固定物的減免税額 ＋ 固定区分所有分物的減免税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
88	家屋	都市計画税	減免措置による減免税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（家屋）都計物的減免税額 ＋ 都計区分所有分物的減免税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
89	土地	固定資産税	相当税額	●			相当税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
90	家屋	固定資産税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。	相当税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
91	土地	都市計画税	相当税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	相当税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
92	家屋	都市計画税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	相当税額	3	無	数値型	11	－	－	－	6		
93	土地		合計筆数		●	印字する場合は備考に印字する。 登記の筆数なのか、評価対象土地のレコード数で管理している筆数かはシステムの実装に委ねる。	合計筆数	1	無	全角	3	－	－	－	7		
94	家屋		合計棟数		●	印字する場合は備考に印字する。 登記の棟数なのか、評価対象家屋のレコード数で管理している棟数かはシステムの実装に委ねる。	合計棟数	1	無	全角	3	－	－	－	7		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

115　令和８年８月31日　月曜日　官　報　（号外第193号）

別表第百八十一の四（第六条第二十九号関係）

帳票ID	0120069	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	課税明細書（Ａ４縦）	

項番	表示項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
1	共通		帳票タイトル	●		都市計画税を課税しない団体は、タイトルから都市計画税という文言を削除した状態で表示する。 ※明細行が不足する場合は、次頁に同様の帳票を作成し記載する。	帳票タイトル "固定資産税・都市計画税（土地・家屋）　課税明細書"	1	無	全角	24	―	―	―	12		
2	共通		課税年度	●			課税年度 帳票タイトルの左側に印字。 例）NN3年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	12		
3	共通		賦課年度	●			賦課年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	12		
4	共通		発行年月日	●			発行年月日（発送日）	1	無	日付型	11	和暦	―	―	9		
5	共通		通知書番号	●			通知書番号	1	無	番号型	20	―	―	―	9		
6	共通	発行者名	肩書き	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	―	―	―	9		
7	共通	発行者名	首長名	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	―	―	―	9		
8	共通		ページ	●			ページ NN／NN　ページ形式で編集	1	無	半角	15	―	―	―	10		
9	納税義務者情報		住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	―	○	―	7		
10	納税義務者情報		氏名又は名称	●			納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	20/2	―	○	―	7		
11	土地・家屋		資産区分（土地・家屋の別）	●			資産区分 "土地"もしくは"家屋"	8	無	全角	2	―	―	―	8		
12	土地	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は備考に印字する。	登記名義人氏名又は名称	8	有	全角	17/2	―	○	―	6		
13	土地	現況情報	所在地	●			土地の所在地	8	有	全角	28	―	○	―	8		
14	土地	登記情報	不動産番号	●			不動産番号	8	無	半角	13	―	―	―	6		
15	土地	現況情報	物件番号		●	印字する場合は備考に印字する。	物件番号	8	有	全角	12	―	―	空白	6		
16	土地	登記情報	地目	●			登記地目名称	8	無	全角	24	―	―	―	6		
17	土地	現況情報	地目	●			現況地目名称	8	無	全角	24	―	―	―	6		
18	土地	登記情報	地積（㎡）	●			登記地積	8	無	数値型	8,2	―	―	―	7		
19	土地	現況情報	地積（㎡）	●			課税地積	8	無	数値型	8,2	―	―	―	7		
20	土地	現況情報	課税地積のうち小規模住宅用地地積（㎡）		●	表示/非表示を選択可とする。	小規模住宅地積 小数点以下2桁	8	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
21	土地	現況情報	課税地積のうち一般住宅用地地積（㎡）		●	表示/非表示を選択可とする。	一般住宅用地積 小数点以下2桁	8	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
22	土地	現況情報	課税地積のうち上記以外の地積（㎡）		●	表示/非表示を選択可とする。	上記以外の地積 小数点以下2桁	8	無	数値型	8,2	―	―	―	6		
23	土地		区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	●		当該土地に区分所有家屋が存する場合に印字される項目とする。	区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	8	無	半角	29	―	―	―	8		「ZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
24	土地	現況情報	非課税措置の適用を受ける地積（㎡）	●			非課税地積 小数点以下2桁	8	無	数値型	8,2	―	―	―	7		
25	土地	現況情報	非課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	非課税事由	8	無	全角	24	―	―	―	6		
26	土地	現況情報	評価額	●			土地評価額	8	無	数値型	13	―	―	―	6		
27	土地		備考	●			土地の備考	8	有	全角	50/3	―	○	―	6		
28	家屋	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は備考に印字する。	登記名義人氏名又は名称	8	有	全角	17/2	―	○	―	6		
29	家屋	現況情報	所在地	●			家屋の所在地	8	有	全角	28	―	○	―	8		
30	家屋	登記情報	不動産番号	●			不動産番号	8	無	半角	13	―	―	空白	6		
31	家屋	登記情報	家屋番号	●			家屋番号	8	無	全角	18	―	―	―	8		
32	家屋	現況情報	物件番号		●	印字する場合は備考に印字する。	物件番号	8	有	全角	12	―	―	空白	6		
33	家屋	現況情報	建築年	●			建築年次 例"平成30年"	8	無	日付型	11	和暦	―	―	6		
34	家屋	現況情報	建築年月日		●	本項目を印字する場合は建築年項目は不要。	建築年月日 例"平成30年12月12日"	8	無	日付型	11	和暦	―	―	6		
35	家屋		主棟と附属棟の別		●	「主棟」「附属棟」等と印字する方法のほか、「1-1」「1-2」等番号で印字する方法も可能 印字する場合は備考に印字する。	"主棟"もしくは"附属棟" 増築区分を元に出力	8	無	全角	3	―	―	―	6		
36	家屋	現況情報	構造	●			構造名称	8	無	全角	5	―	―	―	6		
37	家屋	登記情報	種類	●			種類名称	8	無	全角	15	―	―	―	6		
38	家屋	現況情報	用途	●			用途名称	8	無	全角	15	―	―	―	6		
39	家屋	現況情報	屋根	●			屋根名称	8	無	全角	5	―	―	―	8		
40	家屋	現況情報	階層	●			現況階層 「地上Z9 地下Z9」形式で編集	3	無	全角	9	―	―	―	8		
41	家屋	現況情報	増改築区分		●	印字する場合は備考に印字する。	増築区分 "有"もしくは"無"	8	無	全角	1	―	―	―	6		
42	家屋	現況情報	区分所有家屋の持分割合		●	印字する場合は備考に印字する。	家屋の区分所有の持分割合	8	無	半角	29	―	―	空白	6		「ZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
43	家屋	登記情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積が印字される。	登記床面積1階 + 登記床面積1階以外	8	無	数値型	8,2	―	―	―	7		
44	家屋	現況情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積に持ち分相当の共用部分の床面積を加えた床面積が印字される。	床面積1階 + 床面積1階以外	8	無	数値型	8,2	―	―	―	7		
45	家屋		備考	●			家屋の備考	8	有	全角	50/3	―	○	―	6		

46	家屋	現況情報	非課税措置の適用を受ける床面積（㎡）	●			非課税床面積 小数点以下2桁	8	無	数値型	8,2	－	－	－	7		
47	家屋	現況情報	非課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	非課税事由	8	無	全角	24	－	－	－	6		
48	家屋	現況情報	評価額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の評価相当額が印字される。	家屋評価額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		令和10年度課税分の帳票において本改訂が反映されていれば、令和9年度課税の帳票において対応する必要はない。
49	家屋	現況情報	区分所有家屋における1棟全体の評価額	●		印字する場合は備考に印字する。	家屋評価額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
50	家屋	現況情報	区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の待分按分した評価相当額。 印字する場合は備考に印字する。 本項目は、区分所有家屋がタワーマンションの場合にのみ印字する想定。	家屋評価額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
51	土地	固定資産税	小規模住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。	固定負担水準率	8	無	半角	1,3	－	－	－	6		
52	土地	固定資産税	一般住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。	固定負担水準率	8	無	半角	1,3	－	－	－	6		
53	土地	固定資産税	上記以外の負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。	固定負担水準率	8	無	半角	1,3	－	－	－	6		
54	土地	都市計画税	小規模住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都計負担水準率	8	無	半角	1,3	－	－	－	6		
55	土地	都市計画税	一般住宅用地負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都計負担水準率	8	無	半角	1,3	－	－	－	6		
56	土地	都市計画税	上記以外の負担水準		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	都計負担水準率	8	無	半角	1,3	－	－	－	6		
57	土地	固定資産税	本則課税標準額	●			本則課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
58	土地	都市計画税	本則課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	本則課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
59	土地	固定資産税	課税標準額	●			土地課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
60	土地	固定資産税	前年度課税標準額又は比準課税標準額	●			前年度課税標準額又は比準課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
61	家屋	固定資産税	課税標準額	●		区分所有家屋である場合は、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。	家屋課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
62	家屋	固定資産税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の専有部分ごとの課税標準相当額。 印字する場合は備考に印字する。	家屋課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
63	土地	都市計画税	課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	土地課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
64	土地	都市計画税	前年度課税標準額又は比準課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	前年度課税標準額又は比準課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
65	家屋	都市計画税	課税標準額	●		区分所有家屋である場合は、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	家屋課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
66	家屋	都市計画税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の待分按分した課税標準相当額。 印字する場合は備考に印字する。	家屋課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
67	土地	固定資産税	小規模住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。	小規模住宅用地課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
68	土地	固定資産税	一般住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。	一般住宅用地課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
69	土地	固定資産税	上記以外の課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。	上記以外の課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
70	土地	都市計画税	小規模住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	小規模住宅用地課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
71	土地	都市計画税	一般住宅用地課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	一般住宅用地課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
72	土地	都市計画税	上記以外の課税標準額		●	表示/非表示を選択可とする。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	上記以外の課税標準額	8	無	数値型	13	－	－	－	6		
73	土地		課税標準の特例措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	特例区分	8	無	全角	24	－	－	－	6		
74	土地		減免措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	減免区分	8	無	全角	24	－	－	－	6		

75	土地		不均一課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	不均一課税区分	8	無	全角	24	－	－	－	6		
76	土地	固定資産税	軽減税額	●			（土地）固定軽減税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
77	土地	都市計画税	軽減税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（土地）都計軽減税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
78	家屋		課税標準の特例措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	特例区分	8	無	全角	24	－	－	－	6		
79	家屋		税額の減額措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	軽減区分	8	無	全角	24	－	－	－	6		
80	家屋		減免措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	減免区分	8	無	全角	24	－	－	－	6		
81	家屋		不均一課税措置の類型		●	印字する場合は備考に印字する。	不均一課税区分	8	無	全角	24	－	－	－	6		
82	家屋	固定資産税	軽減税額	●			（家屋）固定軽減税額 ＋ 固定区分所有分軽減税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
83	家屋	都市計画税	軽減税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（家屋）都計軽減税額 ＋ 都計区分所有分軽減税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
84	家屋		新築住宅特例適用最終年の表示		●	印字する場合は備考に印字する。	新築住宅特例適用最終年 例“平成30年”	8	無	日付型	8	－	－	－	6		
85	土地	固定資産税	減免措置による減免税額	●			（土地）固定物的減免税額 ＋ 固定区分所有分物的減免税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
86	土地	都市計画税	減免措置による減免税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（土地）都計物的減免税額 ＋ 都計物的区分所有分減免税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
87	家屋	固定資産税	減免措置による減免税額	●			（家屋）固定物的減免税額 ＋ 固定区分所有分物的減免税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
88	家屋	都市計画税	減免措置による減免税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	（家屋）都計物的減免税額 ＋ 都計区分所有分物的減免税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
89	土地	固定資産税	相当税額	●			相当税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
90	家屋	固定資産税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。	相当税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
91	土地	都市計画税	相当税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	相当税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
92	家屋	都市計画税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	相当税額	8	無	数値型	11	－	－	－	6		
93	土地		合計筆数		●	印字する場合は備考に印字する。 登記の筆数なのか、評価対象土地のレコード数で管理している筆数かはシステムの実装に委ねる。	合計筆数	1	無	全角	3	－	－	－	10		
94	家屋		合計棟数		●	印字する場合は共通の備考に印字する。 登記の棟数なのか、評価対象家屋のレコード数で管理している棟数かはシステムの実装に委ねる。	合計棟数	1	無	全角	3	－	－	－	10		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百九十一の四（第六条第三十九号関係）

帳票ＩＤ	0120098	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	資産証明書	

項番	表示項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通		帳票タイトル	●		※明細行が不足する場合は、次頁に同様の帳票を作成し記載する。	帳票タイトル「資産証明書」	1	無	全角	5	－	－	－	18		
2	共通		課税年度	●			課税年度 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
3	共通		発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
4	共通		証明時点の年月日	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	賦課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	－	－	11		
5	共通		文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	－	－	空白	9		
6	共通	発行者名	肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
7	共通	発行者名	首長名	●			首長名など。 例）●● ●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
8	共通		電子公印	●			電子公印	1	無	－	－	－	－	－	－		
9	共通		証明書本文	●			証明書本文	1	無	全角	40/2	－	－		11		
10	共通		備考	●			全体の備考	1	無	全角	75/4	－	○	－	9		
11	共通		ページ	●			ページ NN／NN　ページ形式で編集	1	無	半角	15	－	－	－	11		
12	共通		資産区分（土地・家屋の別）	●			資産の区分「土地」「家屋」	5	無	全角	2	－	－		11		
13	共通		発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	－	－		11		
14	納税義務者情報		住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	－	○	－	11		
15	納税義務者情報		氏名又は名称	●			納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	38/2	－	○	－	11		
16	土地	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考に編集する。	5	有	全角	20/2	－	○	－	－		
17	土地	現況情報	所在地	●			土地の所在地	5	有	全角	8/4	－	○	－	11		
18	土地	登記情報	地目	●			登記地目名称	5	無	全角	14	－	－	－	9		
19	土地	現況情報	地目	●			現況地目名称	5	無	全角	14	－	－	－	9		
20	土地	登記情報	地積（㎡）	●			地目に依存せず、地積を小数点以下２桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		
21	土地	登記情報	不動産番号	●		「資産ごとの備考欄」に印字する。	不動産番号	5	無	半角	13	－	－	空白	9		
22	土地	現況情報	物件番号		●	「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	5	無	全角	12	－	－	空白	9		
23	土地	現況情報	地積（㎡）	●			地目に依存せず、地積を小数点以下２桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		
24	土地		区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	●		当該土地に区分所有家屋が存する場合に「資産ごとの備考欄」に印字される項目とする。	区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	5	無	半角	29	－	－	－	9		「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
25	土地	現況情報	評価額	●			評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		
26	土地		備考	●			土地の備考	5	無	全角	55	－	○	－	9		
27	家屋	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考に編集する。	5	有	全角	20/2	－	○	－	－		
28	家屋	登記情報	家屋番号	●			家屋番号	5	無	全角	9/2	－	－	－	－		
29	家屋	現況情報	建築年	●			建築年 例）令和３年	5	無	日付型	11	和暦	－	－	9		
30	家屋	現況情報	建築年月日		●	本項目を印字する場合は建築年項目は不要。	建築年月日 例 "平成30年12月12日"	5	無	日付型	11	和暦	－	－	9		
31	家屋	現況情報	所在地	●			家屋の所在地番	5	有	全角	33/3	－	○	－	11		
32	家屋	現況情報	構造	●			現況構造	5	無	全角	14	－	－	－	9		
33	家屋	現況情報	用途	●			現況用途	5	無	全角	10	－	－	－	9		
34	家屋	登記情報	種類	●			登記種別	5	無	全角	14	－	－	－	9		
35	家屋	現況情報	屋根	●			現況屋根	5	無	全角	14	－	－	－	9		
36	家屋	現況情報	階層	●			現況階層 「地上Z9 地下Z9」形式で編集	5	無	全角	9	－	－	－	9		
37	家屋	登記情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋については「専有部分の床面積」が記載される。	登記床面積を小数点以下2桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		
38	家屋	登記情報	不動産番号	●		「資産ごとの備考欄」に印字する。	不動産番号	5	無	半角	13	－	－	空白	9		
39	家屋	登記情報	建物番号	●		「資産ごとの備考欄」に印字する。	建物番号	5	無	全角	20	－	○	空白	9		
40	家屋	現況情報	物件番号		●	「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	5	無	全角	12	－	－	空白	9		
41	家屋	現況情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積に持ち分相当の共用部分の床面積を加えた床面積が印字される。	現況床面積を小数点以下2桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		

42	家屋	現況情報	評価額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の評価相当額が印字される。	評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		令和10年度課税分の帳票において本改訂が反映されていれば、令和9年度課税の帳票において対応する必要はない。
43	家屋	現況情報	区分所有家屋における1棟全体の評価額	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	家屋評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		
44	家屋	現況情報	区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の持分按分した評価相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 本項目は、区分所有家屋がタワーマンションの場合にのみ印字する想定。	家屋評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		
45	家屋		備考	●			家屋の備考	5	無	全角	55	－	○	－	9		
46	土地		合計筆数	●		登記の筆数なのか、評価対象土地のレコード数で管理している筆数かはシステムの実装に委ねる。	発行する筆数の合計	1	無	数値型	3	－	－	－	9		
47	家屋		合計棟数	●			印字する場合は備考に印字する。 登記の棟数なのか、評価対象家屋のレコード数で管理している棟数かはシステムの実装に委ねる。	1	無	数値型	3	－	－	－	9		
48	土地		合計評価額	●			評価額の合計	1	無	数値型	13	－	－	－	9		
49	家屋		合計評価額	●			評価額の合計	1	無	数値型	13	－	－	－	9		
50	土地		非課税措置の適用を受ける地積（㎡）		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	土地の非課税措置の適用を受ける地積（㎡）	5	無	数値型	8,2	－	－	空白	9		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
51	土地		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由 備考の１行目に編集する。 例）非課税（公共の用に供する用悪水路等）　8.25㎡	5	無	全角	20	－	－	－	－		
52	家屋		非課税措置の適用を受ける床面積（㎡）		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	家屋の非課税措置の適用を受ける床面積（㎡）	5	無	数値型	8,2	－	－	空白	9		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
53	家屋		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由 備考の１行目に編集する。 例）非課税（教育に要する等）　8.25㎡	5	無	全角	20	－	－	－	－		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

令和８年８月31日　月曜日　官　報　（号外第193号）　120

別表第百九十二の三（第六条第四十号関係）

帳票ＩＤ	0120099	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	償却資産証明書	

項番	表示項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	最小フォントサイズ（ﾎﾟｲﾝﾄ）	その他編集条件
1	共通	帳票タイトル	●			帳票タイトル「償却資産証明書」	1	無	全角	7	―	―	―	18		
2	共通	課税年度	●			課税年度 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
3	共通	発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
4	共通	証明時点の年月日	●			賦課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	―	―	11		
5	共通	文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	―	―	空白	9		
6	共通	発行者名　肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	―	―	―	11		
7	共通	発行者名（首長名）	●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	―	―	―	11		
8	共通	電子公印	●			電子公印	1	無	―	―	―	―	―	―		
9	共通	証明書本文	●			証明書本文	1	無	全角	40/2	―	―		11		
10	共通	証明書の備考	●			証明書の備考	1	有	全角	50/2	―	○	―	11		
11	納税義務者情報	住所又は所在地	●			住所又は所在地	1	有	住所型	32/2	―	○	―	11		
12	納税義務者情報	氏名又は名称	●			氏名又は名称	1	有	全角	32/2	―	○	―	11		
13	構築物	取得価額	●			構築物の取得価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
14	構築物	評価額	●			構築物の評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
15	構築物	課税標準の特例措置による軽減額	●			構築物の課税標準の特例措置による軽減額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
16	構築物	課税標準額	●			構築物の課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
17	機械及び装置	取得価額	●			機械及び装置の取得価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
18	機械及び装置	評価額	●			機械及び装置の評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
19	機械及び装置	課税標準の特例措置による軽減額	●			機械及び装置の課税標準の特例措置による軽減額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
20	機械及び装置	課税標準額	●			機械及び装置の課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
21	船舶	取得価額	●			船舶の取得価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
22	船舶	評価額	●			船舶の評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
23	船舶	課税標準の特例措置による軽減額	●			船舶の課税標準の特例措置による軽減額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
24	船舶	課税標準額	●			船舶の課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
25	航空機	取得価額	●			航空機の取得価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
26	航空機	評価額	●			航空機の評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
27	航空機	課税標準の特例措置による軽減額	●			航空機の課税標準の特例措置による軽減額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
28	航空機	課税標準額	●			航空機の課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
29	車両及び運搬具	取得価額	●			車両及び運搬具の取得価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
30	車両及び運搬具	評価額	●			車両及び運搬具の評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
31	車両及び運搬具	課税標準の特例措置による軽減額	●			車両及び運搬具の課税標準の特例措置による軽減額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
32	車両及び運搬具	課税標準額	●			車両及び運搬具の課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
33	工具、器具及び備品	取得価額	●			工具器具及び備品の取得価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
34	工具、器具及び備品	評価額	●			工具器具及び備品の評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
35	工具、器具及び備品	課税標準の特例措置による軽減額	●			工具器具及び備品の課税標準の特例措置による軽減額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
36	工具、器具及び備品	課税標準額	●			工具器具及び備品の課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
37	合計	取得価額	●			合計の取得価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
38	合計	評価額	●			合計の評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
39	合計	課税標準の特例措置による軽減額	●			合計の課税標準の特例措置による軽減額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
40	合計	課税標準額	●			合計の課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
41	共通	資産の所在地	●			資産の所在地	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
42	共通	発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	―	―	―	11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別紙121

別表第百九十三の二（第六条第四十一号関係）

帳票ＩＤ	0120100	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	無資産証明書（土地・家屋）	

項番	表示項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通	帳票タイトル	●			帳票タイトル「固定資産（土地・家屋）無資産証明書」	1	無	全角	17	－	－	－	18		
2	共通	課税年度	●			課税年度 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
3	共通	発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
4	共通	証明時点の年月日	●			賦課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	－	－	11		
5	共通	文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	－	－	空白	9		
6	共通	発行者名　肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
7	共通	発行者名（首長名）	●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
8	共通	電子公印	●			電子公印	1	無	－	－	－	－	－	－		
9	共通	証明書本文	●		本証明書の申請者が、当該市町村において資産を有していない旨を記載する。	証明書本文	1	無	全角	40/2	－	－	－	11		
10	共通	申請者住所又は所在地	●			申請者住所又は所在地	1	無	住所型	30/2	－	○	－	11		
11	共通	申請者氏名又は名称	●			申請者氏名又は名称	1	無	全角	30/2	－	○	－	11		
12	共通	発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	－	－	－	11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別紙122

別表第百九十三の三（第六条第四十一号の二関係）

帳票ＩＤ	0120117	
帳票名称	無資産証明書（土地・家屋・償却資産）	

項番	表示項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通	帳票タイトル	●			帳票タイトル「固定資産（土地・家屋・償却資産）無資産証明書」	1	無	全角	17	－	－	－	18		
2	共通	課税年度	●			課税年度 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
3	共通	発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
4	共通	証明時点の年月日	●			賦課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	－	－	11		
5	共通	文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	－	－	空白	9		
6	共通	発行者名　肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
7	共通	発行者名（首長名）	●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
8	共通	電子公印	●			電子公印	1	無	－	－	－	－	－	－		
9	共通	証明書本文	●		本証明書の申請者が、当該市町村において資産を有していない旨を記載する。	証明書本文	1	無	全角	40/2	－	－	－	11		
10	共通	申請者住所又は所在地	●			申請者住所又は所在地	1	無	住所型	30/2	－	○	－	11		
11	共通	申請者氏名又は名称	●			申請者氏名又は名称	1	無	全角	14/2	－	○	－	11		
12	共通	発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	－	－	－	11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百九十四の四（第六条第四十二号関係）

帳票ＩＤ	0120101	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	評価証明書（土地・家屋）	

項番	表示項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通		帳票タイトル	●		※明細行が不足する場合は、次頁に同様の帳票を作成し記載する。	帳票タイトル「固定資産（土地・家屋）評価証明書」	1	無	全角	16	―	―	―	18		
2	共通		課税年度	●			課税年度 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
3	共通		発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
4	共通		証明時点の年月日	●			賦課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	―	―	11		
5	共通		文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	―	―	空白	9		
6	共通	発行者名	肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	―	―	―	11		
7	共通	発行者名	首長名	●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	―	―	―	11		
8	共通		電子公印	●			電子公印	1	無	―	―	―	―	―	―		
9	共通		証明書本文	●			証明書本文	1	無	全角	40/2	―	―		11		
10	共通		備考	●			全体の備考	1	有	全角	75/2	―	○	―	9		
11	共通		ページ	●			ページ NN／NN　ページ形式で編集	1	無	半角	15	―	―	―	11		
12	共通		発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	―	―	―	11		
13	納税義務者情報		住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	―	○	―	11		
14	納税義務者情報		氏名又は名称	●			納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	38/2	―	○	―	11		
15	土地・家屋		資産区分（土地・家屋の別）	●			資産区分（土地・家屋の別）	4	無	全角	2	―	―	―	8		
16	土地	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考に編集する。	5	有	全角	20/2	―	○	―	―		
17	土地	現況情報	所在地	●			土地の所在地	5	有	全角	8/4	―	○	―	11		
18	土地	登記情報	地目	●			登記地目	5	無	全角	14	―	―	―	11		
19	土地	現況情報	地目	●			現況地目	5	無	全角	14	―	―	―	11		
20	土地	登記情報	地積（㎡）	●			地目に依存せず、地積を小数点以下２桁固定	5	無	数値型	8,2	―	―	―	11		
21	土地	現況情報	地積（㎡）	●			地目に依存せず、地積を小数点以下２桁固定	5	無	数値型	8,2	―	―	―	11		
22	土地	登記情報	不動産番号	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	不動産番号	5	無	半角	13	―	―	空白	11		
23	土地	現況情報	物件番号		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	5	無	全角	12	―	―	空白	9		
24	土地	現況情報	持分割合		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	一般共有（課税分割含む）の持分割合	5	無	半角	29	―	―	―	―		「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
25	土地		区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	●		当該土地に区分所有家屋が存する場合に「資産ごとの備考欄」に印字される項目とする。	区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	5	無	半角	29	―	―	―	9		「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
26	土地	現況情報	評価額	●			評価額	5	無	数値型	13	―	―	―	11		
27	土地		備考	●			土地の備考	5	無	全角	60	―	○	―	9		
28	家屋	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考に編集する。	5	有	全角	20/2	―	○	―	―		
29	家屋	登記情報	不動産番号	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	不動産番号	5	無	半角	13	―	―	空白	9		
30	家屋	登記情報	家屋番号	●			家屋番号	5	無	全角	18	―	―	―	―		
31	家屋	現況情報	物件番号		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	5	無	全角	12	―	―	空白	9		
32	家屋	登記情報	建物番号	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	建物番号	5	無	全角	20	―	○	空白	9		
33	家屋	現況情報	建築年	●			建築年 例）令和３年	5	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
34	家屋	現況情報	建築年月日		●	本項目を印字する場合は建築年項目は不要。	建築年月日 例 "平成30年12月12日"	5	無	日付型	11	和暦	―	―	11		

35	家屋	現況情報	所在地	●			家屋の所在地番	5	有	全角	32/4	－	○	－	11		
36	家屋	登記情報	種類	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	登記種類	5	無	全角	14	－	○	－	11		
37	家屋	登記情報	構造	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	登記構造	5	無	全角	14	－	○	－	11		
38	家屋	現況情報	構造	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況構造	5	無	全角	14	－	○	－	11		
39	家屋	現況情報	用途	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況用途	5	無	全角	14	－	○	－	11		
40	家屋	現況情報	屋根	●		構造等の枠に印字する。 ※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況屋根	5	無	全角	14	－	○	－	11		
41	家屋	現況情報	階層	●		構造等の枠に印字する。 ※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況階層 「地上Z9 地下Z9」形式で編集	5	無	全角	9	－	○	－	11		
42	家屋	登記情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋については「専有部分の床面積」が記載される。	登記床面積を小数点以下2桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	11		
43	家屋	現況情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積に持ち分相当の共用部分の床面積を加えた床面積が印字される。	課税床面積を小数点以下2桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	11		
44	家屋	現況情報	持分割合		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	一般共有（課税分割含む）の持分割合	5	無	半角	29	－	－	－	－		「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
45	家屋	現況情報	評価額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の評価相当額が印字される。	評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	11		令和10年度課税分の帳票において本改訂が反映されていれば、令和9年度課税の帳票において対応する必要はない。
46	家屋	現況情報	区分所有家屋における1棟全体の評価額	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	家屋評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	11		
47	家屋	現況情報	区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の持分按分した評価相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 本項目は、区分所有家屋がタワーマンションの場合にのみ印字する想定。	家屋評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	11		
48	家屋		備考	●			家屋の備考	5	無	全角	60/2	－	○	－	9		
49	土地		非課税措置の適用を受ける地積（㎡）		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	土地の非課税措置の適用を受ける地積（㎡）	5	無	数値型	8,2	－	－	空白	9		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
50	土地		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由 備考の１行目に編集する。 例）非課税（公共の用に供する用悪水路等）　8.25㎡	5	無	全角	20	－	－	－	－		
51	家屋		非課税措置の適用を受ける床面積（㎡）		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	家屋の非課税措置の適用を受ける床面積（㎡）	5	無	数値型	8,2	－	－	空白	9		「ZZ,ZZZ,ZZ9.99」と表記（前ゼロなし）
52	家屋		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由 備考の１行目に編集する。 例）非課税（教育に要する等 ）　8.25㎡	5	無	全角	20	－	－	－	－		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百九十五の三（第六条第四十三号関係）

帳票ＩＤ	0120102	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	評価証明書（償却資産）	

項番	表示項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	請元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通	帳票タイトル	●			帳票タイトル 「固定資産（償却資産）評価証明書」	1	無	全角	15	―	―	―	18		
2	共通	課税年度	●			課税年度 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
3	共通	発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
4	共通	証明時点の年月日	●			賦課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	―	―	11		
5	共通	文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	―	―	空白	9		
6	共通	発行者名　肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	―	―	―	11		
7	共通	発行者名（首長名）	●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	―	―	―	11		
8	共通	電子公印	●			電子公印	1	無	―	―	―	―	―	―		
9	共通	証明書本文	●			証明書本文	2	無	全角	40	―	―		11		
10	納税義務者情報	住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	―	○	―	11		
11	納税義務者情報	氏名又は名称	●			納税義務者氏名または名称	1	有	全角	38/2	―	○	―	11		
12	構築物	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
13	機械及び装置	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
14	船舶	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
15	航空機	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
16	車両及び運搬具	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
17	工具、器具及び備品	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
18	知事配分	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
19	大臣配分	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
20	合計	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
21	構築物	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
22	機械及び装置	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
23	船舶	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
24	航空機	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
25	車両及び運搬具	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
26	工具、器具及び備品	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
27	知事配分	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
28	大臣配分	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
29	合計	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
30	共通	資産の所在地	●			資産の所在地	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
31	共通	備考	●			備考	1	有	全角	47/3	―	○	―	11		
32	共通	発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	―	―	―	11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

14	納税義務者情報		氏名又は名称	●			納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	38/2	―	○	―	11		

33	家屋	登記情報	種類	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、別表第一の機能ＩＤ0160058に刷り文字溢れ対応を執り行うこと。	登記種類	5	無	全角	10	―	○	―	9		

別表第百九十七の四（第六条第四十五号関係）

帳票ＩＤ	0120104	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	公課証明書（土地・家屋）	

項番	表示項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通		帳票タイトル	●		※明細行が不足する場合は、次頁に同様の帳票を作成し記載する。	帳票タイトル「固定資産（土地・家屋）公課証明書」	1	無	全角	16	－	－	－	18		
2	共通		課税年度	●			課税年度、前スペースなし。 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
3	共通		発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	－	－	11		
4	共通		証明時点の年月日	●			課課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	－	－	11		
5	共通		文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	－	－	空白	9		
6	共通	発行者名	肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
7	共通	発行者名	首長名	●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
8	共通		電子公印	●			電子公印	1	無	－	－	－	－	－	－		
9	共通		証明書本文	●			証明書本文	1	無	全角	40/2	－	－		11		
10	共通		備考	●			全体の備考	1	有	全角	75/2	－	－	－	9		
11	共通		ページ	●			ページ NN／NN　ページ形式で編集	1	無	半角	15	－	－	－	11		
12	共通		発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	－	－	－	11		
13	納税義務者情報		住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	－	○	－	11		
14	納税義務者情報		氏名又は名称	●			納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	38/2	－	○	－	11		
15	土地・家屋		資産区分（土地・家屋の別）	●			資産区分（土地・家屋の別）	4	無	全角	2	－	－	－	8		
16	土地	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考の２行目に編集する。	5	有	全角	20/2	－	○	－	－		
17	土地	登記情報	不動産番号	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	不動産番号	5	無	半角	13	－	－	空白	9		
18	土地	現況情報	物件番号		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	5	有	全角	12	－	－	空白	9		
19	土地	現況情報	所在地	●			土地の所在地	5	有	全角	8/4	－	○	－	11		
20	土地	登記情報	地目	●			登記地目名称	5	無	全角	14	－	－	－	9		
21	土地	現況情報	地目	●			現況地目名称	5	無	全角	14	－	－	－	9		
22	土地	現況情報	地積（㎡）	●			地目に依存せず、地積を小数点以下２桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		
23	土地	現況情報	持分割合		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	一般共有（課税分割含む）の持分割合	5	無	半角	29	－	－	－	9		「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
24	土地		区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	●		当該土地に区分所有家屋が存する場合に「資産ごとの備考欄」に印字される項目とする。	区分所有家屋の敷地の用に供する土地の持分割合	5	無	半角	29	－	－	－	9		「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
25	土地	現況情報	評価額	●			評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		
26	土地		備考	●			土地の備考	5	無	全角	60/2	－	○	－	9		
27	家屋	登記情報	氏名又は名称		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	登記名義人氏名又は名称 「登記氏名又は名称＋スペース＋氏名又は名称」の形式で備考の２行目に編集する。	5	有	全角	20/2	－	○	－	－		
28	家屋	登記情報	家屋番号	●			家屋番号	5	無	全角	18	－	－	－	－		
29	家屋	登記情報	不動産番号	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	不動産番号	5	無	半角	13	－	－	空白	9		
30	家屋	登記情報	建物番号	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	建物番号	5	無	全角	20	－	○	空白	9		
31	家屋	現況情報	物件番号		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	物件番号	5	有	全角	12	－	－	空白	9		
32	家屋	現況情報	所在地	●			家屋の所在地番	5	有	全角	8/4	－	○	－	11		
33	家屋	登記情報	種類	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	登記種類	5	無	全角	10	－	○	－	9		
34	家屋	登記情報	構造	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	登記構造	5	無	全角	10	－	○	－	9		
35	家屋	現況情報	構造	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況構造	5	無	全角	14	－	○	－	9		
36	家屋	現況情報	用途	●		※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況用途	5	無	全角	14	－	○	－	9		
37	家屋	現況情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋である場合には、専有部分の床面積に持ち分相当の共用部分の床面積を加えた床面積が印字される。	課税床面積を小数点以下2桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		
38	家屋	現況情報	屋根	●		この項目は現況の構造等に印字する。 ※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況屋根	5	無	全角	14	－	○	－	9		
39	家屋	現況情報	階層	●		この項目は現況の構造等に印字する。 ※ただし、文字溢れが生じる場合、機能ID：0160058に則り文字溢れ対応を執り行うこと。	現況階層 「地上Z9 地下Z9」形式で編集	5	無	全角	9	－	○	－	9		
40	家屋	現況情報	建築年	●			建築年 例）令和３年	5	無	日付型	11	和暦	－	－	9		

41	家屋	現況情報	建築年月日		●	本項目を印字する場合は建築年項目は不要。	建築年月日 例“平成30年12月12日”	5	無	日付型	11	和暦	－	－	9	
42	家屋	現況情報	持分割合		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	一般共有（課税分割含む）の持分割合	5	無	半角	29	－	－	－	9	「Z/ZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZ9」と表記（前ゼロなし）
43	家屋	現況情報	評価額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の評価相当額が印字される。	評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	令和10年度課税分の帳票において本改訂が反映されていれば、令和9年度課税の帳票において対応する必要はない。
44	家屋	現況情報	区分所有家屋における1棟全体の評価額	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	家屋評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	
45	家屋	現況情報	区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の持分按分した評価相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。 本項目は、区分所有家屋がタワーマンションの場合にのみ印字する想定。	家屋評価額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	
46	家屋		備考	●			家屋の備考	5	無	全角	60/2	－	○	－	9	
47	土地		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由 備考の１行目に編集する。 例）非課税（公共の用に供する用悪水路等）　8.25㎡	5	無	全角	20	－	－	－	－	
48	土地		非課税措置の適用を受ける地積（㎡）		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由適用を受ける地積 備考の１行目に編集する。 例）非課税（公共の用に供する用悪水路等）　8.25㎡	5	無	数値型	8,2	－	－	－	－	
49	家屋		非課税措置の類型		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由 備考の１行目に編集する。 例）非課税（公共の用に供する用悪水路等）　8.25㎡	5	無	全角	20	－	－	－	－	
50	家屋		非課税措置の適用を受ける床面積（㎡）		●	印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	非課税措置の理由適用を受ける床面積 備考の１行目に編集する。 例）非課税（公共の用に供する用悪水路等）　8.25㎡	5	無	数値型	8,2	－	－	－	－	
51	土地	固定資産税	課税標準額	●			課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	
52	土地	固定資産税	相当税額	●			相当税額	5	無	数値型	11	－	－	－	9	
53	土地	都市計画税	課税標準額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	
54	土地	都市計画税	相当税額	●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	相当税額	5	無	数値型	11	－	－	－	9	
55	家屋	固定資産税	課税標準額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の課税標準相当額が印字される。	課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	
56	家屋	固定資産税	区分所有家屋における1棟全体の課税標準額	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	固定資産税 家屋課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	
57	家屋	固定資産税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の専有部分ごとの課税標準相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	固定資産税 家屋課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9	

58	家屋	固定資産税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。	相当税額	5	無	数値型	11	－	－	－	9		
59	家屋	都市計画税	課税標準額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額。タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の課税標準相当額が印字される。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		
60	家屋	都市計画税	区分所有家屋における1棟全体の課税標準額	●		印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	都市計画税 家屋課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		
61	家屋	都市計画税	区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額（補正前）		●	タワーマンション補正前の専有部分ごとの課税標準相当額。 印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。	都市計画税 家屋課税標準額	5	無	数値型	13	－	－	－	9		
62	家屋	都市計画税	相当税額	●		区分所有家屋については区分所有家屋の専有部分ごとの相当税額が印字される。 都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示す。	相当税額	5	無	数値型	11	－	－	－	9		
63	土地	登記情報	地積（㎡）	●			登記地積 小数点以下２桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		
64	家屋	登記情報	床面積（㎡）	●		区分所有家屋については「専有部分の床面積」が記載される。	登記床面積 小数点以下２桁固定	5	無	数値型	8,2	－	－	－	9		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別表第百九十八の三（第六条第四十六号関係）

帳票ＩＤ	0120105	適合基準日：令和10年４月１日
帳票名称	公課証明書（償却資産）	

項番	表示項目		実装必須項目	標準オプション項目	備考	諸元表										
	大分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	共通	帳票タイトル	●			帳票タイトル「固定資産（償却資産）公課証明書」	1	無	全角	15	―	―	―	18		
2	共通	課税年度	●			課税年度 例）令和３年度	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
3	共通	発行年月日	●			発行年月日。 例）令和３年８月１日	1	無	日付型	11	和暦	―	―	11		
4	共通	証明時点の年月日	●			賦課時点の年月日。 例）令和３年１月１日現在	1	無	日付型	13	和暦	―	―	11		
5	共通	文書番号	●		本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。 印字有無を団体が選択できること。	番号補記＋第９９９９９９９９９号 ※予め設定した文字列と連番を連結して印字	1	無	番号型	20	―	―	空白	9		
6	共通	発行者名　肩書き	●			首長肩書など。 例）●●●長	1	無	全角	13/2	―	―	―	11		
7	共通	発行者名（首長名）	●			首長名など。 例）●●　●●	1	無	全角	12	―	―	―	11		
8	共通	電子公印	●			電子公印	1	無	―	―	―	―	―	―		
9	共通	証明書本文	●			証明書本文	1	無	全角	40/2	―	―		11		
10	共通	発行番号		●		発行番号	1	無	全角	任意	―	―	―	11		
11	納税義務者情報	住所又は所在地	●			納税義務者住所又は所在地	1	有	住所型	38/2	―	○	―	11		
12	納税義務者情報	氏名又は名称	●			納税義務者氏名または名称	1	有	全角	38/2	―	○	―	11		
13	構築物	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
14	構築物	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
15	構築物	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
16	機械及び装置	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
17	機械及び装置	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
18	機械及び装置	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
19	船舶	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
20	船舶	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
21	船舶	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
22	航空機	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
23	航空機	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
24	航空機	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
25	車両及び運搬具	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
26	車両及び運搬具	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
27	車両及び運搬具	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
28	工具、器具及び備品	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
29	工具、器具及び備品	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
30	工具、器具及び備品	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
31	知事配分	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
32	知事配分	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
33	知事配分	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
34	大臣配分	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
35	大臣配分	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
36	大臣配分	相当税額		●	印字する場合は備考に印字する。	相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
37	合計	評価額	●			評価額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
38	合計	課税標準額	●			課税標準額	1	無	数値型	13	―	―	―	11		
39	合計	相当税額	●			相当税額 「相当税額：ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円」の形式で備考に出力する	1	無	数値型	11	―	―	―	11		
40	構築物	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
41	機械及び装置	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
42	船舶	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
43	航空機	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
44	車両及び運搬具	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
45	工具、器具及び備品	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
46	知事配分	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
47	大臣配分	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
48	合計	備考	●			備考	1	有	全角	14/2	―	○	―	11		
49	共通	資産の所在地	●			資産の所在地	1	有	全角	47/2	―	○	―	11		
50	共通	備考	●			備考	1	有	全角	47/3	―	○	―	11		

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

別紙129

13	納税義務者情報		氏名又は名称	●		印字される項目：氏名又は名称	納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	25/3	－	○	－	11		

別紙130

12	納税義務者情報		氏名又は名称	●		印字される項目：氏名又は名称	納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	25/3	－	○	－	11		

別紙131

11	納税義務者情報	氏名又は名称		●		印字される項目：納税義務者の氏名又は名称	納税義務者氏名又は名称	1	有	全角	38/2	－	○	－	11		

別紙132

21	長さ			●	
22	幅			●	
23	最高速度			●	
24	最高出力			●	

別紙133

帳票ＩＤ	0130098	適合基準日：令和９年４月１日

○総務省告示第三百二十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第五十一号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百五十一号（税務システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の税務システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県横浜町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	令和八年総務省告示第百五十号（以下「告示」という。）別表第一の0160003の項、0160011の項、0160057の項、0160058の項、0160064の項、0160071の項、0160115の項、0160126の項、0160129の項及び0160144の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫	告示別表第一の0160011の項、0160019の項、0160034の項、0160043の項、0160046の項、0160050の項、0160051の項、0160052の項、0160058の項、0160059の項、0160064の項、0160071の項、0160077の項、0160081の項、0160091の項、0160095の項、

改正前

一　［同上］

地方公共団体	機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	令和八年総務省告示第百五十号（以下「告示」という。）別表第一の0160003の項、0160011の項、0160057の項、0160058の項、0160064の項、0160071の項、0160115の項、0160126の項、0160129の項及び0160144の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県天童市、山形県中山町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県か	告示別表第一の0160011の項、0160019の項、0160034の項、0160043の項、0160046の項、0160050の項、0160051の項、0160052の項、0160058の項、0160059の項、0160064の項、0160071の項、0160077の項、0160081の項、0160091の項、0160095の項、

川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県玉東町	静岡県熱海市、大阪府大東市	0160096の項、0160097の項、0160103の項、0160115の項、0160135の項、0160141の項、0160142の項及び0160144の項に規定する機能要件の標準	告示別表第一の0160034の項、0160051の項、0160058の項、0160062の項、0160074の項、0160077の項、0160078の項、0160095の項、0160097の項、0160126の項に規定する機能要件の標準

すみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県玉東町	静岡県熱海市、大阪府大東市	0160096の項、0160097の項、0160103の項、0160115の項、0160135の項、0160141の項、0160142の項及び0160144の項に規定する機能要件の標準	告示別表第一の0160034の項、0160051の項、0160058の項、0160062の項、0160074の項、0160077の項、0160078の項、0160095の項、0160097の項、0160126の項に規定する機能要件の標準

北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、滋賀県大津市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県奈良市、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、

告示別表第一の0160095の項に規定する機能要件の標準

北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、滋賀県大津市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県奈良市、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、

告示別表第一の0160095の項に規定する機能要件の標準

福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町		
北海道函館市、福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都大田区、東京都葛飾区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、広島県福山市	告示別表第一の0160095の項に規定する機能要件の標準	
青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第二の0140003の項、0140005の項、0140020の項、0140243の項、0140256の項、0140287の項、0140318の項、0140428の項、0140464の項、0140468の項、0148001の項、0148002の項、0148005の項、0148016の項、0148017の項、0148018の項及び0148020の項に規定する機能要件の標準	

山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町		
北海道函館市、福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都大田区、東京都葛飾区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、広島県福山市	告示別表第一の0160095の項に規定する機能要件の標準	
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第二の0140003の項、0140005の項、0140020の項、0140243の項、0140256の項、0140287の項、0140318の項、0140428の項、0140464の項、0140468の項、0148001の項、0148002の項、0148005の項、0148016の項、0148017の項、0148018の項及び0148020の項に規定する機能要件の標準	

静岡県熱海市、大阪府大東市

告示別表第二の0140009の項、0140013の項、0140021の項、0140022の項、0140029の項、0140031の項、0140033の項、0140035の項、0140037の項、0140040の項、0140063の項、0140064の項、0140065の項、0140066の項、0140067の項、0140069の項、0140070の項、0140071の項、0140072の項、0140073の項、0140082の項、0140083の項、0140094の項、0140096の項、0140099の項、0140102の項、0140103の項、0140104の項、0140110の項、0140169の項、0140170の項、0140172の項、0140174の項、0140177の項、0140179の項、0140180の項、0140182の項、0140189の項、0140190の項、0140195の項、0140204の項、0140206の項、0140207の項、0140209の項、0140211の項、0140232の項、0140233の項、0140239の項、0140242の項、0140243の項、0140244の項、0140254の項、0140255の項、0140256の項、0140258の項、0140277の項、0140278の項、0140285の項、0140287の項、0140291の項、0140298の項、0140301の項、0140302の項、0140303の項、0140304の項、0140308の項、0140310の項、0140313の項、0140314の項、0140317の項、0140318の項、0140320の項、0140326の項、0140330の項、0140335の項、0140342の項、0140343の項、0140346の項、0140347の項、0140348の項、

静岡県熱海市、大阪府大東市

告示別表第二の0140009の項、0140013の項、0140021の項、0140022の項、0140029の項、0140031の項、0140033の項、0140035の項、0140037の項、0140040の項、0140063の項、0140064の項、0140065の項、0140066の項、0140067の項、0140069の項、0140070の項、0140071の項、0140072の項、0140073の項、0140082の項、0140083の項、0140094の項、0140096の項、0140099の項、0140102の項、0140103の項、0140104の項、0140110の項、0140169の項、0140170の項、0140172の項、0140174の項、0140177の項、0140179の項、0140180の項、0140182の項、0140189の項、0140190の項、0140195の項、0140204の項、0140206の項、0140207の項、0140209の項、0140211の項、0140232の項、0140233の項、0140239の項、0140242の項、0140243の項、0140244の項、0140254の項、0140255の項、0140256の項、0140258の項、0140277の項、0140278の項、0140285の項、0140287の項、0140291の項、0140298の項、0140301の項、0140302の項、0140303の項、0140304の項、0140308の項、0140310の項、0140313の項、0140314の項、0140317の項、0140318の項、0140320の項、0140326の項、0140330の項、0140335の項、0140342の項、0140343の項、0140346の項、0140347の項、0140348の項、

	0140361の項、0140371の項、0140380の項、0140381の項、0140382の項、0140399の項、0140452の項、0140453の項、0140459の項、0140461の項及び0140462の項に規定する機能要件の標準
福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都大田区、東京都葛飾区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県浜松市	告示別表第二の0140025の項及び0140190の項に規定する機能要件の標準
福島県福島市、東京都葛飾区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県浜松市	告示別表第三の0150082の項、0150220の項、0150248の項、0150286の項、0150288の項、0150294の項及び0150345の項に規定する機能要件の標準
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第四の0100003の項、0100117の項、0100119の項、0100199の項、0100217の項、0100300の項、0100324の項、0100356の項、0100357の項、0100367の項、0100368の項、0100371の項、0100372の項、0100373の項、0100387の項、0100511の項、0100550の項、0100564の項、0100580の項、0100592の項、0100601の項、0100606の項、0100659の項、0100662の項、0100752の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士	告示別表第四の0100003の項、0100117の項、0100119の項、0100199の項、0100217の項、0100300の項、0100324の項、0100356の項、0100357の項、0100367の項、0100368の項、0100371の項、

	0140361の項、0140371の項、0140380の項、0140381の項、0140382の項、0140399の項、0140452の項、0140453の項、0140459の項、0140461の項及び0140462の項に規定する機能要件の標準
福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都大田区、東京都葛飾区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県浜松市	告示別表第二の0140025の項及び0140190の項に規定する機能要件の標準
福島県福島市、東京都葛飾区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県浜松市	告示別表第三の0150082の項、0150220の項、0150248の項、0150286の項、0150288の項、0150294の項及び0150345の項に規定する機能要件の標準
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第四の0100003の項、0100117の項、0100119の項、0100199の項、0100217の項、0100300の項、0100324の項、0100356の項、0100357の項、0100367の項、0100368の項、0100371の項、0100372の項、0100373の項、0100387の項、0100511の項、0100550の項、0100564の項、0100580の項、0100592の項、0100601の項、0100606の項、0100659の項、0100662の項、0100752の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士	告示別表第四の0100003の項、0100117の項、0100119の項、0100199の項、0100217の項、0100300の項、0100324の項、0100356の項、0100357の項、0100367の項、0100368の項、0100371の項、

幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌

0100372の項、0100373の項、0100387の項、0100511の項、0100550の項、0100564の項、0100580の項、0100592の項、0100601の項、0100606の項、0100659の項、0100662の項、0100752の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準

幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌

0100372の項、0100373の項、0100387の項、0100511の項、0100550の項、0100564の項、0100580の項、0100592の項、0100601の項、0100606の項、0100659の項、0100662の項、0100752の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準

山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県梼原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宮若市、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県浅口市、岡山県玉野市、岡山県赤磐市、岡山県

告示別表第四の0100044の項、0100117の項、0100119の項、0100121の項、0100258の項、0100304の項、0100305の項、0100324の項、0100326の項、0100360の項、0100378の項、0100404の項、0100426の項、0100436の項、0100471の項、0100491の項、0100557の項、0100606の項、0100626の項、0100643の項、0100712の項、0100716の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準

山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県梼原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宮若市、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前市、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県

告示別表第四の0100044の項、0100117の項、0100119の項、0100121の項、0100258の項、0100304の項、0100305の項、0100324の項、0100326の項、0100360の項、0100378の項、0100404の項、0100426の項、0100436の項、0100471の項、0100491の項、0100557の項、0100606の項、0100626の項、0100643の項、0100712の項、0100716の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準

山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県柳倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県磐田市、	告示別表第四の0100053の項、0100143の項、0100297の項、0100312の項、0100356の項、0100404の項、0100480の項、0100540の項、0100550の項、0100610の項、0100640の項、0100643の項、0100668の項、0100709の項、0100712の項、0100752の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準

県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県磐田市、静岡県藤枝市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、愛知県長久手市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、	告示別表第四の0100053の項、0100143の項、0100297の項、0100312の項、0100356の項、0100404の項、0100480の項、0100540の項、0100550の項、0100610の項、0100640の項、0100643の項、0100668の項、0100709の項、0100712の項、0100752の項及び0100784の項に規定する機能要件の標準

静岡県藤枝市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、愛知県長久手市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県広陵町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県玉東町	福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市	北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、岩手県矢巾町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県猪苗代町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都御蔵島村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、滋賀県大津市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、	告示別表第四の0100659の項及び0100716の項に規定する機能要件の標準	告示別表第四の0100784の項に規定する機能要件の標準

和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県玉東町	福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市	北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都御蔵島村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安	告示別表第四の0100659の項及び0100716の項に規定する機能要件の標準	告示別表第四の0100784の項に規定する機能要件の標準

兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県奈良市、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道栗山町、北海道下川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、静岡県熱海市、大阪府大東市

青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県南越前町、福井県越前町、長野

告示別表第五の0110048の項、0110088の項、0110121の項、0110123の項、0110236の項及び0110274の項に規定する機能要件の標準

告示別表第五の0110108の項、0110111の項及び0110121の項に規定する機能要件の標準並びに告示別表第五の二の0118005の項、0118007の項、0118008の項、0118009の項、0118010の項、

兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県奈良市、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道栗山町、北海道下川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、静岡県熱海市、大阪府大東市

青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県

告示別表第五の0110048の項、0110088の項、0110121の項、0110123の項、0110236の項及び0110274の項に規定する機能要件の標準

告示別表第五の0110108の項、0110111の項及び0110121の項に規定する機能要件の標準並びに告示別表第五の二の0118004の項、0118005の項、0118007の項、0118008の項、0118009の項、

県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	0118011の項、0118014の項及び0118015の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈	告示別表第六の0120004の項、0120005の項、0120011の項、0120014の項、0120082の項、0120083の項、0120101の項、0120102の項、0120103の項、0120129の項、0120155の項、0120177の項、0120178の項、0120232の項、0120233の項、0120247の項、0120248の項、0120251の項、0120272の項、0120281の項、0120285の項、0120286の項、0120295の項、0120326の項、0120338の項、0120341の項、0120345の項、0120352の項、0120354の項及び0120365の項に規定する機能要件の標準

南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	0118010の項、0118011の項、0118014の項及び0118015の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神	告示別表第六の0120004の項、0120005の項、0120011の項、0120014の項、0120082の項、0120083の項、0120101の項、0120102の項、0120103の項、0120129の項、0120155の項、0120177の項、0120178の項、0120232の項、0120233の項、0120247の項、0120248の項、0120251の項、0120272の項、0120281の項、0120285の項、0120286の項、0120295の項、0120326の項、0120338の項、0120341の項、0120345の項、0120352の項、0120354の項及び0120365の項に規定する機能要件の標準

川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、静岡県清水町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県松阪市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、

告示別表第六の0120005の項、0120083の項、0120101の項、0120102の項、0120103の項、0120271の項、0120284の項、0120286の項、0120326の項及び0120338の項に規定する機能要件の標準

奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻富士町、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県鳥羽市、三重県松阪市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県名張市、三重県桑名市、三重県鳥羽市、三重県

告示別表第六の0120005の項、0120083の項、0120101の項、0120102の項、0120103の項、0120271の項、0120284の項、0120286の項、0120326の項及び0120338の項に規定する機能要件の標準

三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、大阪府茨木市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県奈良市、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

北海道松前町、北海道知内町、北海道上砂川町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道厚岸町、北海道白糠町、埼玉県和光市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、愛知県大口町、愛知県南知多町、愛知県幸田町、三重県尾鷲市、大阪府松原市、和歌山県高野町、島根県奥出雲町、広島県坂町、山口県萩市、愛媛県西条市、愛媛県四国中央市、福岡県水巻町、福岡県大刀洗町、福岡県広川町、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、熊本県八代市、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県相良村、熊本県球磨村、鹿児島県指宿市、鹿児島県曽於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県長島町、沖縄県今帰仁村

告示別表第六の0120005の項、0120078の項、0120083の項、0120139の項、0120155の項、0120171の項、0120180の項、0120188の項及び0120295の項に規定する機能要件の標準

多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、大阪府茨木市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県奈良市、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

北海道松前町、北海道知内町、北海道上砂川町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道厚真町、北海道厚岸町、北海道白糠町、埼玉県東松山市、埼玉県和光市、埼玉県富士見市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県南箕輪村、長野県中川村、静岡県湖西市、愛知県大口町、愛知県南知多町、愛知県幸田町、三重県尾鷲市、大阪府松原市、和歌山県高野町、島根県奥出雲町、島根県海士町、広島県坂町、山口県萩市、愛媛県西条市、愛媛県四国中央市、福岡県水巻町、福岡県大刀洗町、福岡県広川町、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、熊本県八代市、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県相良村、熊本県球磨村、鹿児島県指宿市、鹿児島県曽於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県長島町、沖縄県今帰仁村

告示別表第六の0120005の項、0120078の項、0120083の項、0120139の項、0120155の項、0120171の項、0120180の項、0120188の項及び0120295の項に規定する機能要件の標準

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県

告示別表第六の0120011の項、0120045の項、0120139の項、0120157の項、0120171の項、0120212の項、0120271の項、0120281の項及び0120284の項に規定する機能要件の標準

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋

告示別表第六の0120011の項、0120045の項、0120139の項、0120157の項、0120171の項、0120212の項、0120271の項、0120281の項及び0120284の項に規定する機能要件の標準

彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第六の0120011の項、0120102の項、0120103の項、0120272の項、0120285の項、0120345の項及び0120365の項に規定する機能要件の標準並びに告示別表第六の二の0128012の項、0128013の項、0128015の項、0128020の項及び0128025の項に規定する機能要件の標準	
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第六の0120011の項、0120045の項、0120157の項、0120171の項及び0120281の項に規定する機能要件の標準	
東京都国立市、東京都大島町	告示別表第六の0120271の項、0120273の項及び0120284の項に規定する機能要件の標準	
青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県	告示別表第七の0130020の項、0130068の項、0130080の項、0130087の項、0130099の項、0130107の項、0130182の項、0130208の項及び0130214の項に規定する機能要件の標準並びに告示別表第七の二の0138007の項及び0138008の項に規定する機能要件の標準	

青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、福井県鯖江市、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第六の0120011の項、0120102の項、0120103の項、0120272の項、0120285の項、0120345の項及び0120365の項に規定する機能要件の標準並びに告示別表第六の二の0128012の項、0128013の項、0128015の項、0128020の項及び0128025の項に規定する機能要件の標準	
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第六の0120011の項、0120045の項、0120157の項、0120171の項及び0120281の項に規定する機能要件の標準	
東京都国立市、東京都大島町	告示別表第六の0120271の項、0120273の項及び0120284の項に規定する機能要件の標準	
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府	告示別表第七の0130020の項、0130068の項、0130080の項、0130087の項、0130099の項、0130107の項、0130182の項、0130208の項及び0130214の項に規定する機能要件の標準並びに告示別表第七の二の0138007の項及び0138008の項に規定する機能要件の標準	

丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市		
東京都国立市、東京都大島町	告示別表第七の0130056の項、0130169の項及び0130208の項に規定する機能要件の標準	
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、	告示別表第七の0130077の項、0130116の項、0130117の項、0130147の項、0130153の項及び0130158の項に規定する機能要件の標準	

吹田市、大阪府寝屋川市、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市		
東京都国立市、東京都大島町	告示別表第七の0130056の項、0130169の項及び0130208の項に規定する機能要件の標準	
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、	告示別表第七の0130077の項、0130116の項、0130117の項、0130147の項、0130153の項及び0130158の項に規定する機能要件の標準	

埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

［二　略］

三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の税務システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
静岡県熱海市、大阪府大東市	告示別表第八の0140002の項、0140006の項、0140007の項、0140019の項、0140020の項、0140021の項、0140022の項、0140023の項、0140024の項、0140025の項、0140026の項、0140029の項、0140078の項、0140085の項、0140086の項、0140088の項、0140090の項、0140099の項、0140102の項、0140103の項、0140105の項、0140124の項、0140128の項、0140139の項、0140141の項及び0140143の項に規定する帳票要件の標準

埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

［二　同上］

三　［同上］

地方公共団体	帳票要件の標準
静岡県熱海市、大阪府大東市	告示別表第八の0140002の項、0140006の項、0140007の項、0140019の項、0140020の項、0140021の項、0140022の項、0140023の項、0140024の項、0140025の項、0140026の項、0140029の項、0140078の項、0140085の項、0140086の項、0140088の項、0140090の項、0140099の項、0140102の項、0140103の項、0140105の項、0140124の項、0140128の項、0140139の項、0140141の項及び0140143の項に規定する帳票要件の標準

青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県小豆島町、香川県土庄町、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第八の0140080の項、0140081の項、0140085の項、0140086の項、0140102の項、0140105の項、0140115の項、0140116の項、0140117の項、0140133の項及び0140134の項に規定する帳票要件の標準
福島県福島市、東京都葛飾区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県浜松市	告示別表第九の0150472の項及び0150519の項に規定する帳票要件の標準
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、	告示別表第十の0100002の項、0100004の項、0100022の項、0100033の項、0100034の項、0100046の項及び0100164の項に規定する帳票要件の標準

青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第八の0140080の項、0140081の項、0140085の項、0140086の項、0140102の項、0140105の項、0140115の項、0140116の項、0140117の項、0140133の項及び0140134の項に規定する帳票要件の標準
福島県福島市、東京都葛飾区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県浜松市	告示別表第九の0150472の項及び0150519の項に規定する帳票要件の標準
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、	告示別表第十の0100002の項、0100004の項、0100022の項、0100033の項、0100034の項、0100046の項及び0100164の項に規定する帳票要件の標準

秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知

秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田

県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県志免町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、

告示別表第十の0100002の項、0100004の項、0100022の項、0100033の項、0100034の項、0100046の項及び0100164の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第十の0100005の項、0100016の項、0100022の項、0100025の項、0100033の項、0100034の項、0100040の項、0100041の項、0100042の項、0100043の項、0100049の項、0100066の項、0100078の項、0100080の項、0100082の項、0100083の項、0100084の項、0100124の項、0100125の項、0100131の項、0100133の項及び0100134の項に規定する帳票要件の標準

町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県さくら市、

告示別表第十の0100002の項、0100004の項、0100022の項、0100033の項、0100034の項、0100046の項及び0100164の項に規定する帳票要件の標準

告示別表第十の0100005の項、0100016の項、0100022の項、0100025の項、0100033の項、0100034の項、0100040の項、0100041の項、0100042の項、0100043の項、0100049の項、0100066の項、0100078の項、0100080の項、0100082の項、0100083の項、0100084の項、0100124の項、0100125の項、0100131の項、0100133の項及び0100134の項に規定する帳票要件の標準

栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県磐田市、静岡県藤枝市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、愛知県長久手市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県三宅町、奈良県田原本町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、熊本県玉東町	告示別表第十の0100016の項、0100021の項、0100033の項、0100042の項、0100049の項、0100066の項、0100078の項、0100102の項、0100126の項及び0100131の項に規定する帳票要件の標準

上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県磐田市、静岡県藤枝市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、愛知県長久手市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県玉東町	

	三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	
告示別表第十の0100025の項に規定する帳票要件の標準	福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市	
告示別表第十一の110002の項、0110003の項、0110024の項及び0110025の項に規定する帳票要件の標準	青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	
告示別表第十一の0110006の項、0110019の項、0110029の項、0110030の項、0110031の項、0110033の項、0110034の項、0110040の項、0110049の項及び0110062の項に規定する帳票要件の標準	北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道栗山町、北海道下川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、静岡県熱海市、大阪府大東市	
告示別表第十一の0110025の項に規定する帳票要件の標準	東京都国立市、東京都大島町	

	福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市	
告示別表第十の0100025の項に規定する帳票要件の標準	青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県倉敷市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	
告示別表第十一の0110006の項、0110019の項、0110029の項、0110030の項、0110031の項、0110033の項、0110034の項、0110040の項、0110049の項及び0110062の項に規定する帳票要件の標準	北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道栗山町、北海道下川町、北海道増毛町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、静岡県熱海市、大阪府大東市	
告示別表第十一の0110025の項に規定する帳票要件の標準	東京都国立市、東京都大島町	

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県柳津町、福島県昭和村、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県長泉町、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥

告示別表第十二の0120003の項、0120009の項、0120014の項、0120027の項、0120035の項、0120040の項、0120045の項、0120046の項、0120048の項、0120052の項、0120078の項、0120111の項、0120112の項及び0120113の項に規定する帳票要件の標準

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県長泉町、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

告示別表第十二の0120003の項、0120009の項、0120014の項、0120027の項、0120035の項、0120040の項、0120045の項、0120046の項、0120048の項、0120052の項、0120078の項、0120111の項、0120112の項及び0120113の項に規定する帳票要件の標準

取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町		
青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第十二の0120003の項、0120004の項、0120009の項、0120010の項、0120028の項、0120035の項及び0120086の項に規定する帳票要件の標準	
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、	告示別表第十二の0120004の項、0120005の項、0120010の項、0120027の項、0120112の項及び0120113の項に規定する帳票要件の標準	

	青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第十二の0120003の項、0120004の項、0120009の項、0120010の項、0120028の項、0120035の項及び0120086の項に規定する帳票要件の標準
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、	告示別表第十二の0120004の項、0120005の項、0120010の項、0120027の項、0120112の項及び0120113の項に規定する帳票要件の標準	

秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県三川町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、

秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土

高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町		
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第十二の0120004の項、0120005の項、0120010の項及び0120027の項に規定する帳票要件の標準	
北海道松前町、北海道知内町、北海道上砂川町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道厚岸町、北海道白糠町、埼玉県和光市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、愛知県大口町、愛知県南知多町、愛知県幸田町、三重県尾鷲市、大阪府松原市、和歌山県高野町、島根県奥出雲町、広島県坂町、山口県萩市、愛媛県西条市、愛媛県四国中央市、福岡県水巻町、福岡県大刀洗町、福岡県広川町、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、熊本県八代市、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県相良村、熊本県球磨村、鹿児島県指宿市、鹿児島県曽於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県長島町、沖縄県今帰仁村	告示別表第十二の0120027の項に規定する帳票要件の標準	

佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町		
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第十二の0120004の項、0120005の項、0120010の項及び0120027の項に規定する帳票要件の標準	
北海道松前町、北海道知内町、北海道上砂川町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道厚真町、北海道厚岸町、北海道白糠町、埼玉県東松山市、埼玉県和光市、埼玉県富士見市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県南箕輪村、長野県中川村、静岡県湖西市、愛知県大口町、愛知県南知多町、愛知県幸田町、三重県尾鷲市、大阪府松原市、和歌山県高野町、島根県奥出雲町、島根県海士町、広島県坂町、山口県萩市、愛媛県西条市、愛媛県四国中央市、福岡県水巻町、福岡県大刀洗町、福岡県広川町、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、熊本県八代市、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県相良村、熊本県球磨村、鹿児島県指宿市、鹿児島県曽於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県長島町、沖縄県今帰仁村	告示別表第十二の0120027の項に規定する帳票要件の標準	

東京都国立市、東京都大島町	告示別表第十三の0130014の項及び0130015の項に規定する帳票要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、	告示別表第十三の0130020の項、0130021の項、0130022の項、0130023の項、0130024の項、0130029の項、0130048の項、0130049の項、0130051の項、0130070の項、0130085の項、0130088の項、0130091の項、0130095の項及び0130108の項に規定する帳票要件の標準

東京都国立市、東京都大島町	告示別表第十三の0130014の項及び0130015の項に規定する帳票要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県かすみがうら市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県柏ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古	告示別表第十三の0130020の項、0130021の項、0130022の項、0130023の項、0130024の項、0130029の項、0130048の項、0130049の項、0130051の項、0130070の項、0130085の項、0130088の項、0130091の項、0130095の項及び0130108の項に規定する帳票要件の標準

静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

青森県五所川原市、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県越前市、福井県鯖江市、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市

告示別表第十三の0130020の項、0130021の項、0130022の項、0130032の項、0130051の項、0130085の項、0130088の項、0130091の項及び0130099の項に規定する帳票要件の標準

［四　略］

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

地方公共団体
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県五所川原市、青森県横浜町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県塩竈市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県米沢市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県古殿町、福島県三春町、茨城県土浦市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、

座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市

告示別表第十三の0130020の項、0130021の項、0130022の項、0130032の項、0130051の項、0130085の項、0130088の項、0130091の項及び0130099の項に規定する帳票要件の標準

［四　同上］

五　［同上］

地方公共団体
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県塩竈市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県米沢市、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県古殿町、福島県三春町、茨城県土浦市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県阿見町、茨城県

茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県上野村、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県飯田市、静岡県磐田市、静岡県藤枝市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、愛知県長久手市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県広陵町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県上野村、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県小川町、埼玉県嵐山町、埼玉県滑川町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県富津市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県東庄町、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県飯田市、静岡県磐田市、静岡県藤枝市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、愛知県知多市、愛知県みよし市、愛知県長久手市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市

○総務省告示第三百二十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第五十一号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百五十二号（税務システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。	
地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県平内町、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県加須市、埼玉県蕨市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都港区、東京都江東区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都昭島市、東京都町田市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県金沢市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県岐阜市、	令和九年四月一日

改正前	
［同上］	
地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県草加市、埼玉県蕨市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県市川市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都港区、東京都江東区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都昭島市、東京都町田市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県金沢市、石川県小松市、福井県美浜町、福井県敦賀市、福井県高浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、長野県松本市、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、	令和九年四月一日

岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県揖斐川町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県大野町、岐阜県北方町、岐阜県池田町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県湖西市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県みよし市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、大阪府八尾市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県加古川市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福

岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、大阪府岸和田市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県加古川市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美咲町、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐

岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県仙台市、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、東京都目黒区、東京都杉並区、東京都東村山市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、長野県松本市、愛知県刈谷市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府久御山町、京都府井手町、京都府笠

令和十年四月一日

賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県仙台市、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県越谷市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、東京都東村山市、神奈川県平塚市、神奈川県横須賀市、神奈川県大和市、神奈川県鎌倉市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県砺波市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、愛知県刈谷市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府高槻市、大阪府泉佐野市、大阪府東大阪市、兵庫県尼崎市、

令和十年四月一日

置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府高槻市、大阪府泉佐野市、大阪府高石市、大阪府東大阪市、兵庫県尼崎市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県北山村、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県糸島市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県熊本市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町		
福島県郡山市、埼玉県入間市、千葉県千葉市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、大阪府堺市、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、広島県広島市、福岡県北九州市	令和十一年四月一日	
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、京都府京都市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県東広島市、広島県府中町、福岡県福岡市、大分県別府市	令和十二年四月一日	
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、新潟県新潟市、石川県小松市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市	令和十三年四月一日	

兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、和歌山県那智勝浦町、島根県雲南市、福岡県糸島市、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県熊本市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町		
北海道岩見沢市、福島県郡山市、千葉県千葉市、神奈川県川崎市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府堺市、兵庫県赤穂市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市	令和十一年四月一日	
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、京都府京都市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県東広島市、広島県府中町、福岡県福岡市、大分県別府市	令和十二年四月一日	
宮城県村田町、新潟県新潟市、静岡県静岡市、静岡県沼津市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、和歌山県北山村、鳥取県鳥取市	令和十三年四月一日	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百三十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年九月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001～016　（略）	001～016　（略）
017　デンプン由来吸収性局所止血材	（新設）
⑴　標準型　１ｇ当たり12,600円	
⑵　織布型　１㎠当たり48円	
Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～033　（略）	001～033　（略）
034　胆道ステントセット	034　胆道ステントセット
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　自動装着システム付	⑵　自動装着システム付
①　永久留置型（標準型）	①　永久留置型
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
②　（略）	②　（略）
③　永久留置型（分岐部対応型）	（新設）
ア　カバーあり　345,000円	
イ　カバーなし　340,000円	
035～105　（略）	035～105　（略）
106　微線維性コラーゲン	106　微線維性コラーゲン　１ｇ当たり12,900円
⑴　標準型　１ｇ当たり12,900円	
⑵　フロアブル型（トロンビン非含有）　48,700円	
107～116　（略）	107～116　（略）
117　植込型除細動器	117　植込型除細動器
⑴　植込型除細動器（Ⅲ型）	⑴　植込型除細動器（Ⅲ型）
①～③　（略）	①～③　（略）
④　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　2,720,000円	（新設）
⑵　植込型除細動器（Ⅴ型）	⑵　植込型除細動器（Ⅴ型）　2,660,000円
①　標準型　2,660,000円	
②　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　2,800,000円	
118～143　（略）	118～143　（略）
144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器	144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器
⑴　単極又は双極用	⑴　単極又は双極用
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　4,550,000円	（新設）
⑵　４極用	⑵　４極用
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　4,960,000円	（新設）

145～148	（略）	
149	血管内光断層撮影用カテーテル	
(1)	標準型	132,000円
(2)	血管内超音波プローブ一体型	132,000円
150～181	（略）	
182	経カテーテル人工生体弁セット	
(1)	バルーン拡張型人工生体弁セット	
①	標準型	4,510,000円
②	特殊型	4,730,000円
(2)	（略）	
183～244	（略）	
245	吸収性食道用ステント	261,000円
246	ヒトｉＰＳ細胞由来心筋細胞シート	53,200,000円
247	除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー	79,600円

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金　インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	15,871円
003　歯科鋳造用14カラット金合金　鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	16,036円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	16,040円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	15,507円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	5,232円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	7,770円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	296円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	383円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	335円
014～072　（略）		

Ⅶ　（略）

Ⅷ　別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～015	（略）	
016	デンプン由来吸収性局所止血材	
(1)	標準型	１ｇ当たり12,600円
(2)	織布型	１㎠当たり48円

145～148	（略）	
149	血管内光断層撮影用カテーテル	132,000円
150～181	（略）	
182	経カテーテル人工生体弁セット	
(1)	バルーン拡張型人工生体弁セット	
①	期限付改良加算なし	4,510,000円
②	期限付改良加算あり	4,720,000円
(2)	（略）	
183～244	（略）	
（新設）		
（新設）		
（新設）		

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金　インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	16,789円
003　歯科鋳造用14カラット金合金　鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	16,954円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	16,958円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	16,425円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	5,746円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	8,250円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	327円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	414円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	353円
014～072　（略）		

Ⅶ　（略）

Ⅷ　別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～015	（略）
（新設）	

Ⅸ　経過措置

（1）　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133　（略）	（略）	（略）
146　（略）	（略）	（略）
182　経カテーテル人工生体弁セット （1）　バルーン拡張型人工生体弁セット ②　特殊型 （承認番号） 22800BZX00094000	令和８年９月１日から 令和10年５月31日まで	4,940,000円
（2）　（略）		

○厚生労働省告示第三百三十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年九月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十　（略）	一～二十　（略）
二十一　削除	二十一　テネクテプラーゼ静脈内投与療法　脳梗塞（発症から四・五時間以内のものに限る。）
二十二～四十五　（略）	二十二～四十五　（略）

○厚生労働省告示第三百三十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和九年十月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

別表（第一号～第三号関係）

改正後			改正前		
物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アクロレイン	（略）	（略）	アクロレイン	（略）	（略）
アジ化水素	二	0.1ppm	（新設）	（新設）	（新設）
アジ化ナトリウム	0.2mg／m³	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

アセトニトリル	（略）	（略）
アセトフェノン	４ppm	—
アセトンシアノヒドリン	（略）	（略）
アゾジカルボンアミド	0.02㎎／㎥	—
（略）	（略）	（略）
２―アミノエタノール	（略）	（略）
４―アミノ―６―ターシャリ―ブチル―３―メチルチオ―１，２，４―トリアジン―５（４Ｈ）―オン（別名メトリブジン）	１㎎／㎥	—
（略）	（略）	（略）
３―（アルファ―アセトニルベンジル）―４―ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）	（略）	（略）
アルファ―ピネン	５ppm	—
（略）	（略）	（略）
２―エチルヘキサン酸	（略）	（略）
Ｎ―エチルモルホリン	３ppm	—
（略）	（略）	（略）
２，３―エポキシプロピル＝フェニルエーテル	（略）	（略）
塩化亜鉛	—	４㎎／㎥※
（略）	（略）	（略）
塩化ホスホリル	（略）	（略）
塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	0.5㎎／㎥	—
（略）	（略）	（略）
クロム	（略）	（略）
クロロアセトアルデヒド	0.3ppm	１ppm
（略）	（略）	（略）
クロロ酢酸	（略）	（略）
１―クロロ―１，１―ジフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―142ｂ）	1,000ppm	—
（略）	（略）	（略）
２―クロロ―１，３―ブタジエン	（略）	（略）
クロロメタン（別名塩化メチル）	10ppm	—
（略）	（略）	（略）

アセトニトリル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
アセトンシアノヒドリン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２―アミノエタノール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
３―（アルファ―アセトニルベンジル）―４―ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２―エチルヘキサン酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２，３―エポキシプロピル＝フェニルエーテル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
塩化ホスホリル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
クロム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
クロロ酢酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２―クロロ―１，３―ブタジエン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

２―シアノアクリル酸メチル	（略）	（略）
シアン化亜鉛（Ⅱ）	シアンとして1.5mg／m³	シアンとして4.5mg／m³※
（略）	（略）	（略）
ジクロロエチレン（１，１―ジクロロエチレンに限る。）	（略）	（略）
ジクロロ酢酸	0.15ppm	―
（略）	（略）	（略）
ジチオりん酸Ｏ，Ｏ―ジメチル―Ｓ―[(４―オキソ―１，２，３―ベンゾトリアジン―３(４Ｈ)―イル）メチル](別名アジンホスメチル)	（略）	（略）
２―（ジ―ノルマル―ブチルアミノ）エタノール	15mg／m³	―
（略）	（略）	（略）
ジメチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	（略）	（略）
臭化エチル	５ppm	―
（略）	（略）	（略）
臭素	（略）	（略）
硝酸亜鉛（Ⅱ）及びその六水和物	亜鉛として2.5mg／m³	―
しよう脳	（略）	（略）
シラン	30ppm	―
水酸化カリウム	１mg／m³	２mg／m³※
水酸化カルシウム	（略）	（略）
水酸化ナトリウム	１mg／m³	２mg／m³※
（略）	（略）	（略）
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	（略）	（略）
ストリキニーネ	0.15mg／m³	―

２―シアノアクリル酸メチル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジクロロエチレン（１，１―ジクロロエチレンに限る。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジチオりん酸Ｏ，Ｏ―ジメチル―Ｓ―[(４―オキソ―１，２，３―ベンゾトリアジン―３(４Ｈ)―イル）メチル](別名アジンホスメチル)	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジメチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
臭素	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
しよう脳	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
水酸化カルシウム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

セレン	（略）	（略）
ターシャリーブチルアミン	３ppm	—
ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド	0.5ppm	—
（略）	（略）	（略）
タリウム	（略）	（略）
炭化けい素（炭化けい素ウィスカーに限る。）	0.1繊維／ml	—
タングステン	３mg／m³	—
（略）	（略）	（略）
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（２，４，５－トリクロロフェニル）（別名ロンネル）	（略）	（略）
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）（別名フェンチオン）	0.05mg／m³	—
鉄水溶性塩（硫酸鉄（Ⅱ）七水和物に限る。）	鉄として１mg／m³	—
（略）	（略）	（略）
１，２，３，４－テトラヒドロナフタレン	（略）	（略）
１，１，２，２－テトラブロモエタン	0.1ppm	—
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	（略）	（略）
テルル	0.1mg／m³	—
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅱ）、塩化銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（１／３）、銅、四塩化銅（Ⅱ）酸二アンモニウム二水和物、四塩化銅（Ⅱ）酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅（Ⅰ）及び弗化銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg／m³	—
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅰ）に限る。）	銅として 0.3mg／m³	—
銅及びその化合物（シアン化銅（Ⅰ）及び炭酸銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（１／１）に限る。）	銅として１mg／m³	—

セレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
タリウム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（２，４，５－トリクロロフェニル）（別名ロンネル）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
１，２，３，４－テトラヒドロナフタレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

銅及びその化合物並びに弗素及びその水溶性無機化合物（六弗化けい酸銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg／m³	—
銅及びその化合物並びに沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）	沃素として 0.08mg／m³	—
銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）	銅として 0.01mg／m³	—
（略）	（略）	（略）
１，２，４―トリクロロベンゼン	（略）	（略）
１，３，５―トリクロロベンゼン	0.5ppm	—
Ｎ―（トリクロロメチルチオ）―１，２，３，６―テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	（略）	（略）
１，３，５―トリス（２，３―エポキシプロピル）―１，３，５―トリアジン―２，４，６（１Ｈ，３Ｈ，５Ｈ）―トリオン	0.05mg／m³	—
（略）	（略）	（略）
パラ―メトキシフェノール	（略）	（略）
バリウム	１mg／m³	—
（略）	（略）	（略）
ピレトラム	（略）	（略）
１―（Ｎ―フェニルアミノ）ナフタレン	１mg／m³	—
フェニルオキシラン	（略）	（略）
２―フェニルフェノール	10mg／m³	—
（略）	（略）	（略）
弗化スルフリル	（略）	（略）
弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛、弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）に限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ヘプタン（ノルマル―ヘプタンに限る。）	（略）	（略）
ベンジルアルコール	２ppm	—
（略）	（略）	（略）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
１，２，４―トリクロロベンゼン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
Ｎ―（トリクロロメチルチオ）―１，２，３，６―テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
パラ―メトキシフェノール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ピレトラム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
フェニルオキシラン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
弗化スルフリル	（略）	（略）
弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ヘプタン（ノルマル―ヘプタンに限る。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）	（略）	（略）
メチルシクロヘキサン	100ppm	－
（略）	（略）	（略）
メチルナフタレン	（略）	（略）
メチル－ノルマル－ペンチルケトン	100ppm	－
（略）	（略）	（略）
２－メチルブタン－１－オール	（略）	（略）
メチルプロピルケトン	－	150ppm
（略）	（略）	（略）
沃素	（略）	（略）
ｄ－リモネン	３ppm	－
硫化ジメチル	10ppm	－
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として2.5mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
りん酸	（略）	（略）
りん酸亜鉛	亜鉛として2.5mg／m³	－
（略）	（略）	（略）

備考

１　（略）

２　※の付されている短時間濃度基準値は、第２号ロの規定の適用の対象となるとともに、第３号ハの規定の適用の対象となる天井値。

Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
メチルナフタレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２－メチルブタン－１－オール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
沃素（ようそ）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
りん酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

備考

１　（略）

２　※の付されている短時間濃度基準値は、第二号ロの規定の適用の対象となるとともに、第三号ハの規定の適用の対象となる天井値。

その他告示

○消費者庁・公正取引委員会告示第五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、マーガリン類の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第十三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月三十一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　マーガリン公正取引協議会（会長　城詰　秀尊）の申請に係るマーガリン類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年七月三十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

　マーガリン類の製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

　別記のとおり変更する。

四　認定の理由

　規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第一項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

マーガリン類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　この規約で「マーガリン類」とは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第３に規定するマーガリン及びファットスプレッドであって、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。	**第２条**　この規約で「マーガリン類」とは、マーガリン及びファットスプレッドであつて、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。
⑴　マーガリン 　食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可そ性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（乳脂肪を含まない脂肪分と乳脂肪分の合計の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）が80％以上のものをいう。	⑴　マーガリン 　食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないでつくられた可そ性のもの又は流動状のものであつて、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）が80％以上のものをいう。
⑵　ファットスプレッド 　次に掲げるものであって、油脂含有率が35％以上80％未満のものをいう。 ア　食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可そ性のもの又は流動状のもの イ　食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをして作られた可そ性のものであって、風味原料の原材料及び添加物に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあっては、カカオ分が2.5％未満であって、かつ、ココアバターが２％未満のものに限る。	⑵　ファットスプレッド 　次に掲げるものであつて、油脂含有率が35％以上80％未満のものをいう。 ア　食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせしないでつくられた可そ性のもの イ　食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをしてつくられた可そ性のものであつて、風味原料の原材料に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあつては、カカオ分が2.5％未満であつて、かつ、ココアバターが２％未満のものに限る。
２　（略）	２　（略）
３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。	３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、マーガリン類の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に明瞭に一括して表示しなければならない。ただし、容器包装の面積が30平方センチメートル以下であるものは、原材料名の表示事項を省略することができる。

⑴・⑵　（略）

⑶　原材料名

⑷　添加物

⑸　原料原産地名

⑹　（略）

⑺　（略）

⑻　保存の方法

⑼　（略）

⑽　（略）

⑾　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

⑿　栄養成分の量及び熱量

２　前項第１号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、食品表示基準第８条及び別表第20の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で日本産業規格Ｚ8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示しなければならない。ただし、商品名に「○○マーガリン」、「○○ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあっては、この限りでない。

３・４　（略）

５　次に掲げる事項は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

⑴　アレルゲン

⑵　Ｌ―フェニルアラニン化合物を含む旨

（特定事項の表示基準）

第４条　事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　原料油脂名を用いた商品名

原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が70％以上含有していなければならない。

⑵　（略）

⑶　植物性に関する事項

植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が、100％でなければならない。なお、第２条第１項第２号イに定めるファットスプレッドにあっては、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。

⑷　特定の栄養成分に関する事項

特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、食品表示基準第７条に基づき表示する。

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、マーガリン類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に明りように一括して表示しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30平方センチメートル以下であるものは、原材料名、賞味期限及び保存方法の表示事項を省略することができる。

⑴・⑵　（略）

⑶　原材料名（食品添加物を含む。）

⑷　（略）

⑸　（略）

⑹　保存方法

⑺　（略）

⑻　（略）

２　前項第１号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「ＪＡＳ法」という。）に基づくマーガリン類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1675号）第５条の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で表示しなければならない。ただし、商品名に「○○マーガリン」、「○○ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあっては、この限りでない。

３・４　（略）

（特定事項の表示基準）

第４条　事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　原料油脂名を用いた商品名

原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が70パーセント以上含有していなければならない。

⑵　（略）

⑶　植物性に関する事項

植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が、100パーセントでなければならない。なお、第２条第１項第２号イに定めるファットスプレッドにあつては、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。

⑷　特定の栄養成分に関する事項

特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）に基づき表示する。

（マーガリン公正取引協議会の設置）

第６条　（略）

２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

（違反に対する調査）

第８条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定又は第11条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

２　（略）

３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第９条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定又は第11条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第10条　（略）

２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

（施行規則の制定）

第11条　公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について施行規則を定めることができる。

２　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

（マーガリン公正取引協議会の設置）

第６条　（略）

２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもつて構成する。

（違反に対する調査）

第８条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

２　（略）

３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第９条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第10条　（略）

２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

（規則の制定）

第11条　公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。

２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。

○財務省告示第二百三十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年八月三十一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第159回	53,100,000円	53,078,856円
〃	第160回	92,670,000円	92,633,090円
〃	第161回	85,600,000円	85,538,632円
〃	第162回	164,610,000円	164,360,794円
〃	第163回	75,300,000円	75,270,016円
〃	第164回	109,550,000円	109,506,372円
〃	第165回	64,860,000円	64,834,176円
〃	第166回	96,820,000円	96,696,586円
〃	第167回	311,960,000円	311,512,596円
〃	第168回	315,870,000円	315,140,114円
〃	第169回	969,320,000円	966,230,508円
〃	第170回	388,270,000円	387,094,322円
〃	第171回	534,040,000円	532,848,560円
〃	第172回	872,650,000円	870,007,626円
〃	第173回	628,390,000円	626,687,624円
〃	第174回	1,373,600,000円	1,368,236,850円
〃	第175回	2,635,320,000円	2,622,720,554円
〃	第176回	930,610,000円	926,037,663円
〃	第177回	992,650,000円	986,828,915円
〃	第178回	1,394,500,000円	1,384,832,705円
〃	第179回	2,350,310,000円	2,335,702,038円
〃	第180回	2,498,260,000円	2,485,157,505円
〃	第181回	3,811,350,000円	3,787,354,191円
〃	第183回	4,000,000円	3,975,014円
〃	第184回	7,000,000円	6,957,682円
〃	第185回	31,000,000円	30,819,428円
〃	第186回	1,000,000円	995,406円
〃	第187回	3,000,000円	2,985,890円
〃	第188回	6,000,000円	5,965,275円
〃	第189回	10,000,000円	9,945,162円
〃	第190回	13,000,000円	12,952,754円
〃	第191回	14,000,000円	13,958,921円
〃	第193回	78,140,000円	78,120,605円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第125回	60,700,000円	60,675,822円
〃	第126回	104,970,000円	104,928,188円
〃	第127回	86,100,000円	86,065,710円
〃	第128回	47,400,000円	47,381,120円
〃	第129回	84,550,000円	84,516,328円
〃	第130回	110,720,000円	110,675,904円
〃	第131回	101,910,000円	101,869,416円
〃	第132回	80,200,000円	80,168,060円
〃	第133回	109,560,000円	109,516,364円
〃	第134回	102,460,000円	102,419,196円
〃	第135回	152,950,000円	152,889,078円
〃	第136回	102,700,000円	102,659,096円
〃	第137回	113,520,000円	113,474,798円
〃	第138回	88,010,000円	87,974,950円
〃	第139回	106,170,000円	106,127,722円
〃	第140回	51,590,000円	51,569,458円
〃	第141回	239,090,000円	238,956,712円
〃	第142回	483,760,000円	483,066,216円
〃	第143回	505,960,000円	505,355,322円
〃	第144回	794,160,000円	793,021,032円
〃	第145回	735,770,000円	734,949,328円

〃	第146回	434,500,000円	434,188,480円
〃	第147回	325,920,000円	325,764,202円
〃	第148回	119,090,000円	119,042,570円
〃	第149回	572,300,000円	571,661,656円
〃	第150回	699,730,000円	698,559,176円
〃	第151回	1,383,520,000円	1,379,881,992円
〃	第152回	1,730,200,000円	1,724,409,680円
〃	第153回	1,191,720,000円	1,189,346,060円
〃	第154回	487,090,000円	486,391,440円
〃	第155回	661,180,000円	659,862,922円
〃	第156回	756,630,000円	754,640,460円
〃	第157回	1,518,210,000円	1,513,854,964円
〃	第158回	2,171,060,000円	2,163,275,240円
〃	第159回	4,016,640,000円	3,997,756,406円
〃	第160回	2,310,370,000円	2,299,140,098円
〃	第161回	928,990,000円	926,103,098円
〃	第162回	2,360,720,000円	2,351,126,550円
〃	第163回	1,363,690,000円	1,358,691,556円
〃	第164回	4,038,440,000円	4,019,132,184円
〃	第165回	8,086,980,000円	8,041,227,316円
〃	第166回	2,309,790,000円	2,295,695,734円
〃	第167回	4,640,340,000円	4,607,611,886円
〃	第168回	7,535,330,000円	7,473,484,084円
〃	第169回	14,632,840,000円	14,522,068,930円
〃	第170回	10,666,700,000円	10,596,346,295円
〃	第171回	63,889,720,000円	63,380,606,771円
〃	第172回	8,000,000円	7,934,764円
〃	第173回	16,200,000円	16,083,096円
〃	第174回	21,000,000円	20,843,333円
〃	第175回	6,200,000円	6,158,631円
〃	第177回	19,000,000円	18,882,283円
〃	第178回	2,000,000円	1,986,932円
〃	第179回	61,050,000円	60,706,648円
〃	第180回	35,000,000円	34,829,447円
〃	第181回	500,000円	498,505円
〃	第183回	66,090,000円	66,071,832円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第77回	31,300,000円	31,075,533円
〃	第78回	88,400,000円	87,702,645円
〃	第79回	165,810,000円	164,482,155円
〃	第80回	33,640,000円	33,379,993円
〃	第81回	219,180,000円	217,296,858円
〃	第82回	200,570,000円	199,203,532円
〃	第83回	502,110,000円	498,509,083円
〃	第84回	174,940,000円	173,559,950円
〃	第85回	118,990,000円	118,037,105円
〃	第86回	64,350,000円	63,852,621円
〃	第87回	101,500,000円	100,656,218円
〃	第88回	183,380,000円	182,130,643円
〃	第89回	61,510,000円	61,068,883円
〃	第90回	122,100,000円	121,136,792円
〃	第91回	103,100,000円	102,274,365円
〃	第92回	187,460,000円	186,011,053円
〃	第93回	106,480,000円	105,572,299円
〃	第94回	215,200,000円	213,733,855円
〃	第95回	138,540,000円	137,546,465円
〃	第96回	232,060,000円	230,229,344円
〃	第97回	296,170,000円	293,798,212円
〃	第98回	194,920,000円	193,413,407円

〃	第99回	318,590,000円	315,871,693円
〃	第100回	195,960,000円	194,624,944円
〃	第101回	247,100,000円	245,327,927円
〃	第102回	157,160,000円	155,920,215円
〃	第103回	359,610,000円	356,730,176円
〃	第104回	159,950,000円	158,713,704円
〃	第105回	134,540,000円	133,445,972円
〃	第106回	248,050,000円	246,360,051円
〃	第107回	468,010,000円	464,653,649円
〃	第108回	2,497,280,000円	2,477,579,457円
〃	第109回	473,540,000円	469,747,777円
〃	第110回	360,220,000円	357,435,749円
〃	第111回	265,590,000円	263,385,680円
〃	第112回	345,550,000円	343,195,796円
〃	第113回	356,260,000円	353,705,072円
〃	第114回	321,870,000円	319,330,866円
〃	第115回	192,320,000円	190,779,881円
〃	第116回	647,550,000円	642,544,845円
〃	第117回	749,420,000円	743,014,748円
〃	第118回	293,580,000円	291,579,873円
〃	第119回	464,640,000円	461,307,807円
〃	第120回	563,410,000円	558,965,416円
〃	第121回	35,080,000円	34,799,078円
〃	第122回	35,380,000円	35,106,547円
〃	第123回	25,670,000円	25,446,082円
〃	第124回	34,670,000円	34,433,814円
〃	第125回	75,790,000円	75,246,478円
〃	第126回	322,140,000円	319,598,732円
〃	第127回	288,250,000円	285,941,645円
〃	第128回	188,240,000円	186,785,039円
〃	第129回	346,330,000円	343,350,316円
〃	第130回	162,850,000円	161,740,537円
〃	第131回	232,450,000円	230,782,991円
〃	第132回	732,990,000円	727,207,643円
〃	第133回	279,190,000円	276,954,212円
〃	第134回	92,160,000円	91,447,682円
〃	第135回	315,720,000円	313,144,876円
〃	第136回	327,280,000円	325,050,286円
〃	第137回	230,220,000円	228,568,991円
〃	第138回	242,270,000円	240,358,815円
〃	第139回	150,940,000円	149,731,252円
〃	第140回	254,590,000円	252,622,202円
〃	第141回	548,740,000円	544,237,493円
〃	第142回	554,790,000円	551,010,257円
〃	第143回	807,000,000円	801,212,579円
〃	第144回	1,689,420,000円	1,676,092,577円
〃	第145回	502,320,000円	498,297,342円
〃	第146回	785,130,000円	779,061,473円
〃	第147回	914,480,000円	907,133,839円
〃	第148回	717,340,000円	712,452,841円
〃	第149回	701,550,000円	696,518,835円

〃	第150回	913,520,000円	906,313,505円
〃	第151回	599,250,000円	594,451,099円
〃	第152回	267,080,000円	265,015,678円
〃	第153回	500,580,000円	496,329,712円
〃	第154回	1,100,960,000円	1,093,459,250円
〃	第155回	923,690,000円	917,065,745円
〃	第156回	970,380,000円	962,724,969円
〃	第157回	580,920,000円	576,267,879円
〃	第158回	669,020,000円	663,848,933円
〃	第159回	1,272,480,000円	1,261,473,853円
〃	第160回	474,100,000円	470,870,017円
〃	第161回	1,151,410,000円	1,143,152,644円
〃	第162回	971,470,000円	963,806,349円
〃	第163回	1,329,470,000円	1,318,823,285円
〃	第164回	836,830,000円	830,361,893円
〃	第165回	658,840,000円	653,233,886円
〃	第166回	730,720,000円	725,741,663円
〃	第167回	1,048,410,000円	1,040,891,277円
〃	第168回	620,860,000円	615,962,232円
〃	第169回	797,430,000円	791,044,062円
〃	第170回	1,025,590,000円	1,017,662,885円
〃	第171回	1,184,460,000円	1,174,199,896円
〃	第172回	2,051,590,000円	2,037,612,526円
〃	第173回	817,410,000円	811,547,947円
〃	第174回	774,680,000円	768,568,789円
〃	第175回	722,970,000円	717,180,317円
〃	第176回	670,910,000円	665,724,350円
〃	第177回	978,280,000円	969,909,339円
〃	第178回	409,940,000円	407,160,609円
〃	第179回	1,351,160,000円	1,341,519,055円
〃	第180回	1,011,930,000円	1,003,947,183円
〃	第181回	691,330,000円	685,793,749円
〃	第182回	742,830,000円	737,102,142円
〃	第183回	2,068,290,000円	2,049,913,644円
〃	第184回	200,000円	197,949円
〃	第185回	7,460,000円	7,389,953円
〃	第186回	49,600,000円	49,222,520円
〃	第187回	26,640,000円	26,445,125円
〃	第189回	49,530,000円	49,273,999円
〃	第192回	1,000,000円	996,433円
〃	第195回	121,910,000円	121,877,038円
合　　計		220,375,760,000円	218,894,421,613円

告　　示

国家試験

令和８年度水産業普及指導員資格試験の実施について

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和４年３月29日付け３水港第2556号農林水産事務次官依命通知）別表２水産業普及指導員資格試験実施要領第４の規定に基づき、令和８年度水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

令和８年８月31日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

第１　試験方法

水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

１　書類審査

業績報告書（別記様式第１号）に記載した職務内容及び審査課題に対する報告書により、普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

２　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

⑴　基礎課題（共通問題）

水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

⑵　専門課題（選択問題）

水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

３　口述試験

面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

第２　筆記試験及び口述試験の実施期日及び場所

⑴　実施期日

ア　筆記試験　令和８年12月３日（木）

イ　口述試験　令和８年12月４日（金）

⑵　場　　所　東京都特別区

注１：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

注２：場所の詳細については、受験票の送付に併せて通知する。

第３　受験資格

１　試験を受けることができる者は、⑴から⑶までのいずれかに該当する者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後筆記試験の実施期日までに、次のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が２年以上に達するもの

ア　国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

⑵　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、⑴に規定する正規の課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、その後筆記試験の実施期日までに、⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が４年以上に達するもの

⑶　学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業後又は合格後筆記試験の実施期日までに⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

４　２又は３の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第２号）に、２に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、３に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

５　農林水産大臣は、４の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

第４　受験手続

１　受験願書等の提出

試験を受けようとする者は、⑴から⑷までに掲げる書類（以下「受験願書等」という。）を令和８年９月17日（木）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関１丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛てに簡易書留扱いにして郵送するものとする。

なお、封筒の表面には、「水産業普及指導員資格試験願書在中」と朱書するものとする。

⑴　受験願書（別記様式第３号）

⑵　業績報告書（別記様式第１号）

⑶　第３の１に規定する学歴又は資格を有することを証する書類（受験の当該年度発行のもの）

⑷　第３の５の認定書の交付を受けた者にあっては、当該認定書

２　受験願書等の補正

農林水産大臣は、受験願書等に不備があるときは、その補正を求めるものとする。

３　受験票の交付

農林水産大臣は、受験願書等を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。

４　審査課題に対する報告書の提出

試験を受けようとする者は、３により交付された審査課題に対する報告書を作成し、令和８年10月15日（木）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関１丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛てに簡易書留扱いにして郵送するものとする。

５　審査課題に対する報告書は、指定された様式で提出するものとする。

第５　合格の発表及び合格証書の交付

合格者の受験番号は、試験施行後30日以内に公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

第６　不正行為に対する処分

試験に関し不正行為があった場合は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

第７　受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

第８　個人情報の取扱い

受験願書及びその添付書類等に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

第９　その他

１　受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別な措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。

２　受験資格、受験手続等の詳細については、水産庁ホームページ（https://www.jfa.maff.go.jp/）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は水産庁増殖推進部研究指導課に問い合わせることとする。

別記様式第１号（第１、第４関係）

（日本産業規格Ａ４判）

業　績　報　告　書

氏　名

最終学歴

職　歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1			年　月　～ 年　月 （○年○か月）	
2			年　月　～ 年　月 （○年○か月）	
3			年　月　～ 年　月 （○年○か月）	

上記について相違ないことを証明する。

年　月　日

所属長職名

氏　名

（備考）

（１）　勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。

（２）　職務業績の要約は、第３の１の（１）のア又はイに該当する職務内容を具体的に記載すること。

別記様式第２号（第３関係）

（日本産業規格Ａ４判）

認　定　申　請　書

年　月　日

農林水産大臣　殿

現住所

電話番号

（ふりがな）

氏　名

生年月日　　年　月　日

水産業普及指導員資格試験を受けるため、水産業普及指導員資格試験実施要領第３第４項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

水産業普及指導員資格試験実施要領第３の○＊の規定による事項

（備考）

＊は、「２」、「３」又は「２及び３」のいずれかを記入すること。

別記様式第３号（第４関係）

（日本産業規格Ａ４判）

受　験　願　書

農林水産大臣　殿

現住所

電話番号

（ふりがな）

氏　名

生年月日　年　月　日

水産業普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年　月　日

氏　名

受験番号	＊

写　真
縦　４５ｍｍ×
横　３５ｍｍ

過去の受験歴

受験年度	
受験番号	

水産業普及指導員資格試験実施要領の第６の２に該当する者は下記の□にレ点を入れる。

□

※過去の受験歴は、試験に合格した者以外の者であって、書類審査の合格の基準要件を満たした者のうち、やむを得ぬ事情により、筆記試験及び口述試験を辞退した者であって、書類審査の免除を求める者のみ記載。

（備考）

（１）　電話番号は平日の昼間の連絡先とすること。

（２）　＊は、空欄とすること。

（３）　６月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真を貼付すること。

official_gazette

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和８年度の令和８年６月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年８月31日　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	83,735,000,000	174,798,114	—	174,798,114	△83,560,201,885	0.2
租税	82,655,000,000	78,051,914	—	78,051,914	△82,576,948,085	0.0
所得税	25,325,000,000	—	—	—	△25,325,000,000	—
防衛特別所得税	38,000,000	—	—	—	△38,000,000	—
法人税	20,696,000,000	—	—	—	△20,696,000,000	—
防衛特別法人税	576,000,000	—	—	—	△576,000,000	—
相続税	3,818,000,000	16,535,921	—	16,535,921	△3,801,464,078	0.4
消費税	26,688,000,000	—	—	—	△26,688,000,000	—
酒税	1,147,000,000	4,199,832	—	4,199,832	△1,142,800,167	0.3
たばこ税	976,000,000	332,777	—	332,777	△975,667,222	0.0
揮発油税	972,000,000	—	—	—	△972,000,000	—
石油ガス税	4,000,000	31	—	31	△3,999,968	0.0
航空機燃料税	40,000,000	11	—	11	△39,999,988	0.0
石油石炭税	598,000,000	—	—	—	△598,000,000	—
電源開発促進税	314,000,000	—	—	—	△314,000,000	—
自動車重量税	421,000,000	17,012,399	—	17,012,399	△403,987,600	4.0
国際観光旅客税	130,000,000	134,172	—	134,172	△129,865,828	0.1
関税	903,000,000	39,088,067	—	39,088,067	△863,911,932	4.3
とん税	9,000,000	748,699	—	748,699	△8,251,300	8.3
印紙収入						
印紙収入	1,080,000,000	96,746,200	—	96,746,200	△983,253,799	8.9

官業益金及官業収入						
官業収入	54,375,414	4,093,658	9,330,217	13,423,875	△ 40,951,538	24.6
政府資産整理収入	180,961,066	1,745,265	5,044,857	6,790,122	△ 174,170,943	3.7
国有財産処分収入	32,299,378	1,594,820	4,629,610	6,224,430	△ 26,074,947	19.2
回収金等収入	148,661,688	150,445	415,246	565,691	△ 148,095,996	0.3
雑収入	8,754,177,301	135,297,065	432,789,462	568,086,528	△ 8,186,090,772	6.4
国有財産利用収入	112,444,902	4,970,714	20,082,084	25,052,798	△ 87,392,103	22.2
納付金	1,920,890,305	44,663,015	67,038,585	111,701,601	△ 1,809,188,703	5.8
諸収入	6,720,842,094	85,663,335	345,668,791	431,332,127	△ 6,289,509,966	6.4
公債金						
公債金	32,697,504,625	3,214,786,136	1,365,999,910	4,580,786,046	△ 28,116,718,578	14.0
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	733,254	—	—	—	△ 733,254	—
合計	125,422,751,660	3,530,720,240	1,813,164,447	5,343,884,687	△ 120,078,866,972	4.2

(2) 歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,648,753	1,859,679	367,411	2,227,090	11,421,662	16.3
国会	145,773,232	18,259,917	15,905,937	34,165,854	111,607,377	23.4
裁判所	387,221,498	53,274,550	38,049,796	91,324,347	295,897,150	23.5
会計検査院	18,106,659	2,563,209	1,728,311	4,291,521	13,815,137	23.7
内閣	175,400,615	9,162,768	10,004,881	19,167,650	156,232,965	10.9
内閣府	5,150,838,925	78,691,629	1,408,373,230	1,487,064,859	3,663,774,065	28.8
デジタル庁	294,543,189	11,383,754	15,158,096	26,541,850	268,001,338	9.0
防災庁	2,414,573	—	—	—	2,414,573	—
総務省	23,187,059,426	4,770,697,827	8,753,830,611	13,524,528,439	9,662,530,987	58.3
法務省	944,653,365	119,559,806	91,414,208	210,974,015	733,679,350	22.3
外務省	889,281,550	38,246,286	241,451,655	279,697,941	609,583,608	31.4
財務省	36,327,120,654	6,670,962,878	323,932,014	6,994,894,892	29,332,225,761	19.2
文部科学省	7,721,240,251	778,293,784	1,434,431,785	2,212,725,569	5,508,514,681	28.6
厚生労働省	36,528,554,845	4,713,257,742	6,565,019,293	11,278,277,035	25,250,277,809	30.8
農林水産省	3,373,532,872	113,669,755	195,059,268	308,729,024	3,064,803,848	9.1
経済産業省	2,005,220,872	47,215,571	259,406,463	306,622,035	1,698,598,836	15.2
国土交通省	9,951,805,826	336,888,229	212,345,875	549,234,105	9,402,571,721	5.5
環境省	565,810,507	9,507,389	21,966,938	31,474,328	534,336,178	5.5
防衛省	9,919,530,135	1,056,810,404	628,521,077	1,685,331,482	8,234,198,652	16.9
合計	137,601,757,756	18,830,305,186	20,216,966,859	39,047,272,046	98,554,485,709	28.3

2　特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	51,307,459,118	6,031,270,448	8,323,697,811	14,354,968,260	△ 36,952,490,857	27.9
歳出	51,092,000,197	7,492,468,653	16,938,587,669	24,431,056,322	26,660,943,874	47.8
地震再保険						
歳入	126,339,766	18,998,519	6,773,748	25,772,268	△ 100,567,497	20.3
歳出	126,339,766	144,287	201,971	346,258	125,993,507	0.2
国債整理基金						
歳入	224,828,567,066	23,834,716,857	72,380,649,118	96,215,365,975	△ 128,613,201,090	42.7
歳出	227,871,441,806	32,030,706,498	29,996,084,005	62,026,790,504	165,844,651,302	27.2
外国為替資金						
歳入	4,824,674,375	321,280,811	734,182	322,014,994	△ 4,502,659,380	6.6
歳出	1,973,396,598	85,468,743	147,143,008	232,611,751	1,740,784,846	11.7
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	26,676,473,344	3,692,303,571	995,562,638	4,687,866,209	△ 21,988,607,134	17.5
歳出	26,676,473,344	3,810,197,704	956,024,743	4,766,222,448	21,910,250,895	17.8
投資勘定						
歳入	758,500,041	409,153,399	218,309,005	627,462,405	△ 131,037,635	82.7
歳出	768,500,041	16,816,493	57,853,216	74,669,709	693,830,331	9.7
特定国有財産整備勘定						
歳入	31,207,322	494,622	24,319,287	24,813,910	△ 6,393,411	79.5
歳出	4,377,380	8,105	3,874	11,979	4,365,400	0.2
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	3,241,496,260	38,597,885	1,872,456,023	1,911,053,908	△ 1,330,442,351	58.9
歳出	4,155,649,433	60,943,848	1,302,951,416	1,363,895,265	2,791,754,167	32.8
電源開発促進勘定						
歳入	473,227,391	291,248	153,859,252	154,150,500	△ 319,076,890	32.5
歳出	547,422,104	23,700,193	24,881,313	48,581,506	498,840,597	8.8
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	11,967,206,114	737,121,303	1,657,061,044	2,394,182,348	△ 9,573,023,765	20.0
歳出	11,967,206,114	871,785,668	1,791,279,544	2,663,065,212	9,304,140,901	22.2
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	1,239,004,417	6,706,544	847,210,127	853,916,671	△ 385,087,745	68.9
歳出	1,239,004,417	478,430,336	352,151,414	830,581,750	408,422,667	67.0
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,331,596,448	63,576,550	150,891,009	214,467,559	△ 1,117,128,888	16.1
歳出	1,123,327,218	111,075,986	169,909,537	280,985,524	842,341,694	25.0
雇用勘定						
歳入	2,494,863,538	1,108,152	25,724,227	26,832,379	△ 2,468,031,158	1.0
歳出	2,290,439,006	186,824,338	289,864,768	476,689,107	1,813,749,899	20.8
徴収勘定						
歳入	4,224,165,321	197,066,260	70,454,778	267,521,039	△ 3,956,644,281	6.3
歳出	4,224,165,321	6,348,380	32,384,149	38,732,529	4,185,432,791	0.9

年金							
基礎年金勘定							
歳入	28,980,031,698	4,820,712,542	4,702,857,236	9,523,569,779	△ 19,456,461,918	32.8	
歳出	28,980,031,698	3,789,045,742	4,441,195,361	8,230,241,104	20,749,790,593	28.3	
国民年金勘定							
歳入	4,238,936,181	472,918,096	840,622,160	1,313,540,257	△ 2,925,395,923	30.9	
歳出	4,238,936,181	629,383,569	511,697,370	1,141,080,940	3,097,855,240	26.9	
厚生年金勘定							
歳入	53,781,662,807	8,050,111,320	5,907,533,723	13,957,645,043	△ 39,824,017,763	25.9	
歳出	53,781,662,807	8,847,347,994	8,755,928,507	17,603,276,502	36,178,386,304	32.7	
健康勘定							
歳入	14,640,093,254	1,839,854,433	1,020,124,585	2,859,979,019	△ 11,780,114,234	19.5	
歳出	14,640,093,254	970,681,529	2,369,257,380	3,339,938,910	11,300,154,343	22.8	
業務勘定							
歳入	1,285,836,031	193,487,519	127,821,621	321,309,140	△ 964,526,890	24.9	
歳出	1,285,836,522	93,910,773	62,442,573	156,353,346	1,129,483,175	12.1	
子ども・子育て支援							
子ども・子育て支援勘定							
歳入	4,796,876,921	473,793,919	1,509,124,517	1,982,918,436	△ 2,813,958,484	41.3	
歳出	4,813,351,679	26,181,993	664,855,142	691,037,135	4,122,314,543	14.3	
育児休業等給付勘定							
歳入	1,104,257,967	83,013	28,138,587	28,221,600	△ 1,076,036,366	2.5	
歳出	1,104,257,967	83,465,546	167,531,694	250,997,241	853,260,725	22.7	
食料安定供給							
農業経営安定勘定							
歳入	239,451,358	16,135,173	60,327,485	76,462,659	△ 162,988,698	31.9	
歳出	239,451,358	2,472,450	4,248,489	6,720,939	232,730,418	2.8	
食糧管理勘定							
歳入	905,209,426	137,180,964	107,946,940	245,127,905	△ 660,081,520	27.0	
歳出	922,715,012	35,497,621	47,070,432	82,568,054	840,146,958	8.9	
農業再保険勘定							
歳入	98,170,467	16,576,987	14,849,628	31,426,615	△ 66,743,851	32.0	
歳出	93,361,649	15,095,160	7,289,994	22,385,155	70,976,493	23.9	
漁船再保険勘定							
歳入	7,679,775	462,322	50,001	512,324	△ 7,167,450	6.6	
歳出	6,681,619	236,280	40,110	276,390	6,405,228	4.1	
漁業共済保険勘定							
歳入	23,467,932	99,000	4,740,866	4,839,866	△ 18,628,066	20.6	
歳出	12,188,667	173,308	4,445,934	4,619,242	7,569,424	37.8	
業務勘定							
歳入	31,040,437	6,001	364,629	370,630	△ 30,669,806	1.1	
歳出	31,062,926	1,093,705	1,863,566	2,957,272	28,105,653	9.5	
国営土地改良事業勘定							
歳入	6,271,017	508,006	269,310	777,317	△ 5,493,699	12.3	
歳出	8,562,133	169,173	57,197	226,370	8,335,762	2.6	
国有林野事業債務管理							
歳入	330,539,496	—	68,962,066	68,962,066	△ 261,577,429	20.8	
歳出	330,539,496	—	68,962,066	68,962,066	261,577,429	20.8	
特許							
歳入	291,219,450	25,899,834	153,232,665	179,132,500	△ 112,086,949	61.5	
歳出	160,708,531	12,560,299	11,092,197	23,652,496	137,056,035	14.7	
自動車安全							
自動車事故対策勘定							
歳入	86,050,827	54,572,936	14,041,001	68,613,937	△ 17,436,889	79.7	
歳出	29,833,204	1,169,381	4,634,751	5,804,133	24,029,071	19.4	
自動車検査登録勘定							
歳入	52,963,186	4,416,114	12,289,061	16,705,176	△ 36,258,009	31.5	
歳出	46,988,221	2,856,763	2,697,540	5,554,304	41,433,917	11.8	
空港整備勘定							
歳入	423,591,419	21,622,231	143,027,712	164,649,943	△ 258,941,475	38.8	
歳出	525,744,419	36,775,341	21,650,367	58,425,708	467,318,711	11.1	
東日本大震災復興							
歳入	633,368,369	88,492,451	106,873,973	195,366,425	△ 438,001,943	30.8	
歳出	712,770,628	48,342,438	36,679,284	85,021,723	627,748,905	11.9	

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
						%
沖縄振興開発金融公庫						
収入	15,847,922	999,214	1,338,495	2,337,709	△ 13,510,212	14.7
支出	13,556,576	961,764	2,428,842	3,390,606	10,165,969	25.0
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収入	218,589,405	10,038,939	24,527,344	34,566,283	△ 184,023,121	15.8
支出	133,089,839	13,126,145	11,340,413	24,466,559	108,623,279	18.3
農林水産業者向け業務						
収入	60,652,516	2,024,728	2,480,714	4,505,443	△ 56,147,072	7.4
支出	59,685,303	4,091,036	2,552,034	6,643,071	53,042,231	11.1
中小企業者向け業務						
収入	164,231,883	9,203,767	14,694,012	23,897,780	△ 140,334,102	14.5
支出	75,554,390	5,031,716	6,247,893	11,279,610	64,274,779	14.9
信用保険等業務						
収入	306,218,880	24,406,463	42,240,559	66,647,022	△ 239,571,857	21.7
支出	807,788,009	32,658,063	77,299,900	109,957,963	697,830,045	13.6
危機対応円滑化業務						
収入	20,590,247	2,081,120	732,737	2,813,858	△ 17,776,388	13.6
支出	50,253,662	4,137,903	1,677,797	5,815,701	44,437,960	11.5
特定事業等促進円滑化業務						
収入	8,261,111	3,689	196,336	200,026	△ 8,061,084	2.4
支出	8,261,091	14,293	175,779	190,073	8,071,017	2.3
株式会社国際協力銀行						
収入	3,303,556,755	95,026,019	144,070,778	239,096,797	△ 3,064,459,957	7.2
支出	3,270,846,394	50,869,464	180,064,821	230,934,285	3,039,912,108	7.0
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収入	185,508,891	17,881,604	20,005,442	37,887,046	△ 147,621,844	20.4
支出	298,065,866	23,025,675	26,642,124	49,667,799	248,398,066	16.6

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。